

第81表 中等生活者の世帯人員別に見た一ヶ月一世帯當家賃（前掲書）

世帯人員別	収入	賃金	借費	家賃	敷金	造作	一層當り家賃	一人當り家賃	収入に對する家賃の割合(%)
2人	96.55	2.54	11.22	15.83	36.51	14.56	1.41	5.61	16.40
3人	101.01	2.66	11.81	16.68	45.41	15.07	1.41	3.94	16.51
4人	116.58	2.92	13.07	17.64	40.44	21.14	1.35	3.27	15.13
5人	124.01	3.21	14.57	18.84	41.04	15.77	1.29	2.91	15.19
6人	128.65	3.34	15.27	19.99	35.37	5.17	1.31	3.05	15.54
7人	141.41	3.58	16.43	20.04	30.18	2.93	1.24	2.63	14.43
8人	152.11	3.69	16.93	20.61	27.71	6.42	1.22	2.12	13.55
9人	197.69	4.83	25.42	35.15	78.83	25.00	1.38	2.82	17.78
計(平均)	116.56	2.99	13.50	18.06	39.31	14.04	1.34	3.14	15.49

して世帯人員の大となる程小となつてゐる。

尙此造作費の中には修繕費の性質のものが多分含まれてゐるわけであるから、本稿では前記諸調査其他を綜合して所謂雑作及其他の修繕費として月額二圓五〇錢を見積ることにした。

(五) 地代

勤勞階級の住宅が、その大半が借家によつてゐる爲に、直接借家人に關係がないので、地代は比較的重視されてゐ

ないのであるが、然し家賃は地代を含んでゐるものであるから、地代が高ければ、家賃も亦高騰せざるを得ないものである、故に地代も又公正なものでなければならぬ。

前記厚生省調査「土地家屋賃貸状況調査」(昭和十三年九月調)によつて地代を見ると、全國都市の總平均當りは二四錢で、六大都市では三〇錢、其の他の都市では半額の一五錢である。更に普通住宅の地代は二一錢、店舗向住宅は三二錢で、普通住宅の地代は店舗向住宅の地代に比して三割方低率となつてゐる。更に六大都市に於ける普通住宅の地代(昭和十三年)を高率順、地區別に見ると

東京	三一錢
大阪	三一錢
神戸	二七錢
横濱	二四錢
京都	一七錢
名古屋	一三錢
其他都市	一二錢

の順で東京大阪が最も高率である。店舗住宅地の順位は、横濱四三、大阪四一、東京四〇、神戸三三、京都二三、名古屋一七の順で普通住宅の地代と趣を異にしてゐる。

東京市學務部社會課調査「東京府五郡に於ける家屋賃貸事情調査」(昭和七年四月現在)により五四ヶ町村に於ける自家九四五四戸の地代について見ると、其の一坪當りは一九錢六厘で、住宅の地代では一七錢八厘、店舗住宅二四錢八厘、工場の地代二〇錢二厘、其他二二錢三厘となつてゐる。

東京市在職者生計調査（東京市統計課昭和六年三月調査）による地代支出者は總被調査者の一〇・三%で總平均一世帯當り地代は一四五六錢であつた。

以上地代の實狀を見たのであるが、全體から見ると地代はその大半が家賃に含まれてゐるのであるから、借家としての住居費の算出には地代は含めぬことにした。

（六）家具什器類費

如何なる家庭でも家具什器類は大小にかかわらず要するものであるが、その限度は全く標準がなく、生活程度高き者程質もよく、種類も多く使用されてゐる。然し實際は所謂親譲りのものが多いため、生計費調査等には全生活期間を通じての家具什器費と云ふものが現れてゐない。然し假りに此處に新居を構へるとすれば、少くともタンス、鏡臺下駄箱、時計、書棚、チャブ臺、食事用具、（釜、鍋等）食器棚、洗面用具、タライ、國旗、ラチオ等々の生活必需品はどうしても必要である。故に之等を新調するとすれば少くとも二〇〇圓は下らない。而して家族の増加に伴つて漸次家具什器も必要となつて来る。筆者は斯うした見地から生活必需品と見做す家具什器に就いて、その新調とその使用期間との算出をなして概算をすると、月額三圓内外の家具什器費を要するものと見做される。（事變下の物價高によらず平時物價によつた、算定種目及使用期間別内容は省略することにした。）

（七）水道費

水は我々生活上欠くべからざるものであるが、農村に於ては井戸より汲み上げるため殆んど費用を要さぬが、都會

の生活者の多くは水道に依るの外はない、井戸もあるが不潔のもの多く、使用に堪へぬものが多い。今内閣家計調査に依る大正一五年乃至昭和二年、昭和六乃至七、昭和七乃至八、昭和八乃至九、昭和一二乃至一三年度の給料生活者及労働者の水道料を見ると一ヶ月當り三八錢四厘である。（これは水道使用せざるものも含んだ一人當りである。）本研究に於ては一ヶ月當り水道料を四〇錢と見做して計算することにする。

第二項 職業別に見た住居費

住居費殊に家賃は實際は収入の大小に關係するので従つて職業によつても亦相當異なるものである。今東京府社會課調査「中等階級生計費調査」(大正一二年一月)に就いて見ると第八二表の如くである。

先づ家賃實額で見ると銀行會社員の二五圓三三錢が最も高く、次が官吏で二一圓九八錢、中小學教員二二圓二四錢、公吏、雜、職工、警察官、電車従業員の順で、全収入に對する家賃の割合を見ると、最も多いのは官吏で、一七・四五%、次が銀行會社員で、一七・六二%、公吏が一七%、雜一五・〇五%、警察官一四・五〇%、中小學校教員一四・四四%、電車従業員一四・〇二%、職工一三・三七%の順で、總平均一五・四九%に當つてゐる。同じく東京府社會課が「中等階級住宅調査」を爲した結果によると、全収入に對する家賃の割合は、官吏一九・〇四%、公吏一五・一八%、警察官一七・九一%、中等教員一七・三二%、小學校教員一六・九一%、會社員一六・八八%、銀行員一八・五〇%、電車従業員一三・八六%、職工一五・二六%、雜一五・九四%、總平均一六・八八%であつた。即ち中等階級生計費調査と比較すると各職業共に二%内外の増加を示してゐる。厚生省其他の家賃の金高を見ると一七圓乃至一八圓である。此金額で全収入に對する割合を見ると（内閣家計調査收入昭和八、九年度給料生活者九七圓四八錢、労働者八六圓

五九錢として、前記中等階級生計費調査及住宅調査の割合一五・四九%及一六・八八%に比較すると、給料生活者は一七・九%労働者は二〇・二%であるから、内閣家計調査の比率より二%乃至三%大である。敷金に於ては概して官吏、銀行會社員等が高く、警察官、職工等が少ない、造作に就いて見ると敷金と逆の傾向を示してゐる。

総合的に見た標準家族住居費と比較すると實數に於ても割合に於ても「中等階級生計費調査」の銀行會社員に近似してゐる。

第三項 収入階級別に見た住居費

住居費を収入階級別に見ると何れの調査も収入の増大するに従つて大となつてゐる。然しその全収入に對する割合は既述の如く、逆に小となるものと、殆んど同率のものがある。

前掲「中等階級生計費調査」の収入階級別の全収入に對する家賃割合を見ると、大體に於て収入の小なる階級程家賃の額は小であるが、全収入に對する割合は逆に六〇圓以下は二〇・一九%、八〇圓以下は一九・〇八%一〇〇圓以下一八・〇四%と漸次概して小さくなつてゐる。次は内閣の家計調査に就いて見るに（昭和一二乃至一三年度）六〇圓階級を百とした指數では、給料生活者では、七〇圓は一〇八、八〇圓は一二九、九〇圓は一四五、一〇〇圓は一五五、一〇〇圓以上は一七八となつて収入の大となる程、家賃の金額も亦大となつてゐる。労働者に就いて見るも此事は同じで、その増加割合は給料生活者に比して大である。（第八五表）

次に内務省社會局「細民生活狀態調査」(大正一〇年)によつて収入階級別にみると次の如くである。即ち収入階級

第85表 内閣家計調査による収入階級別に見た住居費
(六〇圓未満を百とした指數) (昭和一二~一三年度)

		總額	飲食物費	住居費	光熱費	被服費	其他の費
給料生活者	60圓未満	100	100	100	100	100	100
	70 "	105	121	108	125	192	73
	80 "	116	127	129	116	263	79
	90 "	129	134	145	127	282	98
	100 "	142	147	155	132	317	110
	100圓以上	171	164	178	137	417	147
労働者	50圓未満	100	100	100	100	100	100
	60 "	108	103	133	107	108	105
	70 "	122	115	150	105	150	119
	80 "	137	124	167	108	166	147
	90 "	149	128	150	115	196	175
	100 "	165	135	196	119	231	205
100圓以上	195	148	214	124	294	277	

の大となるに従つて、家賃は大體に於て順次大となつてゐるが、全収入に對する家賃の割合は減少を示してゐる。

収入別	家賃平均 (圓)	全収入に對する家賃の割合(%)
三〇圓未満	三、四七	一一、三
四〇圓 "	二、八六	七、二
五〇圓 "	四、〇二	八、一
六〇圓 "	四、〇七	六、八
七〇圓 "	四、〇四	五、八
八〇圓 "	四、五〇	五、六
九〇圓 "	四、〇二	四、五
一〇〇圓 "	四、六一	四、六
一二〇圓 "	四、四五	三、七
一五〇圓 "	四、九九	三、三
一五〇圓以上	六、三八	四、二
總平均 (七二、二六)	四、二〇	五、八

以上の如くオグバイン氏の法則によるものは此外に京都市電氣局従業員家計調査(大正一三年一二月京都市役所調査)に於ても又名古屋市社會課調査の「常備労働者

生活状態(大正一二年一月)に於ても同様であつた。

第四項 世帯人員別に見た住居費

世帯人員別に見た家賃割合を見ると、前掲中等階級生計費調査に於ては、世帯人員の増加につれて家賃も増加を示してゐるが、全収入に對する家賃の割合ではむしろ僅かづつではあるが減少を示してゐる。(附表6)一疊當り家賃を見ると世帯人員の小なる程高くなつてゐる。

更に「中等階級住宅調査」によるも次の如くで殆んど同様である。

家賃(圓)	収入對家賃(%)	家賃(圓)	収入對家賃(%)
二人	一七、五七	二人	二四、六六
三人	一八、六六	三人	一七、二五
四人	一九、一三	四人	二〇、三九
五人	一九、五三	五人	一四、三八
六人	二一、一七	六人	二七、五〇
七人	二一、三三	七人	一九、〇二
		計	一四、七八
			一九、六九
			一六、八八

以上の外諸種の調査統計によるも何れも同じ傾向を示してゐるが、これは住居は或一定の限度があるが、同時に又融通性があるためである。

第五項 家屋保存期間(使用期間から見た住居費)

住居費中最も主要なものは家賃であり、此家賃を決定する主要なものはその建築費と、地代である。而して此の建築費より割出される家賃はその家屋の使用年限によつて定まるものである。故に家屋が何年位持つものであるかの研究は家賃決定の上に重要な要素である。勿論建築物によつて又その建築に用ひられる材料により、或はその地方により、同じ地方でも敷地の如何による乾濕等の相違があるとは云へ、木造普通住宅、洋風木造建と大體の標準によつて、その使用材料その他を一定條件の下に建築するならば、大體の家屋の壽命は知られるものである。只自然による家屋壽命の以外に火災地震水害等の天災によつて損失を被る事があるから、實際に當つては斯うした點をも勘定に入れらるべきである。

家屋建築後の年數別割合(%)

建築後の年數	一〇ヶ年	一五ヶ年	二〇ヶ年	二五ヶ年	三〇ヶ年	三五ヶ年	四〇ヶ年	四五ヶ年
(五) 東京市新築改良住宅地區調査	六、三	三三、四	二一、八	一七、二	一一、四	六、一	三、〇	〇、一
(三) 大阪市内の住宅	三二、一	一一、五	七、三一	一一、九〇	六、六〇	四、四九	三、四七	一、五五
(四) (借家)	四九、九七	一一、八九	一一、八九	—	—	—	—	九、〇六
建築後の年數	五〇ヶ年	五〇ヶ年	五〇ヶ年	五〇ヶ年	五〇ヶ年	五〇ヶ年	五〇ヶ年	五〇ヶ年
(五)	〇、七	〇、〇	〇、〇	一九年				
(三)	〇、七一	一、五二						
(四)	三、四五	〇、二八						

備考 各年共一年づつづれてゐる。不詳 二八、二三

(五) は東京市の新市域の不良住宅地區に就いて調査されたものであるが、一五年以下が最も多く、次が二〇年以

下で、二五年以下、三〇年以下、一〇年以下の順で平均一戸當り年限は一九九年である。次の大阪市内の住宅では一〇年以下が最も多く、二五年以下、一五年以下、二〇年以下の順で、總平均は判明してゐないが、大體一五年位であらう。(四)の調査は神戸市の「勤勞所得者の住宅調査」の結果であるが、(三)の大阪市内の住宅と近似してゐる。以上の外諸種の研究を参考として総合すると、普通住宅向木造日本家屋では二〇年前後と見做すことが出来るであらう。然るに我國の現状を見るに、營利を目的とする借家は、原價償却を急ぐのあまり、家屋保存期間を一〇年位とし、甚しきは五年六年として計算して、不良住宅を驚くべき高家賃によつて貸與する者がすくなくない實狀である。

第六項 綜合住居費

以上各項に於て種々研究したのであるが、我國現在の住居が無統制であり、その無秩序に建てられた建物に居住する者の調査を基礎としてゐるため必ずしも完全なるを保し難いが、然し筆者は出来る丈合理的な方法によつて標準家族による住居費を綜合して算定すると次の如くである。

	(全平均)	(厚生省)
家賃	二七圓九四錢	一九圓八〇錢
敷金	一〇、〇〇	一〇、〇〇
權利金	〇、〇〇	〇、〇〇
地代	二圓五〇、〇〇	二圓五〇、〇〇
合計	三三圓九四、〇〇	二五圓八七、〇〇

以上を全家計支出額の假定を一四四圓として、前記全平均の住居割合を見ると二三・五七%、厚生省の標準によると一七・九六%に當る。

第七項 住宅組合による自宅建築と住居費

以上は借家をなす者の場合に於ける住居費について研究したのであるが、然し住居は原則として自己所有のものであるべきものである。故に工面して是非自己の家を建築すべきである。之にはどうしたらよいであらうか。

國民の八割五分を占める勤勞階級は、三千圓、四千圓と云ふ建築費を持たない。然し若し協同組合組織による住宅組合を組織して、住宅建築をするならば、容易に出来るのである。建築費は物價の變動により甚しく相違するので詳細を論ずることは省略するが、大體一坪當り木造住宅で一〇〇圓前後であつて、又他の調査では一一三圓であつた。今假りに造作等を入れて一三〇圓として二〇坪の家を建てるとすると二六〇〇圓であり、三〇坪の家とすると三九〇〇圓である。(普通家賃は建築費の一割が一ヶ月の家賃とされてゐるから、之によると二〇坪の家は一ヶ月の家賃は二二圓六六錢であり、三〇坪の家は三二圓五八錢である。)即ち自分で建築するとすれば、此の家賃額に相當する二一圓六六錢と地代(厚生省調査平均坪二四錢敷地六〇坪として)一四圓四〇錢合計三六圓を毎月支拂つて行くとすれば、一七、八年後には原價償却が出来、自己の家となるのである。勿論此外に修繕費、公課等見積らねばならぬが、

多額でないから差したる負擔額にならない。故に勤勞階級は住宅組合を設置して、之を最も合理的に運用するならば家賃に近いもので自己の家を持つことが出来るのである。

第六節 事變と住居問題

第一項 事變と住居問題

支那事變が勃發してから、時局産業の躍進に伴ひ、工業地帯、就中重工業地たる東京、川崎、横濱、名古屋、大阪神戸等の大軍需工業都市は、従業者の集中に伴つて、所謂股販産業地帯は住居の拂底を來たし、必然的に地代、家賃は賃金におかまひなく騰貴し、生活費の増加となり、物價騰貴と共に益々生活の困難化に導いてゐる。川崎方面、鶴見、蒲田方面は六疊に四人五人放り込まれて居り、又宮城縣から一家引拂つて移つて來たが家がない。そこで六疊と三疊の家に住む同僚が見かねて、家が見つかるまでの同居を許した處、二ヶ月経つても三ヶ月経つても家がなく、六疊と三疊の二間に十二人がうごめいてゐると語つてゐる。従つて家賃等も事實は暴利取締令を尻目に騰貴してゐる。六疊と三疊で一九圓、三間あつたら二五圓以上であり、土臺を少しいぢつただけで六圓値上げをした。こんなに家賃が高くつては、日給二圓八〇錢や三圓位では收支償はない。云々と云つてゐる。これは當然のことである。今最近急速に發展して來た川崎市に例をとると、同市丈でも勞務者が事變前に於て五萬以上を擁してゐたのであるが、事變と共に更に急激に而かも多數増加するに至つたのである。處に住居の方は少しも増加してゐないのであるから、

住宅難は當然である。職工一人に對して全部家族持ちでないまでも、三倍の人口は見込まねばなるまい。故に假りに職工が一萬世帯増したとすれば、職工の分だけで一萬戸必要とする。處が事實はこの職工に伴つて他に會社の職員とか商人等が増加するわけであるから、一層住居の缺乏を來たす事になる。而も住宅は金融、資材等の制限及建築費、

労働者の不足等によつて、急速の建築は出來ないが故に一層住居難は深刻とならざるを得ない。

今某工場工員の居住状況を見ると第八六表の如くである。即ち住宅が男は四四・二%、下宿、アパートが四九・三%、社宅、寄宿舍が六・五%である。女子も大體似てゐる。これ丈でも住居の拂底を知ることが出来る。住居がなければ當然その町を中心次第に外に向つて住居を求むる事になるから、必然的に遠くならざるを得ない。勤務場所と住居とが遠くなるに従つて通勤時間の延長となり、交通乗車の困難は、疲勞を大ならしめるが故に、労働能率に及ぼす影響も亦大であると云はねばならぬ。

下宿の居住密度は工場地帯の事變後に於ける下宿居住密度に就いて見ると次の如くである。即ち密度大であると思はれる割合を見ると四疊半では居住限度は一人であるが、二人三人があり、六疊では二人が限度であるが、三人以上が一・五・二二%、八疊では精々三人迄であるが、四人以上が一・二・二%あり、一〇疊では精々四人までであるが、五人以上が四・四%ある。以

第86表 某工場工員居住別割合

	男	女	計
獨立住宅自家	6.9	6.3	6.8
借家	12.7	13.9	12.8
二戸建以上の住宅	24.6	19.8	22.8
營業下宿アパート	5.9	2.3	5.0
素人下宿住宅	43.4	57.4	47.6
社宅	6.1	0.3	4.7
寄宿舍	0.4	—	0.3

(横山功喜 勞研第一六卷 第一〇號 一九五頁)

下宿の居住密度(%)

人数	一人	二人	三人	四人	五人	六人以上
叠数	一、三三	二、四四	一、〇四	一	一	一
四、五	六、四七	一、八一	九、九四	四、八七	〇、四一	一
六、〇	八、〇	二、一四	八、四二	一三、九五	五、三七	四、二三
八、〇	一〇、〇	〇、六五	三、四七	五、〇四	四、八七	四、四一

(前掲書 一九五頁)

上の限度は布團を懸ける範囲であつて、氣容積から見ただけでないのでないから、下宿の居住密度は甚しく大であることが知られる。これが保健上に及ぼす影響の亦大なる事是否定出来ぬであらう。

1) 2) 工場従業者の住宅問題 (社會政策時報 昭和十五年一月號)

第二項 居住分布状態と通勤關係

一般に大都市市民の職場と通勤關係の間に介在する最も大きな要素は交通機關である。大都市になればなる程此人口移動は實に交通機關の力に依存することが大である。工場労働者はその作業の性質上、時間的に經濟的に職場と住居との距離の近い事を要求する。然るに我國の都市は工場地區、住宅地區、商業地區と云つた都市計畫がなく、勝手氣儘の状態に放置されて居り、交通網も従つて何んの連絡もなく、無統制極まる状態にあるが故に、事變後の工業都市の交通網の混亂は想像以上である。今東京市が同市内大工場約五百工場、職工約一二萬に就いて通勤關係を昭和二年七月末現在に於て調査されたものによると、徒歩通勤者六七・五%、その内寄宿、共同宿舍が二・五%、工場附

近より徒歩通勤者が五五%、で七割近くを占め、乗物利用は三二・五%である。(東京市産業時報第五卷 第五號 二九頁)
次に某市に就いて岡島暢夫氏が調査された報告によつて、工場を中心に居住分布状態を見ると(勞研 第一六卷 第一〇號 二〇四頁) 次の如くである。(昭和十三年)

距離	人員	百分比
一キロ以内	〇	〇
一、五	六九	一、六
二、〇	九九〇	二二、四
二、五	一二五二	二八、四
三、〇	七八七	一七、九
三、五	五六五	一二、八
四、〇	三七四	八、五
四、五	二五九	五、九
五、〇	五六	一、二
五キロ以上	五七	一、三

即ち半里(二キロ)以内は僅かに二割四分で、二・五キロ以上四キロ(一里)以内が最も多く合計では六七・六%を占めてゐる。通勤時間を徒歩ですれば二キロは約三〇分位である。然るにこの調査によると三キロ内外が最も多いのであるから、通勤のために要する時間は徒歩者は四〇分乃至五〇分要する者が多數を占むるわけで、自轉車の者でも二〇分乃至二五分を見なければならぬであらう。自動車は市街の交通頻繁地は相當緊張を要するが故に、疲勞も相當あると考へられる。又電車で通勤するものと雖も、最近の殺人的混雑さでは、自轉車以上の疲勞を與へるであらう。住居が拂底すると云ふことは、次第に勤務地を中心にして外に向つて遠い處に求めざるを得ない事は前述の如

くであるが、之と同時に住居の拂底は必然的に家賃の高騰を伴ふが故に、居住者の収入条件との制約を受けざるを得ない。従つて低收入者は、通勤距離の増大、その増大による徒歩、自轉車、殺人的混雑電車等々による精神的、肉體的疲労を來たすが如き不利な条件を知りつゝも住居費の低廉をねらふため、遠くならざるを得ない、而かも遠くなる以外に住居の質的低下をも免れないのである。これは勤勞階級の保健上に悪影響を與へるのみならず、勞働能率を低下せしむる原因ともなるのである。

以上は事變により影響を受けて相當異常と見做すべき昭和一三年度の調査であるが、事變時にあらざる、昭和四年八月に行はれた通勤距離の調査と比較して見ることにする。

1) 萩原信一 川崎市職工住宅分布の調査より見たる土地整理計畫への希望(都市公論昭和八年五月號 五六頁)

通勤距離	人員	百分比
一軒(徒歩一五分)	四五〇二	四四・七
一軒以上二軒(三〇分以内)	四五四一	四四・九
二軒以上(三〇分以上)	九一二	八・六
その他	一八二	一・八

即ち徒歩一五分のものが約四四・七%、三〇分までが四四・九%、三〇分以上は僅かに八・六%であるから、前記調査よりは通勤距離は概して短かつた事が知られる。換言すれば、住居難、住居費騰貴、通勤距離延長、住居の質的低下現象は事變後特に甚しくなつた事が證明されるわけである。

通勤種類別及所要時間

通勤方法はどんな状態にあるかに就いて「某市主要工場職工通勤方法調(昭和四年被調査二一〇三人)」によつて

電車	四八・五五%
徒歩	三八・三七
自轉車	四・〇四
バス	三・二三
徒歩及電車	四・七一
汽車	〇・一九
電車バス	〇・六七
徒歩バス	〇・一九
自轉車電車	〇・〇五

見ると次の如くである (某市工場に関する調査 都市計畫某地方委員会)

即ち電車及徒歩が大半を占め、自動車は案外少ないのが目立つ。次に此の内電車による通勤者の所要時間割合を見る、次の如くである。

通勤所要時間割合(某市主要工場職工)

所要時間	電車	徒歩	自轉車
一〇分	一・七七%	二六・四三	四一・六七
二〇分	一一・七八	四三・七七	三〇・九五
三〇分	二〇・二三	六一・七二	一六・六七
四〇分	二二・三七		四・七六
五〇分	一五・八〇		四・七六
六〇分	一一・八七		一・一九
		一〇・四七	

七〇分	一、〇八	四、六一	(六〇分以上)
八〇分	一、一八		
九〇分	二、三六		〇、一一
一〇〇分	〇、二九		
一一〇分	〇、一〇		〇、五九
一二〇分	〇、一九		

電車によるものを見ると四〇分乃至六〇分のもが最も多く、五一・〇三%を占め、次は一〇分乃至三〇分で四三・七七%である。一時間以上要するものは僅かに五・二%である。

徒歩によるものは三〇分以内が最も多く、全体の六一・七二%を占め、次が一〇分もので二六・四三%である。然し一時間近い處から徒歩で通ふものが一〇・四七%、一時間半が〇・一二%ある事は考慮すべきことである。

自轉車は一〇分以内が最も多く、漸次二〇分、三〇分と減少を示してゐる。以上のうち一時間以上のもの(五・二%)、徒歩の六〇分以上のもの(二〇・五九%)、自轉車で四〇分以上のもの(一〇・七一%)が相當ある事は能率上、災害上等より考慮すべき點であらう。

工場が設置されれば之に伴つて物資輸送用の機關と共に、従業員の住居と勤務場所との交通網の充實が要求される。處が最近の如き急速なる工場都市の膨脹は、住居、交通機關が伴はず、爲に、朝夕の所謂ラッシュアワーに於ける交通機關の混雑さは想像以上で、特に京濱間の電車、バスの如きは、女子供は何臺待つても乗車は困難である。突きのける位は當然かの如くなり、窓から飛び込むものさへある始末で、文字通り交通地獄である。

省線川崎驛について、昭和十四年一月現在の乗降者の時間的分布を調査した結果によると、乗降客の一日平均は

八六、〇〇〇人で、その六〇%がラッシュアワーに殺到することが判明したのである。即ち川崎驛乗降客の大半が工場方面の従業員によつて占められてゐる事が知られるのである。その内六時―六時三〇分は二%、六時三〇分―七時までは七・四%、七時―七時半までは二・五%と急騰し、之を最高として下降を始め、七時半―八時までは八・三%、八時から八時半までは六・八%、八時半―九時までは三・九%と漸次下り、九時以後四時から九時半までは一%から二%臺にあるが、四時半より五時に至ると三%となり、之より五時―五時半七・五%、五時半―六時半八・二%と上昇を示し、再び下降を始め、六時―六時半六・七%、六時半―七時四・七%、七時―七時半二・八%と下るに至る。即ち朝の混雑は工場の朝の出勤時間が何れの工場も七時から七時半にあることのために起ることが知られる。之に反して夕方が朝程の混雑を來たさぬのは、退勤時間が残業その他の理由により朝の出勤時間程一致してゐない事を意味してゐるものであらう。此意味で、出勤時間の調整によつて、多少の緩和は出来るであらう。然しどこまでも之は多少であつて、根本的な緩和は望まれない。

以上は一例として川崎市その他某市の事情を中心に述べたのであるが、根本的解決は、一都市丈ではなく例へば京濱間に例をとれば、東京市は川崎、横濱、八王子、市川市、川口市等近接都市の住宅、工場、商店街等を考慮した都市計畫を中心とした交通政策が確立されず、只無秩序にバスを増設せしめ、電車を乗入させても、解決しない事を知らねばならないのである。今日の如く、交通網が亂脈で不統一では決して能率が上る筈もなく、むしろ新設擴充の前に整理統合が必要である。斯くすることによつて、相當程度の緩和が出来るであらう。

工場當局者は工場を新設し、増設すれば機械と材料と人とがなければ仕事が出来ない事は知つてゐたであらうが、職工一萬人なら一萬人を要する工場を建てたら、それに伴つてその職工の住居と通勤に要する交通機關の必要である

事を忘れてゐた感がある。否知つてゐても、此の問題には目を耳をおぼつてゐる感があるのはどうしたわけであるか、最近になり今更の如くさき出しているのであるが、之は職工一萬人要する工場建設は、住宅をその所要戸數だけ設置すべしと云ふ確固たる工場管理制度がないからである。

住宅不足によつて受ける勤勞階級の精神的、肉體的、經濟的、時間的損失は重大であり、之が結果は保健上能率上悪結果を來たすことは火を見るよりも明かな事である。各國の住宅政策を此處に紹介するまでもないが、實に徹底した方針により實施されてゐるのである。我國に於ても文化國だの、一等國だのと云ふ前に、一等國は一等國らしい社會政策の實施をすべきである。吾人は一日も早く住宅政策を確立し、之が實施を政府自らなす様にすべきものであると信ずるものである。

第七節 本章總括

住居の良否は、採光、換氣、溫度の調節等の適否によつて略ぼ決定すると云ふことが出来る。其他の氣候と居住の目的とに應じ、此の三者を都合よく組合せ設計するならば、他の條件例へば敷地と建坪との都合よき配合、防濕防暑防寒、清掃、給水、排水、起居の便利等は合理的に解決し得られるわけである。然し今日の如き住居建築が、營利目的のために爲されてゐる實狀に於ては、以上の如き諸條件を具體的に規定した住居政策の確立を要するのである。

各國は住居政策の確立が、國民保健上、勞働能率向上の立場から必要であることを、逸早く認める處となり、低利資金の貸付、低収入勤勞階級への補助等々、極力これが改善實施に乗出してゐるのである。

フランスの如きは、ルーシニール法による自宅建築援助の貸付金の内、家屋價格の五分の一を自ら支辨する様に規定されてゐたが、此負擔額は子供一人の世帯に二千フラン、子供なき世帯は四千フランである。處が一八才以下の子供二人以上を有する者に對しては全々その負擔部分を無くして、同法による住宅融資を受ける事が出来る様に一九二一年に改良されたのである。尙癡兵の場合は、半減、工場負傷者及不具者は二五%乃至四九%まで減ぜられる。又癡疾者及戰爭による寡婦には、少くとも五〇%減額するのである。(住宅政策調査資料 第三輯 東京市)

又ドイツに於ても、借家人の借金で苦しんでゐる場合は、減免も行はれ、子供の多い家族や、戦傷不具者の住宅建築は特に奨励援助されてゐる。例へば大家族向の國民住宅貸付金は各三〇〇マルク増額され、四人以上の未成年子女を持つ家族に對する小住居聚區には各三〇〇マルク、著しき戦傷不具者には二〇〇マルクの附加が行はれる。家族の多い場合、寢室を増さねばならず、而かも特に収入の少ない大家族に對しては、最初五ヶ年間の家賃は一年に四〇マルクを軽減されるのである。(獨逸に於ける住宅政策の概観(濱野啓一)都市問題 第二九卷 第二號 六三頁)

各國は以上の如く著々と國民のための政策を實施しつつあるのである。國民生活の安定なく、住宅政策の確立なき處に人口増加等思ひもよらぬことを知るべきである。掛聲を大にする前に斯如き具體的政策を實施せよ、斯くする事によつてのみ人口増加も、國民保健も、傷夷軍人遺家族の保護も徹底するのである。

然るに我國の住宅政策には全く見るべきものなく、營利本位の貸家中心に放任されてゐる。「産めよ殖やせよ」と國家が奨励してゐるのに、一方では「子供ある方は御断り」などと國家の政策と相矛盾する事を公然としてゐる家主があまりに多い實狀である。

既に指摘した如く我國の住居は平均六疊二間である。而かも一疊當り家賃は一圓二七錢と云ふ高家賃であるから、

益々不良住宅（低家賃住宅）に向はざるを得ない實狀である。今日の如きままに放任されてゐては人口増加も國民體位の向上も困難である。筆者の算定による最低住居費は二五圓八七錢であるから、少くとも此程度の住居費が全支出の一七%乃至一八%の支出割合にある様に収入のある事が望ましいものと云ふことが出来るであらう。

第八章 光熱費に関する研究

我々の生活に於て、衣食住と共に大切なものは光熱費である。如何に食糧があり、住居があつてもそれを料理し、或は暖房をなす等、生活上缺くべからざる費目である。然し光熱費もその必要限度の標準が示されてゐない。又光熱費は家族的生活方法、地方別寒暖、その他の條件により亦取扱の如何により異なるものである。然し乍ら最低度必要量は目らあるものである。此意味で本章に於ては生活程度低き階級の生活費調査による光熱費により光熱費を検討し、之れによつて本研究に必要な標準光熱費を發見せんとするものである。

以下電灯々火、瓦斯、石炭、薪等の光熱費に就いて諸種の生計費調査を見ると次の如くである。

(一)「内閣家計調査」による大正一五年乃至昭和二年より最近までの光熱費を見ると、

給料生活者	大正一五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年
(%)	四、五五	四、七九	四、八五	五、〇二	五、〇六	五、一四	五、〇〇	五、三三	四、五五	四、五五	四、五五	四、五五	四、五五	四、五五	四、五五

即ち實數では給料生活者の平均は四圓三六錢、労働者は三圓七〇錢で、その割合は給料生活者は四・九七%、労働者は四・七三%である。

(二)「中等階級生計費調査」による薪炭燈火費を見ると電灯料一圓三三錢、瓦斯料六四錢、其他四圓九八錢、計六圓九四錢で、全支出に對する割合は五・六九%に當つてゐる。収入階級別に見ると収入の大となる程光熱費の割合は小となつてゐる。(附表七)

(三)「東京市及近接町村勤勞階級生計費調査」による光熱費は平均三圓六八錢で、その割合は四%であつた。収入階級別には差異を認められない。(附表八)

(四)「某大工場に於ける生計調査」(福利増進に関する調査資料 昭和二年四月調査)による光熱費は職員八圓六二錢(四・六七%)、職工五圓八五錢(四・四七%)、兩者平均六圓二〇錢(四・四%)で、中等階級生計費調査に實數では近似してゐるが、割合では小である。(附表九)

(五)「東京市在職者生計調査」による光熱費を見ると一ヶ月平均は四圓七七錢で、全支出に對する割合は五・二%に當る、収入別に見ると、割合に於ては殆んど同率である。

(六)「滿鐵社員生計費調査」による光熱費は職工八圓七三錢(五・一八%)、現業員八圓二〇錢(六・〇八%)、事務員一〇圓二九錢(五・五%)、平均八圓八八錢(五・四九%)で、その割合は前調査に近し。

調査項目	調査年	調査結果	割合 (%)
(七) 京都市電氣局従業員家計調査		五、二二	六、三
(八) 常備別労働者家計調査		五、一一	六、四
(九) 細民調査		二、五二	六、七二
(一〇) 大阪市給料生活者及労働者家計調査(大正八年)		四、八五	三、九二
(一一) 細民生活状態調査(東京市社会局調査)		四、三九	六、八九
(一二) 共同住宅居住者生活調査(同潤會)	昭和一〇年七月住吉	三、二七	七、二三
	庚台	二、三六	七、三八
	昭和一一年七月住吉	三、六七	八、三
	庚台	二、六六	八、一
(一三) 労働者生計状態に関する調査(京都府)(工場労働者)		八、二九	八、五六
(一四) 在京朝鮮人労働者の現状(東京府)(昭和九年—一〇年)		一、六九	六、二二

以上八種の調査によると實數では相當の開きを示すが、割合では七%乃至八%内外が多數を占めて平均四圓でその割合は六・九%である。

尙以上の調査に類似した調査を見るも何れも近似してゐる。

外國の割合に就いて見ると丁抹労働者は三・七%、ボンペー家計調査は七・一%、アメーダバッド労働者は六・七%、イラン家計調査では九・六%、南阿聯邦家計調査では四・一%であつた、(附表(10)(11)(12)(13)(14)参照)今我國に於ける前掲諸調査の總平均は四圓九一錢で、その割合は四・九七%である。前記外國の比して稍々小であるが、之は電灯、瓦斯等のない細民調査等が多く含まれてゐるためである。故に實支出額は以上の諸調査を綜合してみると、

電灯、瓦斯等必要最低限を設備使用するとすれば八圓内外を要するものと見られる。従つて本研究に於ては光熱費を八圓と見做すことにして、假定生計全支出を一四四圓とすれば五・五五%に當る。

第九章 被服に関する研究

第一節 被服の目的

被服の起原、即ち人類が如何なる目的の下に着用する様になつたかに就いては種々の學説があつて一定した形を取つてゐない様であるが、先づ氣候の變化に對應し寒暑を調節しようとする爲めであるとする「氣候適應説」があり、又人間が知性の發達に伴つて、自分の身體の一部を隠蔽しようとする一種の羞耻の觀念から起つたとする「羞耻觀念説」もある。「身體保護説」は外界から與へられる傷害を防ぐために、身に被服を纏ふ様になつたものと説明し、又被服は身體の裝飾の立場から出發してゐると云ふ「裝飾觀念説」があり、之と關聯して、人類が種族保存の本能的要求から身體を裝飾して異性の注意を惹こうとし、身體に簡単な材料を纏つたのに起因してゐると云ふ種族保存説等の説があつて、何れも被服の起原として首肯し得る理由を有してゐるのであるが、然し實際に物の起りと云ふものは、單一な原因からでないのが普通であつて、被服の起原も亦之を單一な原因に歸すべきではない。

原始時代の自然環境によつて寒暑に對する實用的の目的から、又種族保存の爲めの裝飾的の目的から出發した場合もあらう。而して斯如く發生した被服は、人類が次第に其文化の向上して行くに従つて、集團生活の道德觀念によつて洗練され、生活様式、儀式行事、信仰習俗、階級制度等の人為的環境によつて變遷を受けて、被服の民族的發達が基礎づけられ、之が更に交通通信機關等の發達に伴つて、國際化にまで進展して來る。(被服の研究(小川安明)被服第九卷第七號)即ち被服の流行が之れで、我國の如きは歐米からの流行が何んの選擇をすることなく、極端に入り込み(殊に婦人服)精神的に經濟的に有害な結果を招いてゐるものも少なくない。

扱て被服が其の原始的の目的から發達進化して、現代に至ると其役目も多種多様に分岐派生して來るが、以下簡単に小川氏の分類を中心に二、三の研究書により之れを綜合し、被服の目的とする所を要約してみることにする。

(一) 健康衛生よりの目的

これは外界の氣候に對し、人體體温を調節し、外界からの諸作用から身體を保護防遮せんとするものである。従つて此目的に供せられる被服は、外界の氣候(寒暑風雨等)作業等によつて異なるを得ず、従つて發生の様式は自然的である。此健康衛生上の目的は、被服の目的としては實用上最も重要な役割を占めるものである。

(二) 道德儀禮よりの目的

これは人類の社會生活上必要な禮節の保持、品格の表示、敬崇心の發現等のために被服を着用する場合で、此目的のために被服は夫々其の社會、民族、或は地方別の社會的或は習俗的の制肘束縛を受けるものであり、従つて形態や性能も或程度まで制限を受けるものである。

(三) 裝飾審美よりの目的

人類の集團生活の中にあつて、各個人が他人に對し、又は異性に對して自己の優越を示し、注意を惹くため或は各個人が身の趣味、嗜好、美感を満足せしめんが爲めに、被服を纏ふ場合である。此目的のための被服は對他的には積極的に誇示發揚せんとし、自己に對しても満足するまで徹底せんとする傾向を有し勝ちのために、保健衛生、道德衛生よりの目的の被服の如く、一定限度の下に限定せられてゐるに反し、一定限度を超へて必要以上の進展を示し、被服としての價値を亡失して了ふ事さへある。

(四) 標識類別よりの目的

保健衛生、道德儀禮、裝飾審美の三つは被服の基礎的の目的として、總ての被服に對して共通なものであるが、更に此三つの目的に添ひ、且つ他に種々の直接目的を有する場合がある。茲に云ふ標識類別よりの目的は、社會生活上設けられてゐる、支配者被支配者の區別、階級、役割、職業、集團等の表示等の目的を以て服制が制定着用されるものである。

衣冠束帯の類、軍服、學生服、國民服、僧服、才判官服、警官服の如き之である。

(五) 生活活動よりの目的

これは我々の日常生活、作業、活動のために要求される被服類で、其目的とする處は一方家居、休養、病臥等靜的生活に適合せしめ、他方執務、作業、労働等の動的的生活或は更に進んで運動競技、鬭争等の肉體的活動にも對應せんとするにある。従つて此種の被服類は實用に即し、實務、活動に便利な形態を有するものである。

(六) 偽裝擬態よりの目的

偽裝擬態用被服は演劇衣裳の如きもので、我々日常生活上必要とするものではなく第二次的のものである。

以上を綜合してみに、被服の目的を衛生的のものと社會的關係に於けるものとに二分すること出来る。以下更に重要事項に付考察したい。

第二節 被服と氣候

我々の住んでゐる地球上に於ては、所と時を異にすることによつて、氣候に差異があり、此氣候の差異に應じて人體の諸機能にも種々の變化を必要とする人類以外の諸動物は地理的に分布されてゐる各々の定住地帯に於て、其地方本來の氣候及びその季節的變化に適應するために、自然に生態的變化を爲してゐるが、人類は裸體に於ける氣候適應力が比較的微弱であるために、補助調節の方法を講じなければならぬ様になつて來てゐる。

此氣候適應の補助方法として衣食住の各様式が工夫され、原則づけられて來てゐるが、此内でも被服は補助手段として最も重要なものとして發達して來たものである。

所要被服の數及其質は氣候によつて相違するものである。寒帯地方と熱帯地方、温帯地方とでは勿論その實質、量數に大差があるが、同じ温帯地方でも地方に依つては、相當大なる差を生ずるものである。殊に本邦の如く氣候不順な國に於ては被服の問題は重要性を有つてゐる。

我國の教科書には「寒からず暑からず氣候穩和にして」などと事實と全く相反する間違ひが書いてゐるが、これは事實を無視して只緯度から云つたものであらう。日本が如何に寒い國であるかは、日本と歐洲との緯度を比較することによつて知られる。日本の北緯五〇度と云へば、樺太の日本領とロシア領との境で、夏期に出稼ぎに行く以外は殆

が住んでゐない處であるが、歐洲の北緯五〇度と云ふと英國の最南端で、ベルギー、オランダ、獨逸、デンマーク、ノルウェー、ロシアは皆此北緯五〇度以北の國であり、英領カナダも北緯四八度以北の國である。然るに一年中に雪も霜もろくに降らぬと云はれてゐるのを見ても、日本の寒い事が知られる。之れと反對に夏は甚しく日本は暑い。南洋の方がはるかにしぎよいと云はれてゐる。これは濕度が高いからである。

斯如く冬は寒過ぎ、夏は暑過ぎる國柄であるから、被服も亦之れに應じて行かねばならぬから、質的に量的に困難が伴ふものと考へられる。(氣候と被服との關係に就いては被服第一〇卷第一號に小川氏が詳細に書かれてゐるから参照されたい)

(一) 濕球溫度

濕球寒暖計の指度は、我々の寒暑の感覺を表はすに近いものと見做されてゐる。此意味で濕球溫度は或程度まで氣溫、氣濕、氣流の三者の綜合的とすることが出来るものである。

グリフィス・テンラー¹⁾氏に據れば溫暖なる地方に於ては次の如くである。

華氏	七〇—七五度	(二一—二四)	相當暑く不快氣候
	六五—七〇	(一八—二一)	比較的暑く不快氣候
	六〇—六五	(一五—一八)	稍暑く不快氣候
	五五—六〇	(一三—一五)	略快適氣候
	四五—五五	(七—一三)	快適氣候
	四〇—四五	(四—七)	多少涼しく略快適

(カッポ内攝氏)

又、ヴァーノン・ヒルヨ氏によると、風速 $0 \cdot 5$ m/sの時、濕球溫度 10 乃至 15 度が好適氣候であると云ひ、夏季に於ては濕球溫度 18 度以上では既に暑く、冬季濕球溫度 0 度に近づけば寒冷を感ずると云ふ實驗もある²⁾。以上各種の事實から濕球溫度による好適氣候は 10 度乃至 15 度附近にあることが判る。斯如く濕球溫度を以て感覺氣候の表示とすれば大體の標準とすることが出来、之れによつて被服の着装其他を研究して律することが可能であらう。

(二) 快感帯

我々の生活してゐる環境氣候は、既述の如く溫度、濕度、風等によつて寒暑を醸成し、之が我々の感覺を惹起するのであるが、その中で暑も寒くもない氣候、即ち快適に感ずる場合がある。此最も快適に感ずる場合の溫度、濕度、風速、輻射線等の組合せを求めると環境氣候を構成する最適の氣候要素を知ることが出来、人工氣候を作り出すことが出来る、此點を快感點と稱してゐる。而して溫度、濕度の關係は互に聯關して、溫度の高い時は低濕の方が快適であり、濕度の高い時は低濕の方が快感を覺へるもので、その關係は一つの形狀の範圍に限界される。これを快感帯とも稱してゐる³⁾。

快感帯の研究は環境氣候の好適條件を見出す爲めに有用なものである。

鈴木氏の實驗によれば、普通著装状態で、無風並に有風の場合、外氣濕濕度を種々に變化した時の被験者の自覺感は次の如くであつて、快感帯は、安靜時に於ては溫度 $20 \sim 25$ 度、濕度 $40 \sim 60\%$ にあつた。

溫度(°C)	濕度(%)	無風時	有風時
15.5	60	少し寒さを感じず	常に寒し
15.5	40	冷濕感あり	冷濕感あり
15.5	95	就れも快適	就れも快適
20	60-80	極めて快適	極めて快適
25以上	80以上	蒸暑く發汗す	蒸暑く發汗す
15以下	60以下	常に寒し	常に寒し
15以下	80以上	冷濕感あり	冷濕感あり
20	95	一般に爽快	一般に爽快
20	60以下	爽快	爽快
25-30	80	蒸し暑く不快	蒸し暑く不快
25-30	95		

圓羽氏の本邦人の快感帯に就いての研究によると次の如くである⁴⁾。

季節	乾球溫度(攝氏)	濕球溫度(攝氏)	感覺溫度(ET) (但し濕度 60% とす)
夏季	20-24	18-22	26-27.3
冬季	18-22	15-19	21-26.8

夏服	軍服	和服	折襟服
上 衣	木綿 單衣	ボーラー上衣	〇、三七五
〇、五六〇	〇、四二〇	ズボン	〇、四三五
襦 袢	晒木綿 襦袢	モ ス 帶	〇、二二五
〇、二二五	〇、二四〇	計	〇、一五五
ズボン	計	ズボン 下	〇、一五五
〇、五五三	〇、二一四	計	一、一九〇
ズボン下(綿)	〇、八七四		
計	一、五六三		

(三) 作業至適氣候及び制限氣候

近代の産業に於ける生産能率の研究に當つては、作業場の氣候が相當に重大な役割を演ずることは衆知の通りであるが、此點に着目して工場實驗研究が行はれてゐる。既述の快感帯は、工場氣候、事務室氣候の至適度を求むる一つの資料として實用的價値を有するものである。

執務、作業の至適氣候は、生産能率の向上及執務者の精神的肉體的疲勞感の減少に役立つものであるから詳細な研究が必要である。此處に注意を要することは此至適氣候の決定に當つて、最も高い生産能率を擧げてゐる温濕度狀態が必ずしも作業者にとつて最も健康的な環境であるとは限らぬと云ふことである。作業者の快感帯に於ける温濕度狀態はその身心機能の上から略至適温度に一致するか、或はそれより稍々高い傾向にあるか、此狀態は必ずしも最高作業能率を約束しない。多少快適度より低位にある場合が最高能率を發揮する事もあるのである。故に以上の事實から考察して、單に快感度のみによつても亦、至適氣候の決定は出來兼ねるものである。至適氣候を最も直接的に検討す

るに便なるは作業者の身心機能(體温、皮膚温、呼吸數、脈搏數、酸素攝取量、體重減量等)を測定觀察して、最も望ましき状態を見出し、その場合に於ける環境氣候を適當とされてゐる。

即ち此至適温度にあつては、作業者の體温調節が順正に行はれ、その上下に亘つて體温調節のための相違に廣い範圍の許容範圍を有し、且つ作業に對して身心機能を多少刺激し促進する如き氣候狀態であるを必要とすると云ふのである。

又至適温度の上下の許容範圍の限度は、之を超れば作業者の身體を障害する危険があり、又作業能率の低下となつて現れて來る。故に自から許容範圍の限度がある。之を制限温度又は效果減退點とも呼ばれてゐる。

至適氣候及制限温度の決定に就いては今日尙研究を要する問題であるが、今最近まで各方面で研究されたものを勞研の勝木氏が勞働科學研究第一三卷第三號に表にまとめられたものがあるから掲載して参考に供する。(第八七表第八八表)

知的作業	至適温度	(感覺温度にて示す)
輕作業	四五—七五度E T	
筋的作業	五五—七〇度E T	
	四〇—六〇度E T	
	一五〇—一六二・五	

即ち之を要約してみると次の數値の範圍内にあることが知られる。(中間數値は最多數を示す)

知 的 作 業 高 溫 限 75 — 80 — 90 度 F
 知 的 作 業 高 溫 限 75 — 80 — 90 度 F
 筋 的 作 業 高 溫 限 75 — 80 — 90 度 F
 筋 的 作 業 高 溫 限 75 — 80 — 90 度 F

第87表 各種作業に對する至適溫度 (勝木氏作表)

作業の種類	溫度	カタ率	感覺溫度	著者	摘 要
精神的事務	38~40F. 20~60F. 7~10C. 20C.	—	37.5~40 —58 44~49 65	Huntington Dexter Lehmann & Pederson 松島周藏 桐原三吉 柳沼三圓 力丸慈圓 H.Y.S.E. on ve titation E.V. Hill	誤謬最少 作業能最大 脈搏數、酸素採取量最少 作業能最大 誤謬最少 作業能最大
知的作業	15(高濕) — 25(低濕)C. 19.5C(70%) 67E	—	62~66 64.5 64.0	—	學生生徒を資料とする快感線
座業	67~69F. 55~66F.	—	64~66 56~63 —	H. M. Vernon L. Hill C. P. Yaglou	米國商館の規定を引用 不平等き溫度 快感帶
輕業	—	乾6. 濕18	66~71	—	—

機械作業による作業	65~67F. 50~61F.	—	62.5~64 45~58.5 62.8~64.6	H. M. Vernon 助川浩・勝木新次 S. Wyatt 野澤哲三 力丸慈圓 E. Huntington L. Hill	米國商館の規定 不平等き溫度 快感溫度 能率最高 (臺灣人)
紡織作業	70~75F. (77.5~80%) 19.5C.	—	65.7 71.6 40~58	—	—
織布作業	23.5C(69%) 40~60F.	乾8. 濕25	—	—	—
精神的身體的作業	—	—	—	—	—
錫龍身砲	50F. 以下 60~65F. 60F	—	49 以下 58~62.5 58	H. M. Vernon W. D. Hambly & T. Bedford E. Huntington E. T. Osborne & H. M. Vernon	作業能最大 — — 災害最大 — — 生産高最大
體彈	62.5~72.5F 60~65F	—	60~69 58~62.5 65~80	大西清治 石川知福 Lehmann & Pederson H. M. Vernon	— — — 作業能最大 米國商館の規定 不平等なき溫度 — —
固定自轉車	20~30C. 15C. 15~17C. 55~65F. 44~48F.	—	57 57~60 53.5~63.5 45~47 —	L. Hill Orenstein & Ireland H. M. Vernon & T. Bedford	— — — — — 災害最少
労働	—	乾10. 濕30 乾8. 濕20 乾5.7~2.6 濕15.2~12.5	50~53.5 65.7~79.2	—	—
炭	64.6~85.4F.	—	—	—	—

(勞研第13卷第3號)

の生産が増加しても、此恒温を保持する如く、體温調節の機能が微妙に働いてゐるものである。然し乍ら、外界の氣候は場所を異にし、季節の移るに従つて甚しく變化する。此氣候の變化が甚だ大きい場合は、人體の有する温度調節の機能のみでは完全に三七度内外の恒温を保持することは出来なくなり、其處に人為的の補助手段を講ずることが必要となつて来る。住居によつて、炎暑や風雨を凌ぎ被服によつて照熱や奪温を防ぐのは、此人爲的の恒温保持の手段である。

横手博士の研究によると、「衣服により人工的に防ぐ其の度は裸體にて失ふ温の一〇―四〇%なりと稱せられ、體温は裸體にては二七―三二度なれども被服を着け體表面の温度を測定するに、毛織の下着を重ねれば二八・五度となり、更に之に一つの麻衣を重ねれば一九・四度となる。其割合は裸體に於て放散する温を一〇〇とせば毛織一枚を着すれば、一五度の氣温に於て七三となり、之に麻衣を重ねれば六〇となり、尙短胴服と上衣を重ねるときは三三となる。」と。

衣服の温傳導度は織物の種類に因り大に異なるものである。即ち原料の相違には大差を生ぜず、只織方の如何に因るものであるとされてゐる。それは織り目中に多量の空氣を含有するものは温を傳導することが少いからである。換言すると比重少きものは傳導力少く、概して云へば毛織物は多く比重軽く、絹、麻の織物は比重大である。

品名	比重	傳導力
空氣	一	一〇〇
フランネル	〇、一〇五	一二二
滑なる絹織	〇、三〇二	一三五

品名	下降度(攝氏)
木綿織	〇、一九九
麻	〇、四一〇
麻	一八八
麻	二八七

保温度を測定するため、金屬圓筒内に湯を入れ、寒暖計を挿込み、周圍を或る布片を以て包み一定時間に温の温度の下降する度を比較すべく、四〇分間觀察した結果によると、放散と傳導に因り温を失ふ爲め下降する度は次の如くである。(横手博士衛生學講義、一八六―九頁)

品名	下降度(攝氏)
麻 一重	九、八度
絹 一重	九、四
絹 二重	九、四
フランネル 一重	八、三三
フランネル 二重	七、二五

體温上昇下降限度

人體の恒温は三七度であるが、外氣が甚しく寒冷の場合、體温の調節作用が間に合はず、體温は次第に失はれて低下し、遂には生命の保持に必要な中樞神經の痲痺を來し、凍死するに至るものであるが、此人體が一般に體温の變動に堪へ得る最低限界は、體温二六―二九度であるとされてゐる。

では暑熱に對しはどの程度の上昇限度であるかを見ると、體温以上に外氣温が次第に高まると、體内に向つて熱が入つて來て體温を上昇せしめ様とする。此際は皮膚よりの放熱は蒸散による以外に途はなく、發汗によつて熱を放散

しようとする。而かも外氣の温度が高い場合は蒸發は不可能となり、其の上運動、勞働によつて體内の産熱量が増すような場合には熱は體内に鬱滯して體温は急激に上昇し、疲勞物質の體内停滯と相俟つて中樞神経系を冒し、呼吸血行が變調となり、失神し、疾病となるに至る、此の如く體温の上昇する場合の、其堪へ得べき最上の限界は略四二度であるとされてゐる。

上昇限度の問題は被服による方法としては困難であつて、消極的に外界からの暑熱を防護する程度に過ぎない。故に被服の問題としての實際には被服を要する度以下に於てのみ問題たり得るものである。

放熱の機轉

體温の調節に當つて、主要な役割をなすものは體温放失の加減調整であつて、主として身體皮膚面から行はれる輻射、傳導、蒸散等の物理的作用に基くものである。

放熱量の比率

皮膚からの放熱の外に呼吸、排泄物、食物の加温動作等によつて體温は失はれるが、之は體温の調節に機能的に參與するものではない。而して此等の放熱は人體から放出する熱の總量に比べると極く僅少で、皮膚よりする體温調節のための放熱が總熱量の大部分を占めてゐる。

ルブネル其他の調査によると一日二七〇〇カロリーの總放熱量を示す大人が、中等氣温の雰圍氣中にて失ふ熱量は次に示す如くである。¹⁾

傳導による放熱	八三三カロリー(三〇・八五%)	ルブネル	スチウウルト	ヱイエロルト
輻射による放熱	一一八一カロリー(四三・七四%)			
蒸散による放熱	五五八	(二〇・六七%)		
呼吸による失熱	三五	(一・三〇%)	一七・五	一一・一
食物加温による失熱	四二	(一・五五%)		
仕事による失熱	五一	(〇・八九%)		
排泄物により			二・五	二・〇

ヘルムホルツによると皮膚からの放熱は約七七・五%であると云ひ、²⁾何れの調査によるも放熱の大部分は皮膚よりのものであり、之れが體温調節のために働いてゐるのである。(1)2)被服の研究(小川)被服第一〇卷 第五號 一二頁)

寒暑による放熱方法の變化

體温と外氣温との温度差が大となれば、傳導による放熱は之に比例して、輻射による放熱は四乗に比例して行はれる。従つて此の如き場合は傳導、輻射による放熱を防止すべき人爲的處置が必要となつて來て、住居、被服に依る防寒方法を要するのである。

發汗 過剰の體熱を放出すると、皮膚面から發汗し、汗水の蒸發によつて體熱を奪却する。一瓦の汗の氣化するには大體に於て〇・五八カロリーの熱を要するから(水一瓦の場合は〇・五四カロリー)全身の發汗が其の儘吸收、滴下することなく蒸發するものとすれば、一立の汗は約六〇〇カロリーの熱を放散することとなるわけで、此熱量は六〇斤の體重の人の體温を約一二度低下せしめるに足るものである。此外水浴をすとか、冷却せる飲食物を攝取すとか色々の方法によつて體温の放出をせんとするものである。

然し一面又放熱を防止するために住居、被服による放熱防止が爲される。

以上の如く人間にあつては身體の有する體溫の機能を補足すべき方法が、人爲的に行はれて、始めて正常の體溫に保持せられるものであるから、適度の處置、適當の方法が採られ、合理的な補助作用が加へられなければならない。此意味に於て被服の役割は相當大なるものである。

第二項 通氣度及濕度

衣服の通氣度は衛生上大切なものである。即ち皮膚に於て水蒸氣、炭酸瓦斯等新陳代謝より生ずる瓦斯は絶へず排出するを以て、若し衣服に通氣性なきときは此等は皆な衣服の下に集り不快を感じるに至る。之は空氣が汚穢されることと、水蒸氣の發生を妨ぐるためであるとされてゐる。衣服下の空氣中の炭酸が増加して〇・〇八%に至れば不快を感じ、又水蒸氣が六〇%の比濕に達すれば蒸し熱き感じを起す。

故に衣服は衣服下の空氣が、上述以下の水及び炭酸量に止まる丈の通氣性を有する事が必要とされる。衣服に通氣性があれば絶へず感冷の究氣入り來るを以て、保温の點には損があるけれども、通氣性なきために受くる損失とを比較すれば輕きものである。吾々が適當の衣服を着用する場合は衣服下の空氣は三〇乃至四〇%の比濕を有するものであるから外氣に比し比濕が少くない。即ち乾燥空氣である。故に衣服を着るときは衣服を着けないときに比し遙かに水蒸氣等の放出を助くるものである。此の通氣度は布片の氣孔と其厚さとに關係を有し、氣孔大なれば従つて通氣佳良であり、厚ければ不良となる。又衣服濕潤すれば氣孔内に水分浸入するを以て空氣の交換不良となるを免れない。

(横手博士 衛生學講義一九三頁)

衣服に供する織物の纖維は濕氣を吸收する性質即ち濕性水分を取る性質を有するもので、毛絲は殊に其の性に富ん

でゐる。然し已に布片となるものは濕性水分の他に其の織目間に液體の状態に於ける水分を吸收する性を有するもので、而してこれは毛織物が最も少く、木綿之に次ぎ麻及び絹最も多い。衣服濕潤するとき乾燥するときと其趣を異にし、重量を増し且つ織目の間が閉塞せらるるを以て空氣の交換を不良にして溫の傳導増加し、濕潤せる水の蒸發の爲め體溫の奪却を増加する等種々不利益の點がある。

以上は何れも原料の如何によつて差のあるものであるから、目的に應じて材料を選択することが大切である。

第三項 溫 吸 收 度

衣服は特に日光に當るときに於て其溫吸收の度に注意を要する。何故かと云ふに衣服の溫吸收は體溫の調節に大なる關係があり、殊に夏に於て必要があるからである。

即ち夏に於ては周圍の溫高くして體溫の排泄さるる路が杜絶され勝ちとなるときであるから衣服の選擇も大切となつて來るのである。

溫吸度は布片の種類によつて異なるも、木綿を一〇〇とすれば、麻は九八、フランネルは一〇二、絹は一〇八、の比例となつてゐる。然し之れは洗色の種類によつても亦異なるものである。即ち白色は吸收力最も少く、黒色は之に反し最も大である。今白色を一〇〇とすれば黄色は一〇二、暗色は一四〇、綠色は一五二、紅色は一六八、鼠色は一九八、黒色は二〇八となり(横手博士 衛生學講義 一九六頁) 黒は白の二倍強である。斯如く色に依つて溫吸收度を異にするが故に季節により按配することの必要性が知られる。

第四項 皮膚を清潔にする度

人體皮膚よりは絶えず汗、脂肪等を排泄するのみならず、表皮は細胞剝脱し垢を生じ、分解すれば臭氣を發し、皮膚の作用を鈍麻せしめるものであるから、衣服は之を拭ふ性質を有するものでなくてはならない。従つて絶えず人體の清潔を保つためには衣服の清潔をも圖らねばならぬ。

衣服の清潔、乾燥は衣服衛生上必須條件で、ズボン下の如きは冬期でも一週間、肌衣は四日、靴下は一日で著しく汚染されると云はれ、従つて洗濯、手入の智識の普及の如きも亦大切な事となつて來るのである。

衣服は亦傳染性疾患の豫防上からも清潔を保つ必要がある。京都帝大衛生學教室に於て大正一四年四、五月實溫一三乃至二一度に於て調査した結果によると、室内の光に曝した場合は白綿布（カツコ内は黒綿布）にはコレラブリオは一一三時間（同）、赤痢菌及腸チブス菌は二日間（七日間）バラチブス菌は一四日間（一四日間以上）大腸菌は六日間（二三日間）暗所に於ては、コレラブリオは一一三時間（同）赤痢菌九日間（同）腸チブス菌九日間（一〇日間）バラチブス菌一四日間（一四日間以上）大腸菌一三日間（同）と云ふ成績であつた。即ち室内で散光した場合でも相當期間死滅しない事が明かにされてゐるのである。故に衣服清潔、消毒は充分爲されねばならぬ。寄宿舎の所謂萬年床の如きは傳染病の媒介所として好適のものである。

以上の觀點から被服材料に就いて見ると、毛絲は他のものに比して劣り、木綿、麻が最も優れてゐるものとされてゐる。

第五項 衛生的見地から見た服裝の改善統一

現在日本で用ひられてゐる男女の服裝に就いて衛生的見地からは既に指摘した如くであるが、男子洋服の如き地質の厚い帽子、堅く窮屈なカラー、ベルト、ガーター等で血液の循環を妨げてゐる點など特に甚しい點である。歩行活動の點から見ると非活動的の點多々あり、殊に婦人の和服は甚しい。帯で胸をしめつけることが如何に非衛生的であるかは多くの學者の指摘する處である。然るに依然として改良されず、不自然な不健康な服裝が維持されて生活力を制限し、健康を害してゐる實狀にある。

政府も此點に顧みる處があつて、厚生省では國民服を刷新し、新興日本の表徴たらしめ、同時に衛生、能率、資源其他に就き刻下の長期建設と百年の將來に備ふる所あらんと國民精神總動員中央聯盟と合流し、「服裝に關する委員會」を編成し、昭和一三年一月以來研究専門委員會を開催し、研究を進めてゐるのであるが、只思付案によることなく科學的に歴史的に充分研究し、我日本獨特の見地からのものであり、而かも衛生學的にも活動的にも適したものを望んで止まない。

最近國民服の見本とも云ふべきものを、男子の洋服に就いて制定し、之が普及を圖ることになつた事が報ぜられてゐる。（昭和十五年十一月一日より國民服が正式に制定された）

我國では背廣一着作るためには七、八〇圓を要するために月給一ヶ月分（最近は一〇圓乃至一三〇圓であるから一ヶ月半分）を要する實狀であるから、材料、仕立代等の合理化が計られ、安價に良質のものが提供される様に全國的統一が組織的に爲されねばならない。

第91表 陸軍被服給與期限

品目	給與期限
軍帽	2年(憲兵2年半)
軍日覆	3年
軍衣袴	3年6ヶ月(憲兵4年)
夏衣袴	2年6ヶ月
外外套	7年6ヶ月(憲兵8年)
夏外套	6年
雨覆	10年
冬作業衣袴	3年
襟布	4ヶ月
夏襦袢袴下	1年
冬襦袢袴下	1年
手套	騎兵・騎砲兵2月5分の2 山砲兵徒歩者6月 其他3月
靴下	3分の2月
編上靴	乘馬者9月半 病院附9月 其他7月半
長靴	騎兵・騎砲兵・重砲兵8月半 其他乘馬者憲兵2年
營內靴	2年
卷脚絆	1年6月
革脚絆	3年
拍車	6年(山砲兵徒歩者12年)
作業衣袴	3年(氣球隊1年半)
軍隊手履	初メテ入營ノ際一ケ
背負囊	8年(砲兵科・砲工科・諸工長・經理衛生・獸醫部ハ13年6月)
背負袋	2年
雜囊	6年
飯盒	20年
水筒	23年
携帶天幕	12年
被服手入具	4年

第九章 被服に関する研究

第90表 陸軍生徒被服

	士官學校生徒		初年學校生徒			軍樂生徒		工科學校生徒			給與期間
	初年	二年	初年	二年	三年	初年	二年	初年	二年	三年	
軍帽	1					1		1			
軍日覆			1		1				1		
軍衣袴	1					1		1			
冬衣袴			1		1						
夏衣袴	2		2	1			2			2	
外外套	1					1		1			
雨覆			1								
冬作業衣袴	1		2	1		1		2			
襟布	2	2	2	2	2	1	2	1	2	1	
冬襦袢袴下	2	1	2	1	1	2		2	1		
夏襦袢袴下	1	1	2	1	1		1		1	1	
手套	1	1									
編上靴	2	2	3	2	2	1	1	1	2	1	
卷脚絆	1		1		1	1		1			
靴下	18	18	18	18	18	6	6	6	18	12	
長靴	1										3年
營內靴											2年
拍車	1										6年
作業衣袴											3年
軍隊手履											1
背負囊	1										15年
背負袋					1						8年
雜囊											23年
飯盒	1										26年
水筒					1						15年
携帶天幕	1										4年
被服手入具	1							1			

備考 本表は陸軍給與令細別附表による

第四節 被服材料から見た被服費

第92表 海軍の被服物品定數表

品目	下士官 (軍樂兵ヲ除ク)	兵 (軍樂兵ヲ除ク)	軍樂兵曹 軍樂兵	海軍兵學校・同機關學校・同經理學校			
				第1年	第2年	第3年	一年延期 修學ノ者
禮軍夏外雨軍帽襦夏中袴脚麻袴靴半短劍前衣腹紺事務服上衣袴軍帽前章器布覆服套	3 3 1 1 2 3 3 2 1 4 2 6 2 1 1 1 1 1 3 2 1 3 1	3 3 1 1 3 3 3 2 6 2 1 2 3 1 2 3 1 3 1 1 1	1 3 1 1 2 3 3 2 6 2 1 2 1 1 1 1 2 2 1 3 1	1 2 1 2 2 3 2 2 18 3 1 1 2 2 3 2 3 2 2 3 2	1 1 1 2 1 2 18 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 1 2 2	1 1 1 1 1 1 15 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

備考 本表ノ定數ヲ常ニ之ヲ所持セシムルモノトス 但シ陸上勤務ノ者ニワ
紺足袋ヲ交附セザルコトアルベシ
×印ヲ兵曹、船醫兵曹、掌電信兵ヲ除ク
○印ヲ掌電信兵、掌信號兵タル一等兵曹、看護兵曹及掌經理兵タル主
計兵曹ヲ除ク
△印 經理學校生徒ヲ除ク カツコ内ヲ經理學校生徒

るに足る標準が発見されてゐない。従つて各人が各々勝手な標準を發表してゐる状態である。以下二、三の研究に就いて觀察することにする。

(A) 諸種の生計調査による被服費

内閣の家計調査による五大費目別の被服費を見ると、第九三表の如くである。即ち、實數では一〇圓前後であり、全生活費に對する割合は一二%乃至一二%に當つてゐる。

次に東京府社會課が大正一一年一月調査した中等階級生計費調査外數種の生計調査に依る被服費の割合を見ると次の如くである。

調査名	調査月日	一ヶ月被服費 (圓)	一ヶ月平均 (圓)	全支出に對 する割合(%)
中等階級生計費調査 (平均収入一六圓五七錢 世帯平均四・三人)	大正一一年一月	二〇六・四〇	一七・二〇	一四・一
滿鐵邦人社員生計費調査 (平均収入一六七圓五一錢 世帯平均四・二四人)	大正一三年一〇月 大正一四年三月	二一五・六四	一七・九四	一一・二
京都府給料生活者及勞働者 生計費調査 (平均収入一六圓一一錢 平均世帯三・八人)	大正一五年九月 昭和二年八月	一五七・四一	一三・一二	一一・三
東京市在職者生計調査 (平均總收入九三圓六九錢 平均世帯人員四・〇六人)	昭和六年三月	八一・二四	六・七七	七・四一
大阪市給料生活者及勞働者 家計調査 (平均収入九二圓八九錢)	昭和九年六月 大正一四年四月	一六〇・〇八	一三・三四	一〇・六
炭礦々夫家計調査 (平均収入七二圓七二錢 平均世帯人員四・三四人)	大正一〇年一月	五二・九二	四・四一	六・九二

即ち東京市の在職者に於ける割合が細民調査に近い外は實支出額一三圓乃至一七圓前後で、全支出額に對する割合は一〇%乃至一四%で内閣家計調査に近似してゐる。然し東京市在職者及細民調査にあつては四圓乃至七圓で、全支出に對する割合は六%乃至七%で約半額である。

被服は融通性が廣いために生活に窮乏する程被服費に於て節約すると云ふ事實の結果斯くの如き現象となることと考へられる。

生計調査に於ける被服は斯如くであるが次に諸氏の被服標準に關する研究を見ることにする。

(B) 諸氏の研究によるに被服費

(a) 森本博士の調査

森本厚吉博士が大正三年より同四年に亘つて

第93表 内閣家計調査五大費目別割合(百分比)

		飲食物		住居	光熱	被服	其他
		%	%	%	%	%	%
大正15	給料生活者	32.66	18.37	4.55	13.82(17.18)	30.60	
昭2	勞働者	39.76	15.78	4.56	12.99(11.87)	26.91	
	農業者	45.66	15.19	6.11	7.87(7.59)	25.17	
昭6	給料生活者	31.94	18.92	4.79	13.17(10.86)	31.18	
	勞働者	35.35	17.36	4.60	12.79(6.35)	29.90	
昭7	給料生活者	32.03	19.18	4.85	12.84(10.66)	31.10	
	勞働者	35.58	17.22	4.53	12.35(9.21)	30.32	
昭8	給料生活者	31.19	18.48	5.02	12.60(10.87)	32.71	
	勞働者	35.90	16.79	4.78	12.19(9.15)	30.34	
昭9	給料生活者	32.99	13.04	5.06	12.16(10.47)	31.75	
	勞働者	38.19	16.20	4.78	11.92(9.15)	28.91	
昭10	給料生活者	34.40	17.89	5.14	11.62(10.10)	30.95	
	勞働者	39.53	16.32	4.88	11.19(8.53)	28.18	
昭12	給料生活者	35.84	17.12	5.33	11.34(10.11)	30.37	
	勞働者	40.40	15.62	5.02	10.39(8.43)	28.57	

一 一の高等女學校の生徒の家庭内より必要條件を具備せる家庭を撰びて(夫婦子供一五歳未満二人―四人)之が調査をされた當時の調査結果を見ると第九四表の如くである。(生活問題(森本博士)二四四頁以下参照)

平均収入六〇二圓一二錢の都會の家庭を見ると、大正五年度の支出額は一二九圓四二錢で収入に對する割合は二一・五%に當つてゐる。収入平均一三四五圓七四錢では一九四圓二二錢で、一四・四%に當り、収入二八五圓の家庭では三三〇圓五二錢で全支出の一・六%に當り、總平均では二一八圓〇八錢で収入の一三・六%に當つてゐる。小都會に就いてみるに収入小では一八・六%、中では一三・九%、大では一〇・〇%、總平均では一九七圓七四錢で収入の一・三%で都會より被服割合は各収入階級共小である。(本調査は全収入に對する割合であるが支出割合と大體近似してゐるものとして比較することにする)

以上を前記内閣家計調査成績の五大費目別の被服費割合と比較すると(第九三表)内閣家計調査では一%乃至一二%臺であるから、内閣家計調査に於けるより稍大である。全収入に對する被服費の割合に就いては尙各種の調査があるが、何れも七%乃至一五%まで位を占めてゐる。米國紐育市に於て調査されたチェビン氏の結果によると(生活問題(森本)二二〇頁)年收八〇〇圓以上九九九圓までの階級より順次三〇〇圓以上三一九九圓まで一階級に區別して一五・五%、一四・九%、一五・二%、一三・四%、一六・八%の割合になつてゐる。即ち一四%乃至一五%である。

エンゲルは所謂エンゲルの法則に於て「衣服費の百分率は殆んど變りなし」と云つてゐるのであるが、我國の諸調査を見ると必ずしも一致しない。内閣家計調査に就いて見ると給料生活者は大體エンゲルの法則に似てゐるが、(昭和七、八、同八、九は勞働者に近い)勞働者に於ては収入の多き階級程概して支出割合が増大してゐる。

第94表 収入階級別一世帯一年被服費

人	大都會 (307家族平均)			小都會 (436家族平均)		
	大収入 1880圓~ 3000圓	中収入 960圓~ 959圓	小収入 240圓~ 959圓	大平均 2905圓97錢	中平均 1217圓09錢	小平均 711圓81錢
主	67.56	37.16	23.29	58.53	32.93	24.75
主	73.20	47.66	32.04	62.09	40.21	23.83
主	96.49	53.32	32.29	91.45	53.21	33.05
男	37.81	21.08	18.42	28.84	18.63	23.47
女	55.46	34.99	23.38	50.58	28.70	25.33
合	330.52	194.21	129.42	291.49	173.68	130.48
全収入に対する割合	11.6%	14.4%	21.5%	10.0%	13.9%	18.6%
附	34.44	34.49	11.26	35.63	20.43	9.69
總	364.96	231.61	140.68	327.12	194.11	140.17
昭和10年指數に換算	602.91	382.62	232.40	540.40	320.67	231.56
一ヶ月平均	50.24	31.89	19.37	45.03	26.72	19.29

昭和十年年度指數に換算は筆者に於てなしたものであ
加へたもの
註 附屬品はボクソノ類、仕立費、糸針、其他を抽出して

更に調査別に比較すると生活程度低きものと考へられる細民調査の如きに於ては、同じく収入程度高き者程被服費の支出割合が増大してゐるのを見る。之れは既述の如く被服費が飲食費と異り、融通性が大であるために生活に困窮するに従つて、被服費が減少を示すのである。収入の増加に伴つて飲食物費割合が増加すると云ふ原則に反比例して

行くかに見える。而して此事實は収入の少き階級程如實に示される如くである。故に筆者の観る處ではエンゲルの法則に近い状態を示す場合は之は生活状態が概してよく、甚しき困窮者の少ない事を意味し、収入の大なる階級程被服費割合の大となるのは、被服費に支出する餘裕を有する階級の多数存することを示すものである。故に被服費の割合によつてその階級の困窮状態を知ることが出来るわけである。

品目別に見た使用期間

以上を更に品目別に使用期間等に付見るに、森本博士調査は第九五表第九六表の如くである。即ち大體結構であるが、使用期間短かきに失すると思はれるものが少くない。例へば、主人の被服品目別使用期間別(第九五表)を見ると、襦袢の如きは五年も使用することになつてゐるが、事實は二分の一位のものであらう。履物の如き一年位であらう。洋服の部に於ても、背廣の三年は、毎日勤務に使用するとすれば長きに失する。而も冬、夏、合着の三通り要するとすれば、一着三年づつ着るとしても、毎年一着づつ新調せねばならぬ勘定である。帽子も少くとも夏物は冬使用出来ないものであるから、二年位と見る必要がある。ワイシャツの如きも數種類を用ひてゐるからこそ二年乃至三年使用出来るが、一枚を毎日使用するとせば一年に少くなくとも夏冬二着を見なければ不可である。シャツ(下用)も同様毎年一枚を必要とするであらう。手袋は二圓程度のもものでは、二年使用は不可能で一年がよい處であらう。靴下は二ヶ月に一足平均位と見るべきである。以上の如く使用年限は短縮によつて本表は大體四割位の修正を要するものと考へられる。而して此の物價は大正五年のものであるから更に、昭和一〇年の被服費を出す爲には、四割修正したものに一一八の指數を乗する必要がある。斯くして得た一年當り被服費は大都會の収入大の家庭では六〇二圓九一錢、中では三八二圓六二錢、小では三三二圓四〇錢、小都會の収入大の家庭では五四〇圓四〇錢、中では三二〇圓六七錢、

第96表 大都會品目別被服費 (主婦一ケ年) 同左 (女兒) (收入1680~3000)

品目別	實用價格	使用年	一ケ年當被服費		實用價格	使用年	一ケ年當被服費	
			實用價格	使用年			實用價格	使用年
羽織 (絹)	72.91	10	7.29	24.30	7	3.47		
綿入 (木綿)	5.94	4	1.49	4.83	3	1.61		
同裕衣 (絹)	96.27	13	7.41	23.18	7	3.31		
同単衣 (木綿)	8.40	3	2.80	4.46	3	1.49		
同単衣 (絹)	46.45	10	4.65	10.42	7	1.49		
同単衣 (木綿)	5.89	3	1.96	3.40	3	1.13		
同単衣 (絹)	37.00	8	4.63	14.18	7	2.03		
同単衣 (木綿)	11.84	3	3.95	4.02	3	1.34		
同単衣 (毛)	9.95	3	3.32	—	—	—		
同襦袢 (絹)	117.20	7	16.75	24.34	3	8.11		
同襦袢 (メリンス)	28.38	13	2.19	9.12	3	3.04		
同襦袢 (木綿)	5.79	3	1.93	—	—	—		
ト	3.03	2	1.52	—	—	—		
コ	22.05	5	4.41	—	—	—		
シヨール	5.95	3	1.98	—	—	—		
手袋	0.91	2	0.46	—	—	—		
傘	4.84	3	1.61	2.09	2	1.05		
履物	2.82	½	5.64	2.15	½	4.30		
足袋	1.04	½	2.08	0.92	½	1.84		
ハソカチーフ	0.84	½	1.68	—	—	—		
帯止	8.02	3	2.68	—	—	—		
帯上	5.76	3	1.92	—	—	—		
帯紐	2.67	2	1.34	—	—	—		
腰其	38.60	3	12.87	17.03	3	5.68		
合計	542.53		96.49					
洋服			2.81		2	1.41		
外套			3.06		3	1.02		
羽織 (メリンス)			6.45		3	2.15		
綿入 (タ)			6.58		3	2.19		
裕衣 (タ)			6.10		3	2.03		
単衣 (絹)			4.38		2	2.19		
シャツ			0.45		1	0.45		
ズボン下			0.69		1	0.69		
袴			2.43		2	1.22		
帽子			0.29		1	0.29		
靴			2.44		1	2.44		
靴			0.40		½	1.20		
合計			180.46		—	55.46		

雑類20圓に大人一人當附屬被服費を加へたものなり。

森本博士 生活問題 254頁

第95表 都會生活者被服費割合 (森本博士) A

大都會品目別被服費 (收入1680~3000圓の主人)				同左男児品目別被服費 (收入大)			
(和服) (一ケ年)				(和服)			
品目	實用價格	使用年	一ケ年當被服費	實用價格	使用年	一ケ年當被服費	
羽織 (絹)	94.36	10	9.44	4.66	10	0.47	
同綿入 (木綿)	4.29	4	1.07	3.75	3	1.25	
同綿入 (絹)	71.79	10	7.12	5.09	10	0.51	
同裕衣 (木綿)	7.32	3	2.44	3.91	3	1.30	
同裕衣 (絹)	34.58	10	3.46	3.20	10	0.32	
同単衣 (木綿)	5.05	4	1.26	2.54	3	0.85	
同単衣 (絹)	27.94	6	4.66	3.24	10	0.32	
同単衣 (毛)	9.82	3	3.27	3.02	2	1.51	
同襦袢 (木綿)	9.20	3	3.07	3.33	3	1.11	
同襦袢 (毛)	19.09	3	3.82	2.17	2	1.09	
同襦袢 (木綿)	10.12	5	3.37	1.29	2	0.65	
襦袢	3.23	3	6.46	0.77	½	1.54	
履物	1.18	½	2.36	0.49	½	0.98	
足袋	12.33	5	2.47	—	—	—	
帯其	38.60	3	12.87	17.03	3	5.68	
合計	343.28		67.56	55.92		19.00	
(洋服)				(洋服)			
セピロ	53.34	3	17.78	○ 7.31	1	7.31	
フロックコート	91.44	10	6.14	—	—	—	
外套	37.60	3	12.53	6.45	2	3.22	
帽子	11.93	3	3.98	—	—	—	
シャツ (ホワイト其他上用)	5.51	2	2.76	—	—	—	
シャツ (下用)	6.87	2	3.44	1.26	1	1.26	
ズボン下	4.78	2	2.39	88	1	.88	
ネクタイ	3.06	1	3.06	—	—	—	
カチーフ	1.25	½	2.50	—	—	—	
カチーフ	0.17	1	0.17	—	—	—	
手袋	2.07	2	1.03	—	—	—	
靴	10.56	2	5.28	3.85	1	3.85	
オバシューズ	0.36	1	0.36	—	—	—	
靴	1.52	½	3.04	.62	½	1.86	
靴襪	2.74	2	1.37	—	—	—	
ハソカチーフ	1.04	½	2.08	—	—	—	
洋傘	3.98	2	1.99	× 0.85	2	0.43	
雑類	10.00	3	3.33	—	—	—	
合計	218.19		73.23	21.22		18.81	
和洋總計	558.96		140.79	77.14		37.81	

生活問題 (森本) 二五二頁 ○印は洋服 ×印は傘

小では二三二圓五六錢要する勘定となる。今大都會の收入中を標準に近いものと見做すと三八二圓六二錢で、一ヶ月平均は三一圓八九錢である。事變以後物價は急騰し、昭和一四年被服指數の如きは二三二(昭和一〇年は一四七)であるから、事變下の被服費は更に大となるわけである。

(b) 岡田女史調査

次に岡田けい女史の和服「標準表」によると、(大正一五年九月の物價を基準として算定されたもの)次の如くである。¹⁾(品目別及使用期間の正否は略す)

標準	被服費		寢具費
	(男)	(女)	
標準(大人主人)一年當	一六八、七六	一四二、七四	二八、三九
最低	九八、〇六	九二、〇四	二〇、二九
標準(一〇~一五歳)	五七、三七	八四、九五	
最低	四八、三六	五五、五二	
標準(五~九)	四八、六六	六〇、〇四	
最低	三五、〇六	四一、三五	
標準(一~四)	六二、一四	六一、七一	一〇、〇九
最低	四〇、四五	四〇、四五	七、七八

以上を標準家族夫婦と子供三人に換算すると(子供は男女別全部合計し之れを總平均して一人當とした)

標準一家計 四九八圓九四錢
最低一家計 三二〇圓六九錢

即ち標準被服費は四九八圓九四錢であり、最低でも三二〇圓要するとされてゐる。今以上を昭和一〇年度の物價に換算すると、三六七圓七〇錢でこれに寢具代八七圓〇五錢を加へると四五四圓七五錢となり、一ヶ月當りは三七圓八九錢である。次に最低被服費で見ると二四二圓七六錢で、寢具費六三圓九二錢を加へると三〇六圓六八錢で、一ヶ月平均は二五圓五六錢である。これを森本博士の調査、收入大のものに比較すると甚しく低く、標準のものに比較すると收入「中」に漸く近い状態である。

(c) 伊藤女史調査

次に伊藤女史の洋服による「標準表」の一ヶ月當り被服費を見ると、次の如くである。²⁾(費目別及使用期間に就いて批判の餘地があるが此處では略すことにした)

大人	男		女		寢具費 大人一人當
	圓	圓	圓	圓	
大人	二三七、七七	二四二、八八			二八、三四
(一〇~一五)	七六、四七	一一二、五四			
(五~九歳)	六五、〇〇	八七、三三			
(一~四才)	四二、四七	五六、四二			

以上を夫婦及子供三人の標準家族に換算すると六九七圓七六錢となる。前述の如く、昭和一〇年の指數に修正をすれば、四八〇圓六四錢で、寢具代大人一人當二八圓三四錢、四人として加ふれば約五八六圓〇〇錢である。然し伊藤女史の品目及個數並に使用期間をよく検討すると、筆者の算定では、約一割位省く事が可能に考へられるので、修正を試みると四九八圓一〇錢である。

1) 標準生活の研究(松葉 一一七頁)

(a) 日本女子大の標準被服費

日本女子大學が昭和三年度の物價を根據として協調會の職工俸給生活者調査 東京府社會課の中等階級調査 大正一五年の内閣家計調査、森本博士の調査等を材料として標準生活費の算出を試みたものがある。(生活費の標準 日本女子大編) 一〇二頁以下参照) 之れによるとA生活(年收一、〇〇〇圓前後)、B生活(年收二、〇〇〇圓前後)、C生活(年收四、〇〇〇圓前後)の三階級に分ち 之に對して各費目の割合を作製してゐる。被服費に就いては被服材料及手入保存費、化粧費に分ちて、更に品目別及個數の割當てをなし、使用年限、新調費用等詳細に亘つてゐる、然し品目及個數の各階級別割當に對してはA・B・Cの三階級に甚しき差等があり、その配分が觀念的であり、而かも階級的差別觀が甚しき爲めに悉當を缺く點が少くない。故に本章では之れを詳細に批判すべきであるがあまりにヘンサに亘るので略し別の機會に讓ることにし、只充分検討せねばならぬ事を指摘するに止める。

先づC生活から見ると、夫婦五子では一ヶ月平均五九圓〇三錢である。夫婦三子では六二五圓五七錢で一ヶ月平均五二圓一三錢、夫婦丈では四五八圓八五錢(一ヶ月三八圓二七錢)。B生活の夫婦五子では二五二圓三五錢で(一ヶ月平均二二圓〇三錢)夫婦三子では二一六圓一六錢(一ヶ月一八圓〇一錢)夫婦では一四一圓四七錢(一ヶ月一四圓七九錢)。A生活の夫婦五子では一一四圓九七錢(一ヶ月九圓五八錢)夫婦三子では九八圓七〇錢(一ヶ月八圓〇六錢)夫婦では五九圓八〇錢(一ヶ月四圓九錢)となつてゐる。即ち始めに指摘した如くC生活者は甚しく贅澤な豫算であつて、CはAの六倍に當つてゐる。Bと比較しても三倍弱である。年收一〇〇〇圓前後と云へば一般勤勞階級であるが、此一一般勤勞階級はC生活者の六分の一でよいと云ふ事は何を根據として算出された

ものか了解に苦しむものである。

標準家族と見られるA生活の夫婦と三子の一ヶ月當被服費は八圓〇六錢で、之を森本博士調査の大都會收入「中」の標準と見らるべきものと比較すると、大都會收入「中」の昭和一〇年度に換算した、一月當り被服費は三八圓八九錢であるから、五分の一弱である。(昭和三年の生計費被服費指數は一六七・五であり昭和一〇年度は一四七であるから、正確に換算すると女子大の標準は更に低下するわけである。)今假りに森本博士調査の内、最も小額である收入「小」のものと比較するとしても二分の一にも足りない額である。之を内閣家計調査と比較すると、内閣のは各年共一ヶ月平均一〇圓以上であるから、月平均二圓以上少額である。而かもこの小額の被服費の内譯は如何と云ふに、主人について主なるものを見るとチヂミのシャツを一ヶ年半、メリヤスを一ヶ年着用せねばならぬと云ふ事になり、ネクタイも一本を一年半用ひ、背廣は一四圓の夏物を五年、冬物を五年、オーバーは一〇年用ひなければならぬことになつてゐる。又靴下は木綿一足を四ヶ月間用ひ、手袋は一圓五〇錢のものを四年間用ひ、帽子は四圓のものを一〇年間靴は六圓の短靴を三年間用ふることになつてゐる。斯如く女子大の標準は、A・B・Cのクラスの差が甚しく、Aクラスの年收一〇〇〇圓前後の勤勞階級は、此標準による時は満足に被服は着られぬと云ふ結論となるのである。

斯如き不合理は、人間が文化人として必要なる最低度を科學的に決定し、之によつて幾何の被服費が必要であるかと云ふ根據に立たず、生活の保證されてゐない收入を基礎に何んの批判もなく、只一〇〇圓の收入あるものは何々を何%と云つた、全く根據なき、逆の立場から標準を立てる處に誤謬が発生するのである。今假りに一三%を被服費とし、五千圓の收入の者と千圓の收入の者とを比較するとしたら、如何であらうか、五千圓の者は被服費は六五〇圓であり千圓の者は一三〇圓である。各家庭が一家五人として一人當りを見ると、前者は一人當一三〇圓であるのに、

後者は僅か二六圓にしか當らぬ。一年間二六圓で果して過ごし得るや否や、反對に五千圓の家族は同じ人間、同じ人種であり乍ら、五倍もの被服を着なければならぬと云ふ理屈は出て來ないのである。否若し科學的に見て一人當り二六圓で充分であれば、五千圓の収入者も二六圓の被服費でも差支へないわけである。殊更に五倍もの被服費を消費する必要はない。否國家的浪費でさへある。以上は極端な例であるが、筆者の云はんとする處は被服を科學的に研究をなし之によつて健康上、生活上、仕事の上にも最も合理的な、而も美的であるものの最低限度に就いての基準を發見し、その基準以下であつてはならぬものとすべきであると信ずるものである。此意味で幾度か指摘した如く、收入によつて生活費が決定されるべきものでなく、生活費が決定されて始めて賃金の基礎が確立されるものであると主張するものである。今日までの多くの賃金論の本質的誤謬は此處にあつたのである。

此の點が明確にされぬ限り、賃金問題の本質的解決はもたらされない事を斷言してはばからない。

第三項 家族地位別、性別、年齢別被服費割合

主人、主婦、子女、年齢別、性別等によつて被服費も異なるのであるが、今森本博士調査に就いて見ると第九七表の如くである。

即ち何れの収入階級別に於ても、主人が最も多く、四〇%以上を占め(大都會の収入大は三七・五%)次が主婦で二五%乃至三〇%位であつた。次に男兒と女兒を見るに女兒の方が割合が大で、男兒は一〇%乃至一八%で女兒は一六%乃至一九%であつた。即ち女は從來被服費を要すると稱されて來たのであるが、それは子女に於てのみ云へる事で動勞階級の主婦に於ては、主人よりぐつと少額である事が知られるのである。

第97表 大都會被服費家族階級別割合 (一ヶ年)

	240~959圓	960~1679圓	1680~3000圓	平均
主人(和洋)	42.8	43.7	42.6	43.0
主婦	24.9	27.5	29.2	27.9
男兒	14.2	10.8	11.5	11.8
女兒	18.1	18.0	16.7	17.4
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
小都會被服費				
主人(和洋)	37.3	42.1	41.4	40.7
主婦	25.3	30.7	31.4	29.8
男兒	18.0	10.7	9.8	11.8
女兒	19.4	16.5	17.4	17.6
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

生活問題 (森本) P 二四六、七

よく我が國民殊に婦人は、不必要な被服類を多く持つてゐると云はれてゐるのであるが果してそうであらうか、勿論非實用向のものを多く作ることは排さねばならぬが、然し贅澤な被服を必要以上に有する階級は、國民全體の數から見れば、僅かの一部富裕階級であつて、その大部分は生活上必要な限度を越へて居ないものと見られる。

否一部の層に於ては子供の一枚の晴着さへ持たぬ者も決して少くないのである。この事は生活費中占むる被服費が夫婦に子供三人の家族で一ヶ年の被服費が、一二〇圓前後でしかない事實によつても證明される處であつて最近の高物價では一二〇圓は主人が洋服を一揃新調する代價でしかなく、他の家族達は襦袢一枚買ふ餘裕も無くなるのである。我々は生存する丈で満足するのではなく、其時代

文化に適應した生活を要求する、故に文化人として、健康上、社交上必要なる限度に於て、甚しき差等のない被服が充足されねばならぬ。此意味に於て被服費は只單に全収入の一五%と云つた率を以つて一律に規定することは間違ひであると云はねばならぬ、被服に於ても少くとも文化社會に於ける文化人として生活するためには収入の如何にかゝらず、最低限度必要量と云ふものが存する筈である。

第五節 本章總括

先ず具體的標準を示したものととして、森本博士、岡田、伊藤兩女史、日本女子大等の研究について見たのであるが此内何れが最も標準に近いであらうか。森本博士調査では總平均は二三三圓一一錢であり、岡田女史のものは標準型によらず最低費によると三〇六圓六八錢で、伊藤女史のは修正額四九八圓一〇錢、日本女子大の「B生活の夫婦と子女三人」の額は二一六圓一六錢である。然るに生計調査によると内閣のものは、總平均は一二三圓、中等生活外數種の調査の平均では一八四圓八八錢であるから、生計費調査による被服費に比較すると、岡田、伊藤兩女史のものは甚しく大であると云ふことになる。

初めに述べた如く被服に就いては、被服材料により、或は同じ質のものでも使用者により甚しく異なるもので、衣服は衣食住の中最も動搖性に富む項目である。故に被服費を科學的基礎に立つて算定すと云ふことは甚しく困難である、故に著者は本章に於ては諸種の資料により、極力被服費の本質を露呈し、以つて被服の文化的要求をも充分加味

した意味の被服費の研究に資せんと心懸けたのであるが、然し今日までの調査、研究の範圍ではこれ文は最低限必要であると斷する丈の科學的基準を發見し得ない實狀にある。従つて之が完き考察は今後に譲ることにし、此處では既述の生計費調査と、標準被服費の研究とにより推定をなし、本研究の標準家族一ヶ年の被服費を一先ず二〇〇圓一ヶ月當一六圓六七錢とする事が悉當であると考へるものである。(昭和一〇年程度の生計指數時に於て)之れを假定全支出一四四圓に於ける割合を見ると一一・六%に當り、生計費その他の調査平均割合一一・九%に近似してゐる、生計費中被服費の標準割合を一〇%乃至一五%と云つてゐるのであるが、何れから見ても之れに近いものである。

附 參 考 資 料〔指數〕

極く古い小賣物價指數及生計費指數はないので、本研究では主として井口東輔氏が作製された指數によることにした。

註 本指數は内閣統計局原計調査 大正一五年—昭和二年)をウェイト決定の基礎資料とし、價格資料は日銀調査小賣物價指數及新調査を以て補足し、生計費指數を算出されたものである。詳細は同氏著、我國に於ける生計費と實質賃銀、社會政策時報第一八四號参照)

第98表 (B) 生計費指數 (朝日新聞社)

(大正三年=100)

		飲食物費	住居費	光熱費	被服費	其の他	總指數
昭和	6.11	127	243	166	113	179	159
レ	12	132	243	166	114	179	161
平均		129	243	166	113	179	160
レ	7.1	138	243	171	118	179	165
レ	2	141	242	170	120	179	166
レ	3	141	242	166	119	179	166
レ	4	140	242	164	117	179	165
レ	5	140	241	158	113	179	164
レ	6	137	241	154	113	179	162
レ	7	137	241	152	112	178	162
レ	8	136	240	151	116	178	162
レ	9	137	240	153	126	179	164
レ	10	133	240	156	127	179	162
レ	11	135	240	158	132	179	164
レ	12	143	240	163	137	179	168
平均		138	241	160	121	179	164
レ	8.1	147	240	170	139	180	171
レ	2	143	238	170	137	180	169
レ	3	142	237	168	136	181	168
レ	4	142	237	168	135	180	168
レ	5						167
レ	6	142	236	166	136	180	167
レ	7	141	236	166	138	180	167
レ	8	140	236	168	140	179	167
レ	9	140	236	171	142	179	168
レ	10	142	235	175	144	179	169
レ	11	144	235	181	144	179	170
レ	12	142	234	184	143	179	169
平均		142	236	172	139	180	169
レ	9.1	141	234	183	143	179	168
レ	2	143	234	182	144	179	170
レ	3	144	234	182	147	179	171
レ	4	147	234	180	147	179	172
レ	5	149	234	179	147	179	173

第九章 被服に関する研究

四二一

第98表 (A) 生計費指數 (大正三年=100)

年次	飲食物費	住居費	被服費	光熱費	其の他	總指數
大正 3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
レ 4	85.0	100.8	93.1	99.1	100.0	92.5
レ 5	91.9	101.8	112.2	98.9	119.7	100.6
レ 6	123.6	103.1	160.3	135.1	127.5	123.7
レ 7	194.2	107.3	244.6	202.0	159.2	174.3
レ 8	256.3	115.4	306.8	239.6	183.3	216.9
レ 9	273.8	132.4	288.0	303.6	213.1	235.2
レ 10	213.9	144.3	238.2	314.3	230.3	208.3
レ 11	239.8	159.5	222.0	322.6	233.1	222.7
	224.9	160.1	233.1	291.9	231.1	215.4
レ 12	208.7	160.9	221.1	289.4	220.8	205.3
レ 13	215.2	158.6	220.5	301.0	218.1	208.0
レ 14	224.3	171.1	221.9	282.6	219.5	214.4
昭和 1	210.8	183.6	194.2	272.2	219.1	207.6
レ 2	203.0	193.2	168.5	293.3	214.0	204.4
レ 3	191.7	194.6	167.5	290.6	213.4	199.0
レ 4	186.0	193.3	161.5	263.7	208.2	193.1
レ 5	165.0	186.7	133.4	215.9	195.7	174.5
レ 6	139.5	182.6	113.4	191.9	177.6	155.6
レ 7	145.2	179.0	115.8	165.4	181.8	156.5
レ 8	147.7	177.4	125.9	205.2	183.8	161.1

附参考資料 (指數)

社會政策時報第一八四號我國に於ける生計費と關係賃金 (井口東輔) P七〇

四二〇

年次	飲食物費	住居費	被服費	光熱費	其の他	總指數
4	180	233	191	169	186	192
5						
6						
7	183	233	195	163	190	194
8	184	233	197	165	190	194
9	184	233	200	168	194	195
10	184	233	208	169	194	195
11	183	233	214	169	195	196
12	186	233	217	171	195	198
平均	181	233	200	168	190	193
13. 1	188	233	224	172	195	199
2	189	233	225	182	195	201
3	190	234	226	191	196	203
4	193	234	230	194	197	205
5	192	233	234	197	198	205
6	192	233	238	204	199	207
7	194	234	242	220	199	210
8	197	234	241	217	200	211
9	197	234	242	216	201	211
10	197	234	240	217	200	211
11	196	234	239	217	201	211
12	197	234	242	218	201	212
平均	194	234	235	204	199	207
14. 1	197	234	243	219	201	212
2	198	234	244	226	202	213
3	200	234	242	227	202	214
4	202	234	242	230	202	216
5	204	234	242	231	202	217
6	205	235	242	233	202	218
7	209	235	243	233	202	220
8	212	235	244	233	202	221
9	218	236	243	235	203	224
10	219	236	248	240	203	226
11	232	236	254	241	203	233
12	232	236	260	241	203	233
平均	217	235	246	232	202	221

年次	飲食物費	住居費	被服費	光熱費	其の他	總指數
6	148	234	178	148	180	172
7						174
8						176
9	156	234	180	150	181	176
10	163	234	184	149	181	180
11	162	234	185	148	181	180
12						180
平均	150	234	181	147	180	173
昭和10. 1	160	234	183	145	182	178
2	161	234	181	145	182	178
3	163	233	179	145	182	179
4	163	233	178	145	182	179
5	163	233	176	146	182	179
6	162	233	175	146	182	179
7	167	233	175	145	182	180
8	169	233	176	145	182	182
9	172	233	178	146	182	184
10	172	233	179	148	183	184
11	169	233	180	148	183	183
12	168	233	180	148	183	182
平均	165	233	178	147	182	180
11. 1	171	233	181	148	183	183
2	172	233	185	148	183	184
3	173	233	185	149	183	185
4						185
5	174	233	181	149	183	185
6	174	233	179	150	183	185
7	175	233	179	150	183	186
8	177	233	180	148	183	186
9	176	233	181	152	184	186
10	170	233	183	155	184	184
11	170	233	186	156	184	185
12	170	233	194	158	184	186
平均	173	233	183	151	183	181
12. 1	172	233	194	163	184	188
2	176	233	195	167	184	190
3	176	233	191	168	185	190

第十章 教育に關する研究

第一節 我國教育の現状

明治初年慌しく外國の制度を模放し、國民教育が劃一的に全國一齊に行はれた事は、今日の文運を導いた原因ではある。

今我國内地の學校數を見るに總數四萬七七五〇校（昭和一〇年度）で、此内小學校が二五七九九校、中學校が五五七校、高女が九七四校、甲種實業が九六一校、乙種實業が二八九校、高校三二校、専門學校一一七校、實業専門六〇校、大學四五校、高師四校、臨教其他が五〇校、青年學校一六七〇八校、盲學校七八校、聾啞學校六二校、各種學校一九一二校となつてゐる。

之れに對して教育者數は四一萬二三四八八人、學生々徒兒童は一四九四萬九七九二人で、總人口の二割一分五厘に當り、教員一人當り生徒數は三六八人、小學校は四四人強に當つてゐる。

第一項 入學難・就職難と形式教育の弊害

斯如く我國の學校教育は驚くべき發展を示したのであるが、然し未だに入學難は解決されてゐない。

昭和一五年四月の入學者から中等學校は入學試驗學科の廢止を斷行し、口頭試問と人物考査に依つたのであるが、然し學校の増設と設備が之に伴はざるために依然として「窄き門」として入學難は止まず、禁止された準備教育も秘密になされてゐるものも少くない實狀にある。而かも今回の學科廢止は必然的に内申が重視される結果として、學内成績の悪い者が二流三流に押しやられる結果となつた事は否めない、この事は教育進度に重大性を與へるものである。此處に云ふ二流三流と云ふは主としてその學校の教師の質、設備及教育方針等に依つて社會がする差別語であるが、その質的に劣る兒童生徒が、更に質的に設備の劣る學校に於て教育を受けると云ふことは一層教育の進度をおくらせる事になるものと考へられるが故に、二重の損失を受けることになるのである。國民教育の本質は、秀才教育ではなく、出來れば國民の悉くが、同じレベルまで引き上げられる様に教育する事であらねばならぬ。勿論特に甚しく智能の低い者は一般兒童より切離して、更に特別の教育指導が必要であるが、普通の智能を有する兒童の中で、制度上の定員がすくないと云ふばかりに、二流三流の學校に押しやられると云ふが如きは益々その差を大ならしめるものである。之は逆に少しく熱心に優秀な教員が充分なる設備を以て補ひ引きあげねばならぬものである。斯くするならば相當満足すべき成績を擧げ得るであらう。此の點は文部當局の不統一から來る、教育の投機化を招來せしめた結果であつて、一日も早く此の教育の投機化を是正し、教育本然の使命に立歸らしめねばならぬ。筆者は必ずしも教育の官僚化を望んでゐる者ではない。否教育勅語の精神を身を以て實踐する様な學校であるならばむしろ私立の方が官立に優る處があるとさへ考へてゐるものである。

然るに只形式や制度のみを重んずる我國の教育は悪い意味の劃一主義の教育に墮し益々その弊害が現れるに至り、今日では此の劃一主義、注入主義教育の缺點が目に見える様になり、之が根本的改革の必要に迫られてゐる。

現在我國の學校教育は、知識注入主義で、隣人を愛する事を教へず、土を愛し、勞働を愛する事を教へず、學校さへ出れば一人前にでもなつたかの如き考へを起させる様な非常に間違つた教育がなされ、眞の人物を作るための教育が爲されてゐない。従つて自ら生活出来る人物を造らない。それは小學から大學までを通じての一大缺陷である。學校を出ても、氣ぐらゐばかり高くて仕事らしい仕事が出来ない。殊に支那事變の如き直ちに役に立つ人物を多數必要とする時局に當面するに至つて此事が一層痛感されるに至つた。數年前までは經濟的恐慌の嵐に押されて、學生の就職難は深刻であつた。然るに事變によつて人物の拂低は極端になつた、然し學校を出てもすぐ役に立たぬとすれば、質的には就職せざるに等しいものと云へるであらう。今更の如く教育の根本的革新が叫ばれ、教師の再教育の必要さへ起るに至つたのであるが、おそきをなげかずこれを機會に我國教育の根本的革新を斷行すべきであると信ずる。

學校の教育は先ず人物を造るに主力を注ぎ、次は實際に役立つ原理原則とその應用を實地經驗によつて教育することである。教師はくだらぬ現制の如き秀才型資格者のみを採用する事を徹底し、民間の實力者、人格者をどし／＼教師教授として採用することである。而して翻譯教育に浮身をやつす秀才型出身に代つて、學理經驗を基礎に、生きた役立つ教育に置替へる事が急務である。如何に學者であらうとも、人格なき人物は教師としての資格なきものである。我國では專問、大學等の上級學校に於ける教師は、學問さへ出来れば人格はどうでもよいかの如く考へられ勝であつた。例へば小學、中等學校等の教師が未成年の禁酒禁煙の法律のあるのを忘れて、兒童生徒の前で飲酒、喫煙を平然とするが如き、倫理道德を説く教師が蓄妾をしてゐるが如きが此の好例で、口と行ひとが一致しないのであるから日本精神を説く資格は全くゼロで、人物を造る教育が出来ないの筈がないのである。最近これが本質的に誤りである事が認識せられ、行の教育が尊重せられるに至つた事は喜ぶべき事であるが、然し實狀は未だ殆んど革新されず、依然とし

て學校屋、教育屋とも云ふべき、良心なき教師、教授が充滿してゐるのである。「教育の革新は先ず教師から」と云はれてゐるのもむべなるかなである。昔の教育家の様に、身を以つて率ゆる事であれば、眞の教育革新は期待される。又そうならなければ就職難は、戦争でも終ればすぐ押寄せて來るであらう。只此處に特記すべきは教師の待遇改善である、殊に小學校教員の待遇は即刻改善されねばならぬものである、生活の安定なき處に教員の素質向上は期待されない事をよく知つて善處せられねばならない。

第二項 教育の邊在化、階級化

前述の如く、我國の教育は相當普及はしてゐる。然し都會にのみ邊在し、農村には適當な教育機關が缺けてゐる。従つて農村の子弟は餘程の資産ある家庭の子弟でない限り中等以上の教育を受けることは不可能である。ために向學心に燃へてゐる青年は、農村を嫌つて、農村を飛び出して仕舞ふため、優秀な人物が都會に取られて仕舞ふ。其上農村は義務教育費の過重負擔に苦しみ續けてゐる、而かも一旦都會に出ると、我國の教育制度が悪いため再び農村に歸へらぬ様な教育を受ける。醫學とか、電氣とか、法律、經濟と云つた學問を學んで、村に歸へつても役立つ機會のないものを學ぶことになるため村に歸へらず、都會に集中する爲に農村は益々衰頹する。

デンマークでは、村の教育に非常に力を入れて私塾的教育を行ひ、村のために盡す人物を作り出して居り、又村には完全な大學程度のものがあつて、巡廻して大學教育が受けられ、その他成人講座もあつて大いに努力されてゐることである。デンマークの農村が、今日の如く世界的に有名になつたのは、如上の如く一に農村の教育に力を入れた賜物であると云はれてゐる。我國に於ても今日の如く都會にのみ集中することを止めて、農山漁村にも必要な教

育機關を充實し、多額な費用を要せずに教育出来る様にし、青年の離村を防ぎ、我國人的資源の貯水池たる農村の向上を計らねばならぬ。

第三項 投資としての學校教育

以上の如き教育機關の都會集中化は、必然的に教育費を大ならしめ、育英制度の不備な今日に於ては、農村のみならず一般貧困家庭の子弟は、適當なる教育を受けることが不可能となる。

今日の學生々活ではどんなに切り詰めても大學を卒業するまでに要する學費は最低七千圓から、學科によつては一萬圓を要すると推算されてゐる。斯如き莫大な經費を要する學校を卒業しても、或時には就職さへ出来ぬ事もあるのであるから、今假りに一萬圓を有利に利殖すれば月五〇圓乃至六〇圓の利益は得られるであらう、故に投資としての學校教育は成り立たぬと言はねばならぬ。

にもかゝらず何故に大金を掛けて學校に相當無理してまで修學せしむるのであらうか、眞の人間にして貰らいたいからであるか？或は特權階級になる手段としてあるか？既に述べた如く我國の教育は悲いかな眞の人間を造る教育ではなかつた、故に多くの者は前者ではなく、後者を目的として修學するものと見なければならぬ、之れは正に教育の破綻である、その罪は我國の制度の缺陷にある。學校の卒業證書が物を云ふ制度だからである、否同じ證書でさへもその學校によつて更に差別があり、又同じ學校でも推薦者の如何により亦大なる差を生ずると云ふに至つては全く教育の救い難き墮落である。官省によつては帝大出でなければ殆んど出世の見込がないと云ふ差別が現存する。此處に於ては高文などは事實上是一片の破古同様である。斯如き不公平は人物を全く骨抜きとし、上長の氣嫌のみを

みをと、只自己榮達のみに関心するに至る、此處に能率は低下し、人物經濟の大損失を生むのである。

これは何れも教育費が大であるため一部資力ある特權者のみが教育を受ける事になるがためである。故に之れが是正は教育費の掛からぬ様にし、誰もが自由に大學教育までも受ける事の出来る様な制度に改める事である。斯くするならば、大學を出た丈によつて、特に高い地位が與へられるが如き不合理がなくなり、而かも全國民の教育程度が高まるが故に、大學教育を鼻にかけるが如き笑ふべき人物もなくなり、一般文化の向上と共に斯如き不合理に依つて起る不幸が著しく減少するであらう、吾人は斯く信じて疑はぬものである。

第四項 文盲者割合

明治以降の文盲者は非常に減少した、これは一に我國が明治五年以來教育の普及に努力して來た結果である。然し既に各項に於て觀た如く、不就學者も絶無とはならず、全國民としての調査によると文盲者が存在するのである。現在一〇歳以上の男子中約五・六%、同女子中一・五%と推算されてゐる。(國勢グラフ昭和七年一〇月號五二頁)同紙により一九三一年の割合を年齢階級別に示せば次の如くである。(同紙推算の基礎は壯丁學力程度及學齡兒童就學歩合による)(×印七四歳まで)

年齢別	一〇—一四	一五—一九	二〇—三九	四〇—五九	六〇以上	計
男	〇・五	〇・八	一・二四	一・二七	二・三三	× 五・六
女	〇・六	〇・九	三・二三	二・五八	四・一六	× 一一・五

即ち年齢の進むに従つて増加してゐる、これは教育の普及が如何に進歩したかを示すものである。又女子が男子に

比して大である事は、女子教育を男子に比して輕んじて來た事を示すものである、而して男女總平均は八・四％に當つてゐる。

我國に於ては舊幕時代には文盲者が多數あつたのであるが、維新以來六〇餘年間に八・四％まで低下せしめ得た事は教育普及の賜物であるが、然し反面には我國の町村財政が義務教育費のために如何に苦しみ、亦今日も苦しみ續けてゐる事を忘れてはならぬのである。

今列國に於ける文盲者と我國のそれと比較すると、最も少ない順位に列擧すれば、獨逸が第一で〇・〇三％、漢洲一・七％、加奈陀五・一％、佛國五・九％、米國六・〇％、白耳義七・五％、日本八・四％、洪牙利一三・〇％、伊國二六・八％、波蘭三二・七％、勃牙利三九・七％、西班牙四三・〇％、希臘四三・三％、ソ聯邦四八・七％、墨西哥六四・九％、葡萄牙六五・二％、埃及八五・七％、英領印度九〇・六％で日本は第七位に當つてゐる、然し文明國としては決して少い方ではなく寧ろ多い方である。

第五項 不就學者割合

本邦の義務教育の就學率は九九・五八％(昭和九年)で世界にも稀であると云はれてゐるのであるが、然し之は實は帳簿上の事であつて事實は必ずしもそうではなく、それは半途退學者の多い事でも知らる處である。學齡兒童中一ヶ年以上居所不明の時は、學齡簿より之を抹消する事になつてゐるのであるが、その數は近年減少を示して來たが、それでも尙昭和六年度を見ると學齡兒童一萬人中一五・二四人、昭和九年度は一・二八人である、而かもその多くは不就學者であり、且第四學年以上の者がその大部分であるから、その學年度の兒童數に對すると可なり多くなるわけ

である。現に徴兵検査の際、壯丁の不就學者及尋常小學校半途退學者に就いて見ると、不就學者は昭和六年〇・七％、昭和九年〇・五％、昭和一二年〇・四％で年々減少の傾向にはあるが、然し千人に對し四人乃至五人位存在するわけである。尋小半途退學者では昭和六年四・八％、同九年三・三％(四萬七〇九五入)昭和一二年二・五％であり、義務教育を完了せざるもの、合計は昭和六年は五・五％、昭和一二年は二・九％に當つてゐる。

文部省が昭和一二年度の壯丁検査に際して、壯丁教育調査をなした結果による壯丁の教育程度別を見ると第九九表の如くである。

市部郡部別では尋小卒も高小卒も市部の方が多く、青年學校では郡部が多い、中等學校中途退學までを含めた市部郡部別割合を見ると、市部は七五・六％、郡部は八九・〇％で約一四％郡部の方が多くなつてゐる。之に反して中等學校以上の卒業者では市部は郡部の二倍強となつて居り、教育機關の邊在を證明してゐる。

第六項 小學を卒業せざるもの、原因別割合

前記壯丁検査の教育調査の内小學校を卒業せざる一萬數千名の内その原因別割合を見ると次の如くである。(國勢調査第八年第二號P三八)(%)

原因別	市部	郡部	原因別	市部	郡部
原 因 別	市 部	郡 部	原 因 別	市 部	郡 部
瘋癲、白痴	四・三	七・一	不具發疾	五・一	六・七
病、發育不完全	五・八	六・一	學業不良・學校嫌忌	五・六	四・一
家業の手傳	三四・七	三〇・七	雇傭徒弟	三三・九	三一・六

出稼・乗船

三・七

九・二

其

他

六・九

四・五

計

一〇〇・〇

一〇〇・〇

即ち國家が最低限度に必要と認めた義務教育を卒らなかつた者の原因別割合はその七割以上が家庭的事情、換言すれば貧困によるものが多數を占め、身體的原因によるものは極めて少數であると云ふ事は注目すべき事である。

第99表 市部郡部別壯丁の教育程度別割合(%)

	市 部	郡 部
不 就 學 者	0.4	0.4
尋 小 半 途 退 學	2.4	2.0
尋 小 卒 業	16.1	11.6
高小在學及半途退學	4.8	4.3
青年學校普通科修了	0.5	0.5
高 小 卒 業	30.3	26.4
青 年 學 校 本 科 在 學	5.1	12.6
青 年 學 校 本 科 卒 業	6.3	22.0
青 年 學 校 研 究 科 修 了	2.1	6.3
中 等 學 校 在 學	7.6	2.9
及 小 學 校 卒 業	75.6	89.0
中 等 學 校 卒 業	16.1	8.3
專 門 學 校 卒 業	4.9	1.8
大 學 々 部 卒 業	3.4	0.9
小 學 校 計	24.4	11.0
合 計	100.0	100.0

第七項 小學校卒業者の進路

昭和六年度(昭和七年三月卒業)小學校卒業者は二、八二五、四七六人で、此内中等學校初學年に入學する者の數は昭和七年度は二八六、九四六人であるから此割合は一〇・一五五%に當る。即ち一〇人に一人の者が中等學校に入學することになつてゐる。

更に中等學校卒業者が高等、專門學校以上に入學する割合を見ると、昭和七年度の高校、專門、實業專門、高師等の入學者數は七八五、六九〇人で、中等學校卒業者は(乙種を入れて)昭和一〇年度は三〇一、五六九人であるから入學者割合は二六・〇五%で、約一〇人に付二八人に當つてゐる。

換言すれば國民の内基礎的過程(中等教育)を納めんとするものは一〇人に一人であり、更に卒業するものはその半分となり、完全過程(專門學校教育)を経るものは更に減じて一〇〇人の内三人である。小學校に入學するも卒業を待たず中途退學するものゝ多いと云ふ事實は如何に我國の教育現狀が不完全なものであるかと判明するであらう。

而かも國民が勉學する事を欲しないが爲めではなく、主として經濟的事實に基くものである、最近決定した國民學校案によれば、八ヶ年に延長するのである。之は望ましい事である。否、更に滿一七歳迄の義務制とし、充分なる教育を實施したい、然し之れに伴ふ國民の生活負擔能力が伴ふ様に改革せねば實施は困難である。即ち生活源泉たる最低賃金制が確立されねばならぬ。斯くすることによつて生活困難のため、中途退學を餘儀なくせしむるが如き不合理が減少するであらう。

第八項 女子教育の振興

次に我國の教育の缺陷として指摘すべきことは、男女の差別が小學校を除いては甚しいと云ふことである。

今日の文化程度から見ると、中等教育位を受けてゐなければ、充分理解出来にくい事柄が澤山ある。職工教育に於ても既に中等學校卒業生を要求してゐる。事實小學卒業、高小卒業、中等卒業とを實地教育してその成績を見ると、小學より高小卒が、高小卒業より中等學校卒業の方が、理解力、進歩の程度が著しくすぐれ、基礎教育を受けたものが結局利益でもあると云ふ事が明かになつて來たのである。故に職工と雖も今後は中等學校卒業を標準とする事が望ましいのである。此の原則的なことは女子に於ても云ふことが出来る。女子の實業教育を受ける者の少ない事は、當然としても、一家の中心となるべき主婦としての基礎教育、家政、家事、育兒衛生を主とする教育を充分受くる事が大切である。然るに我國の一般家庭は、女子は教育すべきものに非ずと云ふ間違つた思想が未だにある事は甚だ遺憾である。それがため女子の中等以上の教育が、男子の教育に比して甚しくおくれるに至つてゐる。特に専門學校以上に於て、男女の懸隔が甚しい。今その現状を見ると次の如くである。

男女の教育比較

	男	女	女子の男に對する割合(%)
帝國大學	二一、一八七	三二	〇・一五
官公立大學	八、四五六	二八	〇・三三
私立大學	四一、四〇三	五六	〇・一四
官立專門學校	三、八一	九〇〇	一九・一
公立專門學校	一、一八九	一、六一二	五七・六
私立專門學校	四七、九九九	一四、〇二三	二二・六

官立實業專門(農業)
私立實業專門(商業)

官立實業專門(農業)	三、二八〇	六九	二・〇六
私立實業專門(商業)	三、八〇八	五九	一・五五

即ち大學では僅かに千人に一人乃至三人であり、専門學校では官立が百人に一人、私立が二二・六人で、公立に於ては女子の方が多く五七・六%に當つてゐる。實業専門學校では官立の農業は百人に付二・〇六人、商業に於て一・五五人で高等工業には皆無である、女子の職業への進出を傳へられてゐても、それは特殊なものに限られ、未だ産業の中堅技術者としての女子の進出は全く見られぬ事を示してゐる。

以上大學、専門學校及實業専門學校の學生々徒の合計は一五三、二一〇人であるが、此内女子は僅かに二六、七〇〇人で、一七・四%にしか當つてゐない。

斯如き女子教育の振はざる現状は、女子教育の重要性の認識不足に基く女子の差別待遇によるものである。男女共學を許すのは東京音楽學校文であり、東京美術學校の如きは女子は一人も入學させない、高等學校も女子の道は全くなく、大學専門學校何れも事實上の女子拒絶の形にある。

斯如き男女の差別観は、本邦文化の發達した現今並に今後の時勢の推移に應ずる教育政策として適當であらうか、吾人は一日も早く大學を解放するか、別に官立女子高等學校、女子大學を設立し女子教育の振興に資すべきであると信ずる。

第九項 教育の根本的改新を要す

我國の教育制度の發布を見たのは明治五年で其後制度上にも内容上にも多少の進歩改善はあつたが、根本は西洋の

引寫して、我國社會の要求から自然に生れたものでなかつた、ために、他の日本の各方面は長足の進歩を見たのに一人教育界はその進歩から取殘され、而かも數十年の久しき間に學閥や其他の勢力關係などが生じ、内容的には益々社會の要求を離れ、今日我教育界は因循姑息、數十年間の因襲を容易に改め得ず、缺點は數ふるに堪へない程多く、之を根本的に革新するの必要は長年の懸案であつた、其實施の速かならんことは社會各層からの切實な要求であつたが、今日までその具體化を見ず、幾多の研究調査機關や、委員會が設置されても、何れも意見紛糾し、龍頭蛇尾に終つて何等注目すべき成果を擧げ得なかつたのである。

支那事變を機として國民精神の昂揚は一大運動となつたが、然し事變となり急に國民精神總動員と云つた形で政府が指導せねばならなくなつた如きは從來の教育の根本的缺陷を曝露したもので、即ち人物を作る教育に重點が於かれてゐなかつたがためである、故に今後の教育改革は是非此線に沿ふて進められねばならぬ。

殊に此數年來我國の産業は飛躍的發展を遂げ、又我國國際的地位も舊に較ぶべくもなく向上し、政治的にも、經濟的にも我國は今や獨自の途を踏出さんとする歴史的重大時局に當面するに及んで、此際教育制度の刷新振興が緊急重大事として認識されるに至つた。世界の文化は我國の進歩如何にかゝわらず、遠慮なく進歩發展して止む處がない、従つて我國の國民教育も亦絶へず向上進歩せねばならぬ。

社會改良進歩の根本的基礎としての國民教育の重要性は今更此處に述べる必要がないが、國民は知育、體育、德育、精神教育、藝術教育、技術教育を階級的區別なく受けられる様にせねばならぬ。若し教育が不完全であり、不平等である時は、その國民は必然的に差等を生じ、階級を生ずるに至る。

無智が貧困の直接、間接の原因となる事は諸種の社會調査によつて明かな處である。金がない爲に充分なる教育を

受ける事が出來ず、教育なきために貧乏となる事も少くない。細民調査等に於て實地に見る處によると、細民の心理は一度び向上し希望が発見されると驚く程力を出して努力するものである、故に困窮の羈絆をゆるめ、教育の力を長期に亙る實際的指導とによりて向上の指標を與へるならば、細民を水平線に浮び上らしむることは必ずしも不可能ではない。貧困者が多く出ると云ふことは、國家の大なる損失であり、不幸である、故に教育は國民凡てが平等に受けられる様な組織制度になつてゐる事が絶対に必要である、又今日は斯く革新するによき機會である。

第二節 義務教育

義務教育は當時の社會生活に於ける最小の常識値まで達せしめんとする努力、而して更に必要なる智識の啓發吸収に便する程度のもので謂ふことが出来る。即ち或程度の常識は社會生活上個人に強制される。個人の常識がこれに應ずる能はざる程度にある時は、社會生活の機能は萎縮し、其の過程を不安ならしめる虞れがある。故に發達せる國家は之を義務とし強制するのである。我國に於ける義務教育は滿一二歳終了の六ヶ年制となつてゐるが、之が不備缺陷に就いては各方面から論ぜられており、年限の延長は特に叫ばれ、政府も遂に最近、今迄の尋小及高小を編成替して國民學校案によつて八年制となし充實せんとしてゐるのであるが、然し八年制とするも年限のみの延長では充分と云ふ事は出來ない。勞働科學研究所は、我國義務教育の延長に就いて前期八ヶ年制、後期を滿一五、一六、一七歳として上級學校への進學者は勿論、前期終了後直ちに職業生活に入らんとする小國民に對して、特別義務教育制を設定す

る事を強く建言されてゐるのであるが、之は極めて必要な事であつて、その主なる理由とする處は次の如くである。身體外形の發育、身體的機能の發達、少年少女期の基礎新陳代謝、思春期の特異なる年齢的體質、心的能力の發達、即ち以上の觀點から見るとは、滿一四歳で終了する義務教育制を終了して、直ちに保護薄き社會に放り出す事は、國家の損失であるが故に、肉體的に、精神的に、充分身心が發達する年齢までは、充分なる保護教育をなさねばならぬと云ふのである。(之が詳細は第三章生産年齢の研究参照)

第三節 其他の教育

(一) 中等教育、専門教育

我國の義務教育は既述の如く六ヶ年制の小學校のみであるが、今日の文化水準から見るときは、此の程度の教育では一般常識の發達を計るには如何にも不充分である。そこで資力あるものは中等學校に於て更に教育を受けるのである。然し以上の常識程度を以てしても尙不便なる事が次第に多くなり、更に向上進歩を計るためには科學的努力に俟たねばならぬ事が多くなつた。そこで専門學校、大學と順次進み、必要なる知識の啓發吸収に努むると云ふ状態にある。

では以上の如き子女の教育を如何なる程度まで課すべきかの決定は實際上は困難があるが、然し今日の如く文化の向上せる時代にあつては、少くとも現制の中等教育程度までは授けねばならぬものと考へる。而してこれが教育は義

務制とし、その要する經費は當然その父母が保證すべまものとする、教育費は亦生計費中相當大なる負擔となるが故に、之が實施には教育制度の根本的改革を斷行せねばならない。

(二) 成人教育

子女が學校教育を終了すれば、それで教育修養は充分であると云ふものではない。成人となるも更に讀書、講演、講習會、研究會、見學、ラヂオ、旅行其他によつて成人としての教育を受けることは是非必要なことである。今日此種の企ては各種の方法で成されてゐるが、此成人教育は時局認識の徹底と云ふ點からも、國家として、社會として必要なことであるが故に、常に組織的に計畫され、全國到る處で之れが普及徹底を期する事が大切で政府當局は積極的に指導統一を計る様にすべきである。

(三) 特殊教育

我國に於ては盲人、聾啞者に對する教育としては、盲學校、聾啞學校があるが、その他の不具廢疾者に就いての特殊の學校は未だ完備されてゐないと云つてよい、最近クリツペハイム(肢體不自由者)の教育も小規模ながらなされて來た事は嬉ぶべき事であるが、然し何れも貧困家庭の子弟は入學不可能の状態にあるが故に、無料で斯種兒童の教育をする事が出来る施設が是非必要である。

此の外なすべ事業も多いが此處では省略することにする。

第四節 中等教育の義務制

我國では六ヶ年の小學校は義務教育となつてゐるので、少くとも原則的には此處に於て教育を受けられるが、小學卒業後の子弟の教育を如何にすべきかと云ふ事に就ては、今日までは、經濟力、職業、親の教育程度に上つて支配されて來た點が多分にあつた。此内最も大きい支配力を持つてゐるものは經濟的關係である。如何なる親でも、自己よりも我子は教育を受けさせたいと願ふ心は共通である。否自己が教育のない者程痛切に教育の必要を感じるのが常である。故に若し經濟的にさへ許されるならば、子弟の充分なる教育をなさんとするのが普通である、然し今日の實狀は上級學校に入學し得る者は百人の内三人しかなく、而かもその三人の内卒業せずして中途退學するものが相當あると云ふ事實は、教育が以上の經濟的理由に支配されてゐる事を證明するものである。従つて今日では教育費のある家庭の子弟のみがその恩恵を受け、貧乏人の子弟は如何に優秀兒でも、充分なる教育を受ける事が出来ない實狀にある。然し斯如き不合理な状態に放置して置く事は、日本の文化を眞に向上進歩せしむる事は不可能であつて、少くとも中等學校卒業までは義務教育として、國家が無料で教育をせしめる事が絶対に必要である。而して高等專門學校以上に於ても、形式的入學資格を撤廢して、誰もが自由に勉學出来る様な組織に改正し、我國教育行政の根本的刷新を斷行すべきである。此見地から、中學、工業、商業、農業、女學校等の中等學校を全部五ヶ年制の義務制とし、入學は地域別とし、四學年、五學年には午前中學課、午後は實習演習を爲さしめ、科學映畫、工場、銀行會社、農場、農事試驗場、鑛山等關係機關に於て實地に教育することである。

尙二ヶ年の研究科を設けて、此の期間に於て教師が身を以て實地指導をするならば、眞の勤勞國民として役立つ人物を作り得ると確信するものである。

此意味で生計費中に中等義務教育を織り込まなければならぬ。

第五節 教育費

我國の教育費は僅かではあるが年々増加の傾向にあるが、昭和一〇年度を見ると、總支出額は五億五三三萬一〇〇〇圓、國民一人當り支出額を見ると七圓九六錢、學生々徒兒童一人當りは、三六圓八八錢である。之を更に小學校教育費文を見ると、約三億圓で之を一世帶當りにすると平均二二圓二八錢で、教育費が國民の大なる負擔になつてゐる事が知られる。(第一〇〇表参照)

學生一人當り經費

學生一人當り經費の概算を見ると、一ヶ年當り小學生は二六圓三三錢、中等學生は八七圓三三錢、高等學校以上の學生は四五八圓六一錢、師範生(高師共)は三二二圓一四錢、盲及聾啞學生は一八六圓一一錢、その他は六圓三七錢となつてゐる。以上は教育費を概當生徒數で除したものであるから、實際の經費は更に下宿費、寄宿費、交通費、參考書費、文房具費、會費等諸費用を要するわけである。今之等を學生々計費調査によつて見ると、次の如くなる。

第一項 生計費に現れた教育費

生計費調査其他社會調査に現れた教育費は、その内容が區々で總教育費文のものもあり、育児費を含んでゐるものもあり、文房具費、修養費を含んでゐるものもあるので、嚴密の意味での教育費とする事は出来ないが、家計費としてどの程度に教育費が支出されてゐるか、その概略を知るために二、三の例を示すことにする。

第101表 内閣家計調査
(大正15年9月—昭和2年8月)

	教育費	文房具費
	円	円
平均	1.01 1.00 2.36	0.15 0.12 0.25
60圓未満	0.47 0.19 0.02	0.11 0.06 0.07
80 〆	0.58 0.50 0.24	0.11 0.10 0.20
100 〆	1.24 0.59 0.81	0.15 0.11 0.21
120 〆	1.03 1.08 1.25	0.16 0.11 0.21
140 〆	1.46 1.47 2.05	0.17 0.14 0.24
160 〆	1.64 2.45 2.14	0.23 0.15 0.24
180 〆	1.57 2.84 4.50	0.24 0.18 0.29
200 〆	0.24 2.07 4.47	0.15 0.26 0.36
200圓以上	2.13 3.78 5.35	0.40 0.16 0.36

註 上段 農業者 中段 労働者
下段 給料生活者

第102表 年次別育教費 (内閣家計調査)

	給料生活者		労働者	
	教育費	文具費	教育費	文具費
昭昭6-7	0.99 1.20	0.18 0.22	0.92 1.20	0.11 0.15
〆 7-8	1.18 1.42	0.16 0.19	0.95 1.27	0.11 0.15
〆 8-9	1.26 1.46 1.36	0.19 0.22 0.15	1.10 1.45 1.25	0.11 0.20 0.10
〆 9-10	1.60 1.37 1.58	0.18 0.16 0.18	1.63 1.34 1.75	0.13 0.10 0.13
〆 10-11	1.50 1.70 1.52	0.24 0.27 0.12	1.50 1.90 1.56	0.22 0.28 0.10
〆 11-12	1.70 1.70	0.27 0.12	1.90 1.92	0.28 0.12
〆 12-13	1.70	0.13	1.92	0.12

(下段は割合%)

第103表 某大工場従業員
職員世帯の教育費
(児童生徒學生一ヶ月一人當)

學校別	所員	準屬	職工	合計
幼稚園	14.22	3.39	3.38	4.78
尋小	3.14	2.32	2.14	2.48
高小	5.08	4.47	4.15	4.18
青年學校	5.36	2.53	2.96	2.98
中學	16.00	12.67	14.10	14.74
女學	15.12	12.99	13.11	13.67
商業	13.24	13.88	13.80	13.68
工業	14.40	14.26	13.71	13.80
中女商工總平均	14.69	13.45	13.68	13.97
高等學校	54.54	25.00	19.99	37.41
專門學校	41.87	22.18	22.85	30.05
大學	80.17		43.00	70.87

第100表 官公私教育費 (昭和10年度) (單位千圓)

	國庫	道府縣	市	町村	私立學校	計(純支出額)	學生一人當經費
小學教育	101,704	31,682	83,743	186,166	1,256	300,887	26.33
中等教育	1,557	55,151	11,492	18,355	19,502	100,407	87.32
高等教育	59,291	2,762	1,186	—	22,440	85,514	458.61
師範教育	3,414	10,049	—	—	—	10,959	722.14
盲及聾啞教育	458	1,223	188	2	341	1,914	186.11
其他的教育	—	273	400	58	13,168	13,669	× 6.37
其他家政費及學術研究費補助費等	10,322	9,177	6,518	10,273	6,818	38,031	
合計	176,716	110,317	103,527	214,854	63,525	551,381	

計が縦の内譯と一致しないのは計は純支出のためである。その差額は主として補助費である、國庫の小學校經費として8500萬圓、尙町村補助費の如き此内の主なるもので、その他師範教育、中等就中、實業教育補助も少くない。又私立學校にも多額でないが補助してゐる。學生一人當り經費中、生徒数は×印は青年學校、各種學校生徒にて除したものである。師範は高師生共、中等教育には實業學校(甲乙共)を含ましめた。

(A) 内閣家計報告(内閣統計局調査)
報告による収入階級別教育費を見ると、六〇圓未満では農業者は四七錢、労働者では一九錢、給料生活者では只の二錢で、之れが収入の進むに従つて漸次増加し収入程度高き階級程、教育費が大となつてゐる。總平均では農業一圓一錢、労働者一圓〇錢、給料生活者二圓三六錢となり給料生活者が最も教育費を多く支出してゐる(第一〇一表)更にこれを年次別(昭和六年度)より見ると第一〇二表の如くである(農村は一五年度のみである)即ち教育費は一圓乃至一圓二六錢で全支出の一・二%乃至一・四六%で、又文房具費を入れても僅かの増加を示すに過ぎない。

(B) 某大工場に於ける教育費
某大工場に於て社員、準社員、職工〇萬人餘の世帯に就いて生計調査を爲した(昭和一一年四月一〇日現在)統計によると、その教育費は全支出

總額職員九九圓九四錢の内子女教育費は九圓六六錢で全支出に對する割合は九・六六%に當り、職工に於ては全支出額七八圓一〇錢の内教育費は四圓〇二錢で全支出に對する割合は五・一五%で社員よりは實額に於ても割合に於ても少く約半額であつて、此處にも亦収入の増加に伴つて教育費の増加する事が示されてゐる。職工社員平均は四圓七八錢で(五・九三%)で内閣家計調査の二倍に當つてゐる。

以上の調査に於て更に兒童生徒學生の一人當りの教育費を見ると第一〇三表の如くである、即ち一ヶ月當りは幼稚園では四圓七八錢、尋小は二圓四八錢、高小は四圓一八錢、青年學校二圓九八錢、中女商工平均では一三圓九七錢、高等學校三七圓四一錢、專門學校三〇圓〇五錢、大學七〇圓八七錢であつた。(福利増進に關する調査資料)

(C) 中等階級生計費調査

次に東京府社會課調査「中等階級生計費調査」(大正一一年一月施行)によつてみると次の如くである。

職業別	育児教育費(圓)	全支出に對する割合(%)
官吏	五・一七	三・九六
公吏	五・三七	四・三一
警察官	二・四〇	二・七四
小中學校教員	五・七八	三・九〇
銀行會社員	五・七一	三・四三
電車從業員	三・一〇	三・二一
職工	四・一三	三・八九
雜	三・三九	二・七八
合計(平均)	四・三六	三・五八

即ち某大工場の教育費に比すると稍小であるが、内閣家計調査に比較すると三倍乃至五倍で全支出に對する割合に於て比較するも二倍乃至三倍に當つてゐる。更に収入階級別に見ると六〇圓以下(二・三五%)八〇圓以下(二・三一%)一〇〇圓以下(三・三三%)一二〇圓以下(三・七〇%)一五〇圓以下(三・七三%)二〇〇圓以下(三・八五%)二五〇圓以下(四・三三%)三〇〇圓以下(八・二二%)三五〇圓以下(三・四八%)三五〇圓以上(一・四二%)と收入の大となるに従つて増加してゐる。之と同じ調査様式により同地區の勤勞階級の生計調査を昭和一一年一月(満一〇年目)なした結果によると、教育費の平均は一圓二九錢で全支出に對する割合は一・四二%で甚しい差を示してゐる。(統計時報第八二號二三頁)。

(D) 東京市在職者生計調査 (昭和六年三月調査)

これによると教育費(教養費、育児費)は

六〇圓未満	三・五二	六〇一〇〇未満	四・二八
一〇〇一―二〇〇	八・四一	一〇〇一―一六〇	一・六三
一六〇一―二〇〇	一八・四六	二〇〇圓以上	二一・八八

で大體収入の増加に従つて大となつてゐる。

平均一世帯當りは四圓六三錢で全支出に對する割合は四・七%に當り、前掲某大工場の生計費に於ける教育費に近く前記「中等階級生計費調査」よりは實額に於ても割合に於ても、稍大である。

(E) 炭礦々夫生計調査 (大正一四年四月―六月)

これによる教育費は一世帯平均四一錢(〇・五三%)で、育児費は二圓四五錢(二・六三%)であつた。

(F) 細民生計状態調査 (内務省社会局大正一〇年一月)

これに依る東京市の細民の教育及育児費は次の如くである。

三〇圓	一・五四	四〇圓	二・〇〇
五〇圓	二・九九	六〇圓	三・四一
七〇圓	三・四七	八〇圓	三・四二
九〇圓	四・六八	一〇〇圓	四・一〇
一二〇圓	四・六五	一五〇圓	三・七〇
一五〇圓以上	二・一六	總平均	三・七〇

即ち他の調査と同じく収入の増加に伴つて教育費も實額は増加してゐる、然し全支出に對する割合は逆に五〇圓までは六・八三%、一〇〇圓までは五・八七%、一〇〇圓以上は四・九六%で逆の現象を示してゐる、而して總平均では五・八%に當つてゐる。

以上の外被救護者の教育費を見ると殆んどるに足らぬ額で(二一錢位)あり、むしろ小供の小遣の如きが一圓一九錢も出てゐる状態にあるので此處には比較に適當でないので、何れも省略することにした。

(G) 農家に於ける教育費

農林省調査に成る「農家經濟調査」に依つて農家に於ける教育費を見ると次の如くである。(單位圓)

大正一一年度	自作	自小作	小作	平均
▲ 二二	二・二九	一・六七	〇・五二	一・四七
▲ 一三	三・一五	二・四八	〇・七一	二・〇七
▲ 一三	二・五一	三・三七	〇・五六	二・一七

昭和元年度	三・九九	二・四四	一・二〇	二・六四
▲ 二	三・七〇	二・七九	〇・七一	二・六五
▲ 三	四・一三	一・一八	〇・五七	二・一四
▲ 四	四・三七	一・六六	一・一一	二・五六
▲ 五	三・八四	一・八一	〇・五二	二・二八
▲ 五	二・七九	一・五八	〇・五三	一・七九
大正一三年より昭和五年までの七ヶ年平均	三・六四	二・一一	〇・七四	二・三二
昭和一〇年度	一・八四	〇・九五	〇・八一	一・二〇

即ち年度により異なる、(之は物價等によるものであらう)然し自作、自小作、小作の階級別に見るとハッキリと區別がある。之れを全計支出に對する割合を見ると、大正一三年より昭和五年までの七ヶ年平均では自作二・七九%、自小作一・六四%、小作一・五五%と順次減少を示し、總平均では二・〇五%である。之れを更に昭和一〇年度に就いて見ると、自作三・三五%、自小作二・三四%、小作一・〇六%、總平均二・五三%で何れも自作が最も多く、自小作之に次ぎ、小作は自作の三分の一であり、自小作の約半額である。

以上を概観すると、全支出に對する割合は、低きは一・〇九%から、高きは九・六六%までであるが、平均すると約三%乃至四%である。僅か三%では假りに八〇圓の収入家庭でも、一ヶ月二圓四〇錢、一〇〇圓でも三圓であるから、三人の子女の教育費と見做すと、漸く小學校の教育に足る程度で、中等學校の教育は全く不可能に近い額である。

(H) 日本女子大標準生活費

日本女子大學家政科が中心となつて「標準生活費」を作製したが、之によると、夫婦と三子とした標準教育費は次

の如くである。

	O 生活	B 生活	A 生活
學 齡 以 前	五・九〇	三・五〇	一・三五
小 學 校	一一・一三	八〇・六七	二八・三〇
前二者一ヶ月平均	九・七五	七〇〇	二・四七

女子大の根本的誤りは標準生活費と稱し乍ら三階級を作つたことである。標準生活費に階級をつける事の本質的誤謬は既に指摘した處であるが、此處でも又小學校の教育費にまで差別を付けて居ることは、女子大が教育精神を全く體してゐない事を暴露したものである。而もA生活階級の如き小學校は一人當りにすると四四錢にしか當らず、細民扱ひである、而かも中學女學校を認めず、月謝の要らぬ師範にでも入れと云つた具合になつてゐると云ふことは全くの差別觀から出發したものであり、これでは職工の子弟は勉強しなくともよいと否定したに等しいものである。斯如き机上の空論から割出された教育精神では、眞の國民教育費を編出することは全く不可能であると云はねばならぬ。今日まで國家も一般國民も教育費の出し惜しみをしてゐた感があるが之は前記の如き教育精神の根本的缺除に原因してゐると云はねばならぬ、斯の如き間違つた精神を先ず根本的にたゞき直さねばならぬであらう。

第二項 學生生活費

學生が教育を受ける場合、教育機關が邊在してゐる關係上、中等以上の學校は自宅から通學するに困難な場合が少くない。従つて學生の生活費も亦相當の額に上るものである。學生々生活費をそのまま教育費と見做すことは出来ぬが

充分参考となるものであるから今一、二の調査に就いてみることにする

(A) 東京帝大生の生活費

大正一四年二月一〇日より二二日まで三日間に亘つて帝大共済部が調査した處によると、三〇二人の調査結果(當生大學生氣質(帝大新聞社發行)P一八五)自宅から通學者の平均は三一圓四〇錢、親戚四七圓七〇錢、知人五二圓九〇錢、借間六四圓一〇錢、借家八一圓二〇錢、寄宿舎五二圓九〇錢、下宿屋七四圓九〇錢、素人下宿七〇圓九〇錢で、即ち借家より通學する學生が最も多額を要してゐた。總平均は五九圓五〇錢で、某大工場家計調査に於ける學生一人當り教育費七〇圓八七錢よりは約一〇圓少額である。

(B) 山口市學生調査

次に山口市學生調査(昭和一年一月二日調)による支出月額推計は高専校生は三五圓四八錢、中學生一三圓四六錢、女學生九圓四九錢であつた。(山口市學生生計調査書「山口高商、東亞經濟研究所」(以上のうち中學生女學生の少額なのは自宅通勤が多數を占めてゐる關係である))

山口市の教育費を某大工場の教育費に比較すると中學生では殆んど同額であり、高等、専門學校に於ても近似してゐる。

以上各種の資料に依つて総合的に見ると大體某大工場の教育費が最も都市に於ける標準に近いものと考へられるものである。(此調査は調査數から見ると調査方法から見ると信頼出来るものである)

第三項 小學校義務教育費

小學校は義務教育であるから月謝を要さぬが、然し教科書、文房具等は勿論、最近は参考書と稱するものが、何の選定標準もなく多く使用され、亦文房具の如きも種々の物が出来て、相當警準になつてゐるから、小學校に於ても既に見た如き一世帯一ヶ月一圓前後の教育費では足りない事は衆知の事實である。然し厳格な意味の教育費調査がないので著者は各種の資料によつて最低を推定することにした。

小學生一人當り最低教育費

	一ヶ月	一年
教科書	〇・一三	一・五六
文房具	〇・四五	五・四〇
遠足	〇・二〇	二・四〇
参考書	〇・二〇	二・四〇
會費	〇・一〇	一・二〇
合計	一・〇八	一二・九六

即ち小學に一人入學せしむると純教育費は最低一ヶ月一圓〇八錢要する。

第四項 中等義務教育費

中等教育が義務教育となれば、原則として全部が自宅通學となるから、直接教育費は差程要さぬわけであるが、然し今日實際に於ては青年學校の義務制が（前期夜間二ヶ年）決定されたのみであるから、中等教育を全部受ける建前で行くとすれば経費は相當要することになるが故に本章に於ては、賃金問題算出上の教育費と云ふ見地から、現制下に

於ける教育費を算出することにする。（中等學生一人一ヶ月當り）

月謝	五・〇〇
交通費	三・〇〇
文房具費	一・〇〇
教科書費	二・〇〇
遠足旅行費	二・〇〇
参考書費	一・五〇
會費	〇・七〇
一ヶ月	一五・二〇
一年	一八二・四〇

即ち一ヶ月平均一五圓二〇錢を要する、之れは最低中等教育費である。

第五項 生活負擔としての學校教育費

以上小學及中等教育費を算出したのであるが、之は何れも純教育費であつて、之を總計すると、小學教育費は六ヶ年で七七圓七六錢となり、三人の子女を教育するのであるから二三三圓二八錢要することになる。中等學校教育費は男女合せて計算した五ヶ年で九一二圓で同じく三人であるから二七三六圓で、兩者の合計は二九六九圓二八錢となる、之は少くとも全生活期間中に負擔すべき経費である。

尙此の子女の教育費の外に、主人、主婦等の教育、修養費とも云ふべき負擔があるが、之は學校教育費の如く或期間に限ることなく、毎月毎年平均的に支出されるものと見做し得るから、別に獨立せしむることにした。

今之を子女が入學する順に推計を試みると次の如くである。
 先ず前例に依つて我國平均婚姻年齢二七歳で結婚し、二年目に第一子が生れるとの假定で推計すると、三四歳で第一子が小學校一年に入學する勘定になる。従つて三四歳より此の教育費の負擔が増加するわけである。而して二年目毎に子女が第二子、第三子が生れたものとすると、前記の計算例によると次の如くなる。(一ヶ月一世帯當り)

三四歳	一〇八	三五歳	一〇八
三六	二一六	三七	二一六
三八	三二四	三九	三二四
四〇	一七三六	四一	一七三六
四二	三一四八	四三	三一四八
四四	四五六〇	四五	三一四八
四六	三〇四〇	四七	三〇四〇
四八	一五二〇		一五二〇

即ち四〇歳より中等學校に行くことになるため、急に増加を示し四二歳では第二子が中等學校に更に入學するので、増加し、四四歳で最高に達する、而して四五歳よりは第一子が卒業するので減少し、四九歳に至つて始めて負擔が皆無となる勘定である。然しこの入學順による負擔額をそのまま賃金に必要年齢期に増加することは、種々困難が伴ふ場合もあると思はれるので、之を全勤勞期間に平均化する必要がある。それには此の教育費の總額を完全生活期(二七歳より五九歳までの三三ヶ年間)(生活期間の研究参照)にて除した一ヶ年當り負擔額とすべきである。斯くすれば一世帯當り一ヶ年八九圓九七錢、一ヶ月當り七圓五〇錢であるから、比較的無理なく賃金に割當が可能

である。即ち一ヶ月二七日勞働としても一日當りは二八錢程度であるから全勤勞期間に平均化することが最も容易であらう。

第六項 成人教育費及修養費

成人教育費及一般修養費としては書籍、新聞雜誌、聽講料、見學、講習費、ラヂオ聴取料、旅行費等所謂修養費であるが、今どうしても此位は必要であると思はれるものを擧げて一ヶ月當り推計すると次の如くである(夫婦子女三人の標準による)

圖書費	主人 (一日一五頁一頁五厘として)	二・二八
	主婦 (一日七・五頁一頁三厘として)	一・一八
	子供 (一日五頁一頁三厘として子女三人分)	〇・六二
雜誌(繪本共)	主人 (毎月一種五〇錢として)	五〇
	主婦 (毎月一種五〇錢として)	五〇
	子供 (毎月一人一種として子女三人)	五五
新聞	子供 (毎月一人一種として子女三人)	一・二〇
旅行及運動費	(ハイキング、各種運動等を含む)	六一
ラヂオ聴取料		二〇
其他		五〇
合計		八・一四

註 圖書費の子供の部は一人一ヶ月一種四六錢として、三人の子女が一五年間必要と假定し、之れを完全生活期間三三年間にて除した、一ヶ月分を六二錢を生活費の負擔と見做した。雜誌繪本の子供の分は一冊四〇錢の三冊を買ふものとして、前記同

標にして推計したものである。其他は全生活期間を同じと見做した平均である、ラヂオは五分の三は娯樂費とした、又機械其他繕修料等要するわけであるが、其他の費用に入れた、旅行費は昭和一四年度國鐵旅客收入五億二七一三萬圓餘を旅客一人當(三三錢)内地人口一人當り(七圓三〇錢)を算出し、之れを一ヶ月當り六一錢を得たものである。然しこれを以て修養のための旅行費と見做すことは出来ぬが、その代り私鐵收入が計算されてゐないから大體此程度と見做したものである。即ち總計は一ヶ月當り八圓一四錢で現代の文化水準からおくれない様にするためには最低の費用であると考へられる。

第七項 生計費調査から見た修養費

諸種の生計調査に於て修養費、成人教育費に該當する費用がどの位に支出されてゐるか以下二、三の資料に依つて見ることとする。

(一) 某大工場社員従業員の「福利増進に關する調査資料」によると次の如くである。

	社員	職工	計
新聞代	一・一六	一・〇一	一・〇二
雜誌代	一・四八	〇・九七	一・〇四
書籍代	三・〇九	一・四二	一・七三
合計	五・七三	三・四〇	三・七九
全支出に對する割合(%)	三・一一	二・六〇	二・七一

即ち新聞、雜誌、書籍代を合せると社員は五圓七三錢で全支出に對する割合は三・一一%に當り、職工は三圓四〇錢で二・六%、兩者平均は三圓七九錢で二・七一%に當つてゐる。

(二) 東京市在職者生計調査による修養費は宗教費、圖書、新聞雜誌代、芝居、活動寫眞、展覽會、諸種のスポーツ競技會等の入場料その他娯樂費等を含んだものであるが之によると次の如くである。(單位圓)

六〇圓未満	二・八六
六〇—一〇〇圓	三・〇七
一〇〇—二〇〇圓	五・〇八
二〇〇—一六〇圓	六・三四
一六〇—二〇〇圓	九・二七
二〇〇圓以上	一三・六八
總數	三・二七

平均は三圓二七錢である。然しこれは娯樂費も含んでゐるから、純修養費と云ふべきものは稍これより少ないと見ねばならぬが全支出に對する割合は三・五八%であつた。

(三) 中等階級生計費調査(東京府社會課大正一一年一月調査)による修養費を見ると職業別には中小學校教員が最も多く、銀行會社員之に次ぎ、労働者が最も少ない。全支出に對する割合は平均二・五八%である。(第一〇四表)次に收入別に見ると収入の多い者程多くなつてゐるが、その全支出に對する割合は、多少の前後はあるが大體収入の多い者がやはり割合も多くなつてゐる。更に世帯人員別に見ると、世帯人員の少數である程割合が大になつてゐる。

(四) 大連居住滿鐵社員の生計費調査(大正一三年一〇月—一四年三月同社調査)によると職工三圓五七錢(二・一一%)、現業員三圓一〇錢(二・三〇%)、事務員六圓二七錢(三・三五%)で、總平均九九錢(二・四七%)で前掲の「中等階級」と比較すると實數では多いが、割合では〇・一一%少である。

以上四調査を綜合推算すると三圓五五錢で全生活費に對する割合は二・八四%に當る。筆者推計の二分の一に足ら

第104表 「中等階級生計費調査」に依る修養費

(A) 職業別修養費			(B) 収入別修養費		
職業別	修養費	全支出に對する修養費割合	収入階級別	修養費	全支出に對する修養費割合
官吏	円 2.97	% 2.28	60圓以下	円 1.67	% 2.25
公吏	2.65	2.13	80 〆	2.21	2.64
警察官	2.55	2.91	100 〆	2.16	2.21
中小學校員	4.90	3.31	120 〆	2.95	2.49
銀行會社員	4.97	3.00	150 〆	3.91	2.84
電車從業員	1.93	2.00	200 〆	4.59	2.61
職工	2.07	1.95	250 〆	5.61	2.61
雜	3.06	2.52	300 〆	9.72	3.98
計 (平均)	3.15	2.58	350 〆	7.19	2.43
			350圓以上	7.28	3.92
			計 (平均)	3.15	2.58

(C) 世帯人員別修養費割合

世帯人員別	全支出に對する修養費割合
2人世帯	% 3.46
3人 〆	2.62
4人 〆	3.11
5人 〆	2.44
6人 〆	1.94
7人 〆	1.94
8人 〆	1.73
9人 〆	2.30
平均	2.58

ない。而も以上の調査は所謂中等生活者と稱せられる階級の調査であつて、之より更に生活程度の低い國民大衆は更に少額と見ねばならない。此の事は細民調査等に於ては殆んどこの費目がない事を見ても知られる處である。故に生活内容の検討を充分なし、生活に有害な酒、煙草の如きは極力排除しこれ等の費用を教育修養費に振り向ける様指導すべきである。

第八項 日本女子大「生活費の標準」の向上費

各所に於て引用した日本女子大の所謂「生活費の標準」によると、C生活(年收五千圓前後)者は書籍費では主人主婦子供共にあり、雜誌に於ても同様で、夫婦及三子の一ヶ月平均修養費向上費は一〇圓一三錢であるが、B生活(年收二千圓前後)になると書籍は主人のみで主婦小供は取除かれ、而かも一ヶ月當りは一圓に充たない、雜誌に於ても主人主婦が僅かに一ヶ月五〇錢を認めてゐるに過ぎない、之はキングと主婦之友を買ふ事さへ不可能である。新聞其の他合計一ヶ月當りは三圓二五錢である、A生活(年收一千圓前後)になると書籍費では主人のみで、而かも一ヶ月當りは四一錢で、雜誌も主人のみで主婦小供は取り上げられ總計一ヶ月平均は二圓一七錢で、新聞代が一ヶ月一圓當りに計算されてゐるから残りでキングと主婦の友一冊づゝ買ふのが關の山で、小供のものは一冊も買へない事になつてゐる。各所に於て生活費の標準を研究するに際し、三階級に區別した事の根本的誤りは既に指適しを處であるが、此處では更に、假りに収入の範圍内の生活標準を立てるとしても尙不用意を隨所に發見するのである。収入が一定してゐれば居る程支出項目の内容を研討し、最も國民生活上科學的標準に近づける様な努力が試みられねばならぬであらう。無駄な項目があればそれを省き必要な項目に廻す様にする、そして理想に近い標準を示して之に近づける試みが

生活費の研究である。例へば修養費（女子大は向上費と稱す）の如きは我國の現状から見ると、もつともつと重視し、努力向上指導に努むべき費目であらう。

斯く考へて來るときは職業上、社會生活上必要とする修養費はより大となる筈である、殊に女子の教育、教養の向上は長い間一部識者に依つて叫ばれて來たのである。日本女子大はその一人として努力して來たのではなかつたのであらうか、然るに同校の指導書とも云ふべき「生活費の標準」が此精神を全く無視してゐるかの如き内容を持つてゐることは實に遺憾である。

例へばC生活の書籍の主人と主婦の割合に既に甚しい差別がある。即ち主婦の書籍は（年五圓）主人の（年五三圓）十分の一であり、一ヶ月當りにすると、主人は四圓四〇錢である。相當研究的な書籍でも五〇〇頁内外のものが購入出来るであらう。處が年收五千圓程度と云へば所謂課長級以上局長級である、此程度の階級の實状は殆んど勉強は出來ぬし、又既にしようともせぬ階層に入つてゐるので、書籍は購入しても應接室に裝飾として本柵の底にうもらせておく程度である、むしろ最も知識欲が旺盛で書籍類を要求する階級はB階級で之に次ぐものはA階級であらう。又A及B生活程度の階級は基礎的學校教育も充分受けてゐない者が多いのであるから一層成人教育としても、再教育の必要があるのであり、亦そう仕向けねばならぬ層である、然るに此最も必要なBクラスは八〇錢、Aクラスは四〇錢程度では本らしい本さへ購入出來ぬと云はねばならぬ。

一體女子大の諸君は他の費目中からもう少し教育費をねん出する處はないかを充分研究されたのであらうか。例へば我國生計費中全く必要のないにかゝわらず、悪習慣の結果用ひてゐる酒煙草代の如きは、明日の生活に困る細民階級でさへ一割二分内外を占めてゐるのである。女子大の研究が少くとも標準を示さうとする以上、全部廢せぬまでも

こうした費目の不要性を強く主張し、此の費目を教育費に廻し、せめて女子の向上費位はもう少し見積る必要は絶対にあらうと思ふ。筆者が各所に於て強く批評する所以は生計費の標準の研究は只各費目の割當文を示すが如きは全く無意味であるからであり、此の女子大の標準なるものが、全く無批判に相當廣く使用され各方面に間違つたことが教へ込れてゐる事實を知るからである。

第六節 本章總括

教育がどんなに重要であるかは、今更説明の要がないが、以上各所で指摘した如く、教育機關が邊在し、従つて教育費が多額を要するので、充分教育を受けられるものは、一部資力ある者に限られ、従つて教育の特權化、獨占化を招來してゐるのである。故に之が改新をなし、教育を全國民に均等化するには、中等教育まで義務制となし、國家が責任を以て國民の教育をなすと云ふ事ではなれば、日本の文化の向上は期待出來ない。故に筆者はこの點を強く主張するものである。而して専門學校、大學は、自由に開放し、誰もが充分聽講出來る様に改める事である。

以上の見地から小學より中等教育までを義務制とする教育費を總括して示すと次の如くである。
學校教育費一世帯當り一ヶ年八九圓九七錢、一ヶ月當り七圓五〇錢、成人教育費及修養費は一ヶ月八圓一四錢で合計一ヶ月當り一五圓六四錢、即ち一家夫婦子女共五人の標準家族は一ヶ月當り教育費は一五圓六四錢を要するわけである。

本研究に於ける假定全支出額一四四圓に對する教育費の割合を見ると一〇・八%に當つてゐる。

第十一章 其他生活費の研究

第一節 其他生活費の分類に就て

生活費目の分類に就いては調査によつて異なるが、在來の調査の分類によると、内閣の家計調査では飲食物、住居、光熱、被服、其他の諸費と五大分類とし、更に其他の諸費を社會生活費（保險、育兒、教育、交通、通信運搬、文房具、負擔と文化費（交際、修養、娛樂、旅行）その他（その他記入不備）に區分して居り、又調査によつては四大費目を第一生活費とし、第二生活費として衛生、教養、交際娛樂、酒煙草代（内閣では飲食物費に入れてゐる。）税金、僕婢費、雜費とし、第三生活費として貯金、掛金積立金、辨濟金、仕送、等に區分してゐるものもあり、又第一生活費は同じであるが、第二生活費に保險、衛生、育兒教養、交際、交通通信、公課寄附を入れ、第三生活費として娛樂嗜好品費、間食費、雜費を入れてゐるものもある。又公課を第一生活費に入れ、貯蓄保險、嗜好娛樂、間食、給料、辨濟、雜費を第三に入れてゐる調査もあり、全く區々で、只あるがままを適當に名稱を附したものが多い様に見受けられ、生活指導としての科學的基準が見られないのは遺憾である。

然し少くとも生活の標準を研究し、之を示す場合は國民の生活安定、保健衛生、社會文化教育の各分野から見て指標となるものでなければならぬであらう。

殊に教育、保健衛生、育兒、公課の如き缺くべからざる諸費が第二生活費として分類し、酒、煙草の如き人類に有害な費用を生活必需費に入れてゐるが如きは全く逆で誤りも甚しいものと云はねばならぬ。娛樂費の如きも見方によつては健全なものは生活上必要缺くべからざるものであると云ふ事が出来る。故に筆者は國民教育の重要性を特に強く主張する意味で、教育費を獨立せしめ、残る（一）保健衛生費、（二）公課、（三）交通通信運搬、（四）娛樂（旅行）、（五）交際、（六）貯蓄保險その他、（七）嗜好品費、（八）其他雜費として分類した。而して研究は夫婦子女三人で主人が働くのを原則とするが故に給料を要せず又借金もせず、始めから借入れを要さぬ建前であるから除外し、その他以上本研究の原則上から取捨をなし、項目をつくる程のことのないものは雜に入れる事にした。酒煙草も此意味から除外した。それは酒煙草は保健上社會生活上甚しく有害であるから費目から抹殺し、酒煙草は極力廢止し、健全な費目に振向けねばならぬと云ふことを指導せんが爲に外ならない。此の意味に於て酒煙草代が第一生活費に入れられたり、文化生活費に入れられたりする事は大きな誤りであつて、酒煙草に對する科學的知識の缺除を曝露するものである。事實のみを重視してゐるのでは、眞の國民生活上の指導は困難である。事實ありのままの姿を科學のメスによつて解剖し、國民の幸福と、國家最高目的と合致する様に指導せねばならない。然るに今日まで發表されてゐる多くの生活費の研究は、全く指導性なく、益するどころか、有害でさへあると云ひたいものが多い様に思はれる。例へば我國の遊興費の如きは莫大な費用となつてゐるのである。筆者が貸座敷の届出による遊興費等の資料を基礎にして娼妓、酌婦、女給等による（昭和七年度）全國遊興費を推計すると遊興に動員されてゐる女の数は三〇萬一七〇三人で、此の推定遊客数は、九九六七萬一八一四人、此遊客の消費した遊興費は三億二二九一萬四八〇八圓七五錢である。

（拙著 日本道徳統計要覽（改造社版）P.二二〇）我國教育費は五億五千萬圓で（昭和一〇年度）であるから五九%に當り、

小學校教育費文を見ると約三億圓であるから、遊興費の方が小學校教育費より多い事になつてゐるのである。之を國民一人當りに換算すると、四圓八六錢で成年男子（二〇歳以上）一人當りに換算すると一七圓四六錢五厘に當つてゐる。更に一ヶ月當りにすると一圓四六錢であるから、假に我國生活費の實際の平均支出額が六〇圓とすれば、二・四三%に當り、馬鹿に出来ぬ額である。之が事實だからと云つて遊興費と云ふ項目を設ける事が正しいかどうかは、考慮の餘地がないであらう。此ことは遊興費のみならず、凡ての事に云へる事であつて、少くとも國民生活上、不健全なものは絶滅せしめるように指導すべきである。

以下各費目毎に此見地から研究する事にしたい。

第二節 保健衛生費

アモス・チー・ワーナー博士、チャーレスブース、シーボム、ラウントリ、リンゼーの諸學者を始め、諸種の貧困原因の統計的研究によると、疾病に原因する事は何れの學者も一致する處であり、而もその割合も大である。東京市及大阪市に就き明治四五年七月より、大正元年一〇月に亘り内務省が行ひたる細民調査の結果報告によると、貧困が疾病に原因する割合は本所が四・六%、深川が三・五%、大阪が四・五%で個人的原因關係としては、何れも最高を示してゐる。ラウントリの調べも又、重な稼人の疾病又は老衰によるものが五・一%であつた。神戸市に於ける「要保護世帯の生活状態調査」（昭和九年四月―五月）による貧困原因を見ると世帯主の疾病が一六・六%、死亡が一五・二%で最も大であつた。（同書二三頁）斯く觀察して來ると保健衛生費は最も大切な費目である事が知られるであらう。

今日我國の疾病率、死亡率の高い事は此處に説くまでもない處であるが（第四章第四節参照）之が引いては貧困原因ともなるのである。而して此疾病率の高い原因としては種々擧げられるであらうが、之が主なる點は、勞動過重、不衛生、榮養の不適正、國民の衛生知識の缺除、保健醫療機關の邊在、不統一、等々によるものとされてゐる。故に之が低下は榮養及勞動の適正化と、營利を目的とする醫療機關から、非營利機關に組織替へをなし、國民の衛生思想の普及と、豫防醫學の徹底こそ必要である。病氣に罹つてから治療し、入院するのではなく、病氣に罹らぬ様に注意さねばならぬ、然るに我國の現状は、病人の後を追ひかけてゐるに等しい状態である。ために疾病率、死亡率は仲々低下しない。誰もが病氣にかかつて苦しみたいと思ふものはない。然し健康上よくないと知りつつも生活上やむなく勞動過重に陥り、或は榮養と休息を充分採る事が出来ぬ事があり、保健衛生上の知識が缺けてゐるため、思はぬ疾病に罹患することも、又決して珍らしい事ではなく、又適當なる手當をすれば數日で治癒するものも、知識のないために長引かせたり、醫療費がないために適當なる診療を受けられず、ために重態に陥らせる事も亦少なくない。各種の社會調査によると要保護世帯の疾病率は、一般より高く、乳兒死亡率の如き特に高い事が認められる。而かも此階級は殆んどが濟生會、市立療養所、赤十字、社會事業團體等の「無料診療機關」に依つてゐる實状である。故に醫療が行届かず甚しいのになると例年實施される歳末無料診療の來るのを病床で指折り數へて待つてゐると云ふ實に悲惨な家庭も決して少くないのである。肺結核の如きは昭和八年中の東京市療養所の取扱ひ入院患者は、委託を合せて四、〇二六人であつたが、其の上入院出來ず待つてゐる所謂停滯患者が常に二千人以上であると云ふ事實は、無資産家庭が如何に悲惨なる状態にあるかを示すものである。彼等は醫療費なきが故に疾病に苦しみ、早く死亡すると云ふ結果を招來してゐるのである。醫療費を多く支出する様では困るが、然し人類から疾病が全くならぬ以上は疾病に罹患

しないと保証は出来ない。故に不幸疾病に罹つた場合は、直ちに充分診療出来る丈の保健衛生費は絶対に必要である。では各種の調査に現れた保健衛生費ほどの程度支出されてゐるであらうか。今數種の調査について見ることにする。

(一) 内閣統計局の「家計調査報告」によると、給料生活者は大正一五年一昭和二年は五圓六九錢で、全支出に對する割合は六・三五%に當り、六十七年は六圓三四錢(七・六九%)、七十八年は五圓八一錢(七%)、八十九年は六圓一五錢(七・二三%)である。労働者では同じく五圓五〇錢から五圓七〇錢の間で、割合は六・七四%から七・六四%で、給料生活者より大となつてゐる。(第一〇五表)

(二) 某大工場の「福利増進に関する調査資料」(昭和一一年四月)によると治療費(保健衛生費)は、一ヶ月平均職員は七圓二一錢、職工は六圓五七錢兩者平均六圓六六錢で四・七七%に當つてゐるが、全収入が内閣の調査平均より多いため割合に於ては内閣のよりは少である。

(三) 東京市及近接町村「中等階級生計費調査」(大正一一年一月東京府社會課調査)による保健衛生費を見るに次の如くである。

官 吏	六・四六	四・九五
公 吏	六・五五	五・二六
警 察 官	四・八〇	五・四九
小 中 學 校 教 員	七・三三	四・九五
銀 行 會 社 員	一・二〇	六・七四
電 車 從 業 員	六・七九	七・〇四
職 工	五・二一	四・九一

表 105 表 内閣家計調査結果を修正したる
其他の生活費(一ヶ月一世帯平均)

項 目 別	給 料 生 活 者				勞 働 者			
	大正15 昭和 2	6-7	7-8	8-9	大正15 昭和 2	6-7	7-8	8-9
保健衛生費	5.69 6.05	6.34 7.69	5.81 7.00	6.15 7.13	5.59 9.74	5.54 7.58	5.70 7.64	5.50 7.33
交通通信 運 搬	1.58 1.76	2.01 2.44	1.85 2.22	2.14 2.48	1.21 1.46	1.16 1.59	1.11 1.49	1.10 1.46
負 擔 費	0.78 0.87	0.61 0.74	0.63 0.76	.70 .81	0.41 0.49	0.59 0.81	0.62 0.81	.58 .77
交 際 費	6.44 7.18	7.41 9.00	7.47 9.00	7.95 9.22	5.56 6.70	6.48 8.87	6.75 9.05	6.61 8.81
娛 樂 費	2.55 2.84	2.34 2.84	2.36 2.84	2.44 2.84	2.36 2.84	1.97 2.84	2.12 2.84	2.13 2.84
嗜 好 品 費	3.13 3.49	2.84 3.45	3.41 4.11	3.29 3.82	2.97 3.58	2.51 3.43	2.52 3.39	2.45 3.26
其 他	1.90 2.12	1.65 2.00	2.12 2.55	2.35 2.72	2.50 3.01	2.20 3.01	2.12 2.90	2.42 3.22
合 計	22.07	23.20	23.65	25.02	20.60	20.45	20.94	20.79
全支出合計	89.65	32.46	83.02	86.25	82.95	73.08	74.57	75.05
同上に對する 其他生活 費の割合	24.8	28.2	28.5	29.0	24.9	28.0	28.1	27.7
貯 金	2.19 2.45	4.93 5.99	5.23 6.30	6.19 7.18	3.24 3.91	5.01 6.85	6.16 8.27	6.63 8.84
保 險 及 無 盡	2.08 2.32	3.82 4.63	4.07 4.90	4.21 4.89	2.92 3.52	3.97 5.42	4.41 5.92	4.08 5.38

註 大正15年一昭和2年の分は何れも比較上原表は200圓以上までを含ましたものであつたが、之を120圓未満階級一世帯630を抽出した統計を用ひ、項目によつては更に次の如き方法を用ひて修正したものである。

(1) 娛樂費は教育費を合計したものであつたから教育費を除外し、他の資料より得たる割合(全支出に對する)2.84%と云ふ割合を以つて得たる額である。

(2) 嗜好品費の内、酒、煙草は有害品故除外するを至當と認め省くことにした而してその費用の半額を日本茶、コーヒー、紅茶及非アルコール衛生飲料を用ひることとし、菓子、果物其他とした、尙大正15年度分は原統計を酒、煙草と他との割合によつて差引いたものである。

(3) 其他 は傭人料を除いて推計した。

雜	六・五四	五・三八
平均	六・八三	五・六〇

即ち平均は六圓八三錢で、全支出に對する割合は五・六%に當つてゐる。

(四) 東京市在職者の衛生費

東京市在職者生計調査による醫療費(昭和六年三月)を見ると一世帯當りは五圓で、全支出に對する割合は五・四%に當り、一人當りは一圓二三錢であつた。

(五) 協調會其他の調査による保健衛生費を見ると、協調會職工家計調査によると(六五一世帯)三圓八五錢(入浴料を含まず)で、全家計支出に對する割合は二・九九%であつた。

(六) 又大連在勤滿鐵邦人「社員生計費調査」(大正一三年一月—一四年三月)による保健衛生費は一〇圓九八錢で割合は六・七九%であつた。

(七) 「神戸市内の細民に關する調査」(大正一三年一〇月)による保健衛生費を見ると甚しく僅少である。

収入別	保險衛生費	同上割合
四〇圓以下	〇・七六九	八・三%
五〇	〇・二三三	
六〇	〇・二九三	五・八
七〇	〇・一四〇	
八〇	〇・一八四	八・一
九〇	〇・〇六〇	

一〇〇	〇・〇四三	五・二
一一〇	〇・〇二二	
一二〇	〇・〇〇八	
一三〇	〇・〇二七	七・六

實數では七七錢から収入の大となるに従つて減少してゐるが、割合については他調査に比して返つて大となつてゐる。これは収入程度低き細民階級程、病氣故に多くの支出を餘儀なくされ、困難をしてゐるかを教へるものである。

(八) 京都市電氣局従業員家計調査

又京都市が大正一三年一二月市電氣局現業員世帯主七〇〇に對して生計調査をなした結果を見るに、保健衛生費は一世帯當り四圓五五錢で、全支出に對する割合は五・五%である。(生活標準調査に關する資料(社會局社會部)P・二七)

(九) 同じく同市常備労働者家計調査(大正一三年一〇月)を見ると衛生費は四圓三八錢で、その割合は五・五%になつてゐる。(生活標準調査に關する資料(社會局社會部)P三五)

(一〇) 更に同市の給料生活及労働者家計調査(昭和二年八月)(生活標準調査に關する資料(社會局社會部)P四九)による保健衛生費は、給料生活者は七圓二〇錢、工場労働者は五圓八六錢、交通労働者は六圓一四錢、日傭労働者五圓三六錢、平均六圓三一錢で全家計支出に對する割合は六・〇五%に當つてゐる。(生活標準調査に關する資料(社會局社會部)P四九頁)

(一一) 大阪市給料生活者及労働者家計調査(大正八—九年)による保健及衛生費を見ると、大正八年は一ヶ月平均四圓三九錢で、全家計支出に對する割合は三・六八%に當つてゐた。大正九年は四圓一九錢、その割合は四・二九%であつた。

第106表 全國農村の醫療費（一戸當一ヶ月平均）
（農林省經濟厚生部調査—農家經濟調査）

種 別	年 度 別	自 作	自 小 作	小 作	平 均
全 國 平 均	大正13年—昭和5年7ヶ年平均	5.06 4.11	4.81 5.98	2.96 5.15	4.36 4.95
	7 年度	2.96	2.17	2.03	2.39
第一種農家 （農家平均面積の七割を耕作するもの）	昭和8 年度	3.55	3.52	2.15	3.08
	10 年度	3.51 4.95	2.68 4.25	2.13 3.75	2.78 3.92
第二種農家 （其他の農家）	昭和7 年度	1.69	1.80	1.16	1.55
	8 年度	2.11	1.59	1.25	1.64
	10 年度	2.64 5.04	1.86 4.22	1.31 3.17	1.94 3.56

註 ゴヂツク數字は全家計支出に對する醫療費の割合である
醫療費は藥代も含んでゐる

(111) 被救護者の保健衛生費
東京市調査「被救護者に關する調査」による保健衛生費を見ると、昭和八年度は一圓五七錢で、全支出に對する割合は五・六五%に當り、同九年は一圓二八錢で、その割合は五・二〇%に當つてゐる、而して此の内譯を見るに

入浴料	理髮	醫藥	下肥汲取料	塵拭
昭和八年實數	〇・五八	〇・二四	〇・三七	〇・二九
比 例	二・〇九%	〇・五〇%	一・三三%	一・〇四%

入浴及醫藥費が最も大となつてゐる。

(112) 東京市内の「細民生計狀態調査」（大正一〇年一月内務省社會局調査）によると一世帯當り月額は二圓四四錢で全支出の三・八%に當つてゐる。

(114) 全國農村の醫療費

農林省經濟厚生部が毎年「農家經濟調査」をなしてゐるが之によち家計支出中の「衛生費」を見るに、大正一三年より昭和五年の七ヶ年平均では、稍高く、自作五圓〇六錢、自作四圓八一錢、小作二圓九六錢、平均四圓三六錢で全家計支

出に對する割合は四・九五%に當つてゐる。次に昭和一〇年度を見ると第一種の平均は二圓七八錢で三・九二%、第二種では一圓九四錢で三・五六%である。他の年度も大體近似してゐる。自小作別の割合を見るに、自作、自小作、小作の順で實額でも割合でも小作が最も少なくなつてゐる。（第一〇六表参照）他と比較すると甚しく小額である。

(115) 埼玉縣井泉村の保健衛生費

埼玉縣埼玉郡井泉村に就いて協同會農村課が「實村生活」の實地調査を（昭和七年四月より一ヶ年）なした報告によると藥價藥禮及賣藥代は次の如くであつた。

地 主	藥價藥禮		賣藥代		合 計	全支出に對する割合(%)
	自 作	自 小 作	自 作	自 小 作		
地 主	八・五一	二・一七	〇・四〇	〇・八八	八・九一	一三・〇
自 作	〇・三九	一・三九	〇・三〇	一・六九	二・六	三・三
自 小 作	〇・二四	〇・二四	〇・一五	〇・三九	〇・九	一・三
合 計	二・四三	二・四三	〇・三八	二・八一	四・三	四・三

平均二圓八一錢で、その割合は四・三%に當つてゐる。

(116) 新潟縣農村の醫療費

新潟縣中魚沼郡橋村に就いて昭和一〇年一月—同一年九月まで慶應醫大の小泉丹博士指導の下に調査された處によると。（慶應醫學、第一六卷第一號 P・一四五）一ヶ月一戸平均醫療費（賣藥代共）は下原部落が一圓七七錢、鹽辛が一圓一四錢、寺崎が七〇錢で、村平均は一戸當り一ヶ年一四圓三〇錢、一ヶ月平均一圓一九錢であつた。全家計支出額が不明のため割合が判明しないが四%乃至五%位に當るものと思はれる。

第107表 新潟縣中魚沼郡橋村に於ける部落別療病費

家族員数	下		原		鹽		幸		寺	
	一月平均	一人平均	一月平均	一人平均	一月平均	一人平均	一月平均	一人平均		
療病費合計	340.58	17.93	209.19	11.62	59.50	4.50	69.60	3.87	0.79	
療病費代	54.75	2.88	38.00	2.11	0.36	0.37	128.10	8.37	0.79	
一人當平均療病費	3.19	20.81	3.19	13.73	2.29	1.46	1.46	1.46	1.46	

一人當り醫療費を見るに、下原一ヶ年三圓一九錢、鹽辛二圓四〇錢、寺崎一圓四六錢で平均二圓三五錢に當つてゐる。一ヶ月一人當りは二〇錢弱である。(第一〇七表)

(一七) 東大農政學研究室が調査した山形、新潟、埼玉の農村に於ける一戸當り醫療費を見ると第一〇八表の如くである。今之を一戸當り一ヶ月平均に見ると山形、新潟兩縣の自作では六圓四〇錢で、自小作三圓一一錢、小作一圓五七錢、埼玉縣では自作一圓四〇錢、自小作三圓六七錢、小作八五錢、山形縣庄内では自作六圓六二錢、自小作二圓二二錢、小作一圓七四錢、(カッコ内數字により換算)で前記新潟縣よりは多くなつてゐる。

農村の調査は何れも全家計支出額が判明してゐないものが多いからその割合は明かでないが、農村に於ける負擔としては少額でない事と考へられる。

第108表 東大農政學研究室調査 農村の醫療賣藥費 (全戸數一ヶ年平均に換算)

		自作	自小作	小作
山形、新潟兩縣	醫療費	67.85	31.68	11.94
	賣藥代	9.03	5.71	6.87
	計	76.88	37.39	18.81
埼玉縣	醫療費	11.24	38.23	9.93
	賣藥代	5.88	5.80	3.27
	計	17.12	44.03	10.15
山形縣庄内	醫療費	35.00	126.78 (11.87)	12.49
	賣藥代	14.50	8.59	8.41
	計	67.50	135.39 (26.46)	20.90

備考 山形縣庄内に於て、自小作に於て1661.00を支出したるもの1戸あつた。括弧内の數字は其處を除外した計算である。慶應醫學 第16卷第11號 P.146

(一八) 健康保險給付から見た醫療費

厚生省社會局昭和一〇年度健康保險事業年報によつて傷病による健康保險給付額を見るに、費用三九四四萬〇〇八八圓で、件數が九四六萬三五九一件で、一件當り給付額は四圓一六錢であつた。

以上各種の調査を綜合すると保健衛生費は大體四圓乃至五圓であり、以上二〇種の算術平均は一ヶ月四圓一七錢であり其割合は四・八二%で全支出に對する割合は五%内外である。では此保健衛生費は果して適當であるかどうかを別の立場即ち我國民の疾病率、罹病日數、醫療費から見る事にする第四章扶養率の研究第四節個人的扶養率第三項非常態的扶養率に於て、詳細に我國の罹病狀態及罹病日數を研究し、此綜合した結論によつて筆者は療養日數を一八日と

見做したのであるが、之は國民健康保険に於ける療養日數に近いものであつた。然してその費額は、被保険者一人當り（一日五〇錢として）八圓六五錢とされてゐる。今本研究による療養日數を一八日とし、一日同じく五〇錢とすれば、九圓であるから一家五人とすると四五圓を要するわけで、一世帯當り平均三圓七五錢である。然し此處に云ふ醫療費は主として醫療報酬である。普通醫師に診察を受けるまでには多くは賣藥等によつて経過を見るものであり、又賣藥によつて醫師まで行かずに済す者も少くないのであるから、更に藥代を見込む必要があらう。

藥代に就いて適當の調査がないので此處に多くを示す事が出来ぬが、藥代は相當額に昇つてゐるものと考へられる。（一九）既掲の新潟縣橋村の醫療費調査による醫療費に對する賣藥代の割合を見るに（第一〇七表参照）下原は一三・八%、鹽辛は一五・四%、寺崎は四六・三%であつた。又東大農政學研究室調査によると（第一〇八表）山形、新潟兩縣の自作一・八%、自作一五・三%、小作三六・五%、埼玉縣は自作三四・四%、自作一三・二%、小作三一・七%、山形縣庄内自作二・五%、自作三三・四%、小作四〇・二%、以上三者を平均すると自作二二・六%、自作二〇・三%、小作三六・一%である。埼玉縣井泉村の藥禮に對する賣藥代の割合を見ると、地主四・五%、自作二八・八%、自作一七・七%、小作三八・五%、平均一三・五%である。以上を綜合すると地主から小作に向ふ程賣藥代の割合は多くなつてゐる。而して總平均して見ると、賣藥の醫療費に對する割合は二四%内外である。

今假りに賣藥費を前掲醫療費九圓の一五%とすると一圓三五錢であるから、醫療費は一人當り一ヶ月一〇圓三五錢で一家五人の一世帯一ヶ月當りは四圓三一錢と云ふことになる。

次に調髪費、入浴料、洗濯石鹼その他を保健衛生費に加へねばならない。調髪費は田舎では床屋に行く事は少ないであらうが、都市生活者の多くは床屋に行くを普通とし、入浴も然りである。洗濯石鹼もその他、相當要する勘定で

ある。今假りに入浴料も小人月三〇錢、大人五〇錢と内輪に見積り、調髪費は主人が大人五〇錢とし、小兒及女は原則として自己でなす事がよいと考へられるので此處では省くことにした。その他諸費を一世帯當り五〇錢として推計すると、六圓一一錢となる。

此の六圓一一錢と云ふ額は何れも、極内輪に見積られたものであるが、之を前掲生計費その他の調査平均に比較すると稍大である。今試みに前掲各種調査の保健衛生費割合四・八二%で全生活費を算出すると八六圓五二錢であるが、之を以て五圓六〇錢の割合を見ると六・四七%に當る。即ち全支出に對する割合で見ると稍近似して來る、そこで保健衛生費を實數と割合とをしんしやくして極内輪ではあるが一ヶ月當六圓五〇錢と見做すことにする。

第三節 公課其他の負擔費

公課は國民の義務であり、其の他の負擔費も亦社會生活上必要なる支出であるから、公生活上缺くべからざる費目とした。（町會費、軍人後援會、寄附金）

我國の租税公課負擔額に就いて、帝國農會が、農業者と營業者との租税公課負擔の實狀を知るために、昭和八年度に就いて調査されたその報告によると次の如くである。即ち農業者を先づ見るに地主では所得三〇〇圓程度はなく、自作は三二・四%、小作は一〇・二%、五〇〇圓程度では地主三八・三%、自作二七・二%、小作一一・五%、一〇〇〇圓程度では地主三六・二%、自作二四・四%、小作一二・二%、一二〇〇圓では地主四六・五%、自作三一・六%、二〇〇〇圓程度では地主四二・六%、自作三四・五%となり、三〇〇〇圓以上は地主のみとなつてゐる。之に對して營業者、

所得程度別に見ると一・六%、一・二・八%、一・二・四%、一・三・三%、一・五・二%、一・六・六%、一・七・八%の順で、物品販賣業者も製造業者も共に營業者と甚しい差がなく、所得の大となるに従つて負擔率大となつてゐるが、然し農村と比較する時は小作階級と同程度で、甚しく農業者に比して負擔率小である。今以上の一ヶ月當りを見ると、自作農が一ヶ月當り負擔率平均は二六圓五一錢で、小作農は五圓八四錢に當つてゐる。

第三種所得税は勤勞階級も亦含まれてゐるが、事變以來税率に變更があり、一二〇〇圓が八〇〇圓となり更に昭和一五年三月第七五議會では七二〇圓に改正された。今昭和一一年度第三所得税中、三〇〇〇圓以下の税額を見ると一二九五萬四二六二圓で、一人當り一八圓一七錢、一ヶ月當りは一圓五一錢である。假りに此一人當り負擔額を勤勞階級、一世帶當りと假定すると極僅かなものである。

「農家經濟調査」による家計表中諸負擔は

	自作	自小作	小作	平均
大正一三年―昭和五年	三・四二	二・二四	一・二三	二・四〇
七ヶ年 平均	三・一四	二・五	一・七八	二・六一
昭和一〇年	一・二三	〇・八八	〇・六四	〇・九二
	一・八九%	一・五四%	一・二五%	一・五八%

で昭和一〇年度は實數でも、割合でも、大正一五年に比して小である。更に前記の帝國農會調査の「租税公課負擔比較」と比較すると、小作農の所得三〇〇圓程度のものに等しく(大正一三年―昭和五年)昭和一〇年度のものは更に小である。若し前掲のものが眞實に近いものとするれば農業者の負擔は非常に大であるが故に充分研究さるべきものである。

生計費調査から見た公課負擔費

(一) 内閣家計調査報告による負擔費を見るに、給料生活者は大正一五―昭和二年は七八錢、六一七年六一錢、七一八年は六三錢、八一九年七〇錢、労働者は同年度順にみると四一錢、五九錢、六二錢、五八錢である。之れを全生計費支出に對する割合を見ると、給料生活者では前記年度順にみると〇・八七%、〇・七四%、〇・七〇%、〇・八一%、労働者では〇・四九%、〇・八一%、〇・八一%、〇・七七%で、實額では給料生活費の方が労働者より大であるが、支出割合では大體近似してゐる。

(二) 「東京市在職者生計調査」による公課費は、世帯當り平均一圓三七錢で、全家計支出に對する割合は一・五〇%であつた。

(三) 「中等階級生計費調査」によると、公課及其他負擔費(共濟會費、軍人會費、町内掛金、同寄附金、防火組合費、區費、組合費、自警會費、互助會費等)を職業別に見ると、教員(三圓三三錢)が最も大で、次は銀行會社員(五圓九五錢)、公吏(三圓五八錢)、官吏(三圓三三錢)、警察官(一圓七三錢)、職工(一圓一五錢)、電車從業員(七四錢)の順で、労働者が最も少ない。平均は三圓一五錢で割合は二五・八%で前記東京市在職者生計調査より大である。

(四) 「大連在勤滿鐵邦人社員生計費調査」による、公課費は平均七三錢で、生活費に對する割合は〇・四五%で、甚しく小である。

(五) 東京市「被救護者に関する調査」による負擔費を見ると、昭和八年度は八錢で〇・二九%、同九年度は八錢二〇・三二%に當り、殆んどないと云ふ事がわかる。

(六) 「京都市電氣局從業員家計調査」によると、税金は平均三三錢で〇・四%に當り、同常備労働者家計調査では

税金は平均一圓六四錢で二・〇％に當る。

(七) 「京都府給料生活者及労働者家計調査」により公課費一ヶ月當は給料生活者一圓四二錢(一・一四％)、工場労働者五八錢(〇・六一％)、交通労働者五六錢(〇・五八％)、日傭労働者七七錢(〇・九二％)で、平均八八錢で〇・八五％に當つてゐる。

(八) 「大阪市給料生活者及労働者家計調査」による税金及掛金は、大正八年は一圓三一錢で一・〇二％であつた。

(九) 「炭鑛々夫家計調査」による公課負擔は、採炭夫九〇錢(一・〇八％)、運搬夫七〇錢(一・〇五％)、職工一圓〇八錢(一・四二％)、平均九一錢で一・一八％に當る。

以上諸調査による公課其他の負擔費は一％乃至二％で實數にして一圓から四圓位までであるが、公課は元來が収入の程度及家族扶養負擔の大小に依つてその率が異なる故實際上一律になつてゐないのが現状である。故に今日の實狀は、税を收められる様なものは經濟的に恵まれてゐるものであつて、俗に云ふ贅澤の出来る身分のものである。そこで税額によつて参政權に差別をつけたり、國家組織を根本的に否定的に觀た組織が行はれたりして來た。然し元來公課と云ふものは國家の義務であり、誰もが平等に納められる様にせねばほんとうではない、従つて國民の誰もが平等に國家の一員としての義務をつくす事の出来る様に經濟狀態、社會狀態を絶へず改善し、調節し、一人も落伍者のない様にする事が最も望ましい國家であり、社會である。國民の義務である公課さへ満足に納められぬが如き窮乏の狀態にある國民が多數存在する様では、健全な發達をしてゐるとは考へられない。

斯如き一部の者のみが多く支拂ふ事の出来る組織になつてゐると、必然的に特權階級を生じ、國民に階級を生じ、政争の具となり、國家の利益を利欲のために壟斷する事が起るのである。國家の非常時を待つてゐたと云はぬばかり

に、どさくさに一儲けせんとする徒輩が續出する。そこには闇取引は公然と行はれ、その責任は取締法の不備に期せられて仕舞ひ、その根本思想の誤りである事が指摘されない。如何に取締り方法や運用の方法が誤つてゐるからとて不正行爲がよいと云ふ理由にはならぬ。腹が減つたら人の物でも取つてよいと云ふ事にはならぬ。盜棒は何處までも盜棒である。若し制度、方法が悪い爲に運用がうまく行かぬなら、それこそ返つて不正はあくまで不正として、その根本の制度を改める事に努力する事こそ社會人、國家の一員としての義務である。そうした國民としての努力を放棄して置いて、その悪い制度を返つて悪用、逆用するが如きは斷じて許さるべきではない。

我國の課税は殊に會社事業、營業方面では如何にして税をより少く納めるかに苦心、努力をしてゐる。帳簿等も實際のものとは税金用の二種類を持つてゐると云ふことである。

そこで税務署は申告そのまゝを承認するわけに行かず、それに更に適當な税を課すことになつてゐる。今回昭和五年四月より軍需品工場は陸海軍共原價計算をなす事になつた。この原價計算は忠實にさへやれば實際の利益率は明かとなるのである。然し斯く利益率が明かとなつては都合が悪いと云ふわけで、此期に至つても尙出来る丈こま化す方法はないかと各工場會社が委員會をつくつて研究してゐると云ふのであるが、何處までも我國の資本家は明朗でない事は遺憾である。陸海軍原價計算要綱は、二割なら二割の會社工場が、充分やつて行ける丈の利益率は認めてゐるのである、何故に心から國家最高目的のために、協力せんとしないのであらうか、これは昔の五割一〇割のポロイ利益率を此時局下に於ても夢見てゐるからであらうが、戦争は金であがない得ない尊い人命をかけての闘ひである。亡き英靈に對して丈でも許さるべき考へ方ではない。

公課は國民の義務である。従つて平等が原則であらねばならぬ、平等化のためには努めて經濟的に社會的に改善さ

れて行かねばならない。斯くして國民の一人一人が國家の一員である事の自覺を強めるならば、資本の政治的特權性國家利益の壟斷性、二重帳簿等の必要もなくなるであらう。

以上の意味に於て公課は國家の必要に應じて一%にもなり、一〇%にもなる事がある。然し如何なる率にならうとも直ちに應じ得る丈の用意と覺悟が必要である。豫定の公課費より多くなつた場合は他の費目をよることゝ割かねばならぬ。今假りに昭和一三年度豫算所得税六、四八六、八〇〇圓をとつて、之れを一世帯當り(昭和一〇年國調による)を見ると一ヶ年四八圓三錢で、一ヶ月當りは四圓である。全支出假定一四四圓とすると約二七・七%に當る。前記生計費調査によるものよりは大であるが誰もが同じ様に國民としての義務を果す意味に於ては大でないと思ふ。

第四節 交通通信運搬費

交通通信運搬費はその用途によつて異なるものである。仕事のための場合もあり、或は病氣見舞とか、お祝ひのための場合もある。然し各々その目的のための費目に入れる場合、その費目内容が甚しく不明瞭となる事があり、又何れに入るべきか迷ふ様な場合もある。そこで此處では獨立せしめたもので特に重要な意義はない。

(一) 「内閣家計調査報告」によると、給料生活者では大正一五年一昭和二年が一圓五八錢、六十七年が一圓〇一錢七十八年が一圓八五錢、八十九年が一圓一四錢でその割合を前記年次別に見ると、一・七六%、二・四四%、二・三二%、二・四八%である。労働者を見ると、一圓二二錢(一・四六%)、一圓一六錢(一・五九%)一圓一錢(一・四九%)一圓一〇錢(一・四六%)となつてゐて、實數でも割合でも給料生活者に比して小である。

(二) 某大工場の「福利増進に関する調査資料」による通勤費(通信費等は含まず)は職員三圓三九錢(一・八四%)職工二圓七七錢(二・二二%)平均二圓八八錢で、その割合は二・〇六%である。

(三) 「東京市在職者生計調査」による交通費は六〇圓未満三圓五六錢(五・〇三%)、六〇一—一〇〇圓未満三圓二二錢(三・四六%)、一〇〇一—二〇〇圓未満四圓九三錢(三・七六%)、二〇一—六〇圓未満六圓四〇錢(四・〇%)一六〇—二〇〇圓未満九圓〇一錢(四・一八%)、二〇〇圓以上一三圓四七錢(四・二八%)平均三圓五八錢でその割合は三・九二%である。

(四) 「中等階級生計費調査」による交通通信費は官吏四圓四八錢(三・四三%)公吏二圓九九錢(二・四〇%)警察官一圓三〇錢(一・四九%)小中學校教員六圓五三錢(四・四一%)、銀行會社員五圓二五錢(三・一七%)電車従業員一圓三九錢(一・四四%)職工二圓二四錢(二・二一%)雜三圓四七錢(二・八五%)、平均三圓四一錢でその割合は二・八〇%である。

(五) 「大連在勤滿鐵邦人社員生計調査」による交通費は平均一圓八六錢でその生活費に對する割合は一・一五%で業態別に見ると事務員一圓五四錢(一・三六%)現業員二圓〇七錢(一・五四%)職工一圓三二錢(〇・七八%)である

(六) 「京都府給料生活者及労働者家計調査」による交通々信運搬費は給料生活者三圓〇四錢(二・四三%)工場労働者一圓五十錢(一・五八%)、交通労働者一圓二七錢(一・三四%)、日傭労働者一圓二六錢(一・五三%)平均一圓九八錢でこの割合は一・九%に當る。

(七) 「大阪市給料生活者及労働者家計調査」(大正八年一二月)による交通及通信費は一圓六一錢でその割合は〇・七九%であつた。

以上各種調査の總平均を見ると一圓九七錢で、その割合は一・九六%である、本研究に於ては之れを修正して二圓と見做すことにした。

第五節 娛樂費

第一項 娛樂の性質及意義

娛樂は快樂を伴ふことを條件とする、娛樂は廣き意味よりすれば教育の一種とも見做し得るものである、然しその種類内容によつては有害無益なものもある。ために之れを理由として娛樂全體を不必要の如く見做す者があるが之は大なる誤りで、人間本來の性質を無視したものであるばかりでなく、娛樂が人生に益する重大な方面の性質あるを忘れたものと謂はねばならない。快樂を追ひ溺れることは愚な事であり、有害であるが、生活の餘裕を樂しむと云ふ事は人生に缺く事の出來ぬもので、之が健全なる發達指導こそ大切である。

第二項 我國の娛樂機關

娛樂は都市と農村に依つては非常な相違があるが、此處では主として都市を中心としたものに就いてみることにする。

都市の娛樂機關にも興業場、遊藝場等その種類は多いが、それ等を通じて斷然愛好者の多いのは映畫である、最近

三ヶ年間の六大都市の例によると、此等の全住民が一ヶ年平均七回乃至一回映畫を観る割合となつて居り、同じ興行場でも演劇は一回乃至二回足らずで、演藝は一回前後の觀覽數を示してゐるに過ぎない、此傾向は大都市に限らず全國的傾向である。例へば寄席の數は昭和元年の全國總數六一一であつたものが昭和一年には五〇七に減少を示した、之れに反し、映畫館數は同期間中一、〇二八より一、五四七となり五〇・五%の増加である。劇場は一、五九九から一、九四二となり二一・五%の増加を示し、觀覽場は二七から八〇となつてゐる。而して上映内容を見るに日本物と外國物とを比較すると日本物の上映が増加し外國物が減少を示してゐる。

ラヂオ 我國ラヂオ聽取者數は、内地文でも三四〇萬(昭和二年末)を越へるに至り東京市の如きは一〇〇世帯中六七・四パーセントが備へる割合に達してゐる。ラヂオは今日では報道機關として、又教育機關として重要性を増すに至つて居るが、娛樂機關としても亦日常生活の上の有つ役割は頗る大きい。試みに東京中央放送局の一日平均放送時間の割當を見ると音樂及演藝の時間は二時間と一八分で他の科目と比較すると重要項目となつてゐる。然し放送内容は國民の健全なる娛樂としては充分とは云へない。昭和一三年末放送局が、新規加入者八萬餘人に就いて、加入の動機、聽取時間、嗜好種目に就いて回答を求めた處、回答者は一萬六千餘人であつたが、此結果によると、ニュース四二・四%、浪花節三二・六%で最高率を示し、講演二四・八%、演藝二二・一%、音樂七・九%、歌謡曲八・六%、萬才六・五%、講談六・五%、洋樂二・五%、落語三・四%、講座物三・七%、子供の時間三・八%、ラヂオドラマ二・九%、スポーツ實況一・九%、ラヂオ體操一・八%、長唄一・二%、義太夫一・九%、舞臺劇一・九%、和樂〇・九%、レコード音樂〇・七%であつた(スポーツでは野球が最大であつた)。これを見ても如何に娛樂が要望されてゐるかが知られる。然しその内容を考察すると、遺憾ながら我國の一般大衆のレベルの低い事が伺はれる。勿論筆者は只單に浪花節希望

者が多いからレベルが低いと云ふのではなく、その内容が俗悪なものが喜ばれてゐるからである。非教育的なもの、劣情的なものが多いからである。

遊戯場は全體としては年々増加の傾向にあるが、麻雀クラブは昭和六年には六〇四八であつたものが、昭和一年には四四一六に減少を示し、その他の遊戯場は昭和元年には一一六六二であつたものが同一一年には二三一六となり約倍の増加である。

以上の如く娯樂機關は相當に達してゐるが然し此の多くは教育機關と同様に都會に邊在してゐるので、此利用者の大半は都會居住者である。今此利用者がどの位入場料を支拂つてゐるかは知る由がないが、映畫館の有料興行館入場料の平均を大人三〇錢、小人二〇錢として昭和一年度の有料入場數二億五一六五萬二〇〇〇人（内大人一億九三八五萬三千人、小人五七七九萬九千人）に就いて見ると、六九七一萬五七〇〇圓となる。

次に劇場入場者は、都市のみの昭和二年末統計によると三三九萬二〇四一人であるから、一人五〇錢當り入場料として推計するに一六九九萬六〇二〇圓五〇錢であるが、更に農村を加へねばならぬから實際は二千萬圓近くになるであらう。

演藝場の入場者は同じく都市のみの統計であるが昭和一二年度末によると一六八九萬五六一八人で一人當三〇錢とすると五〇六萬八八五圓四〇錢で、町村を加へると六百萬近くなるものと推計される。

ラヂオ施設數は三四〇萬を超へてゐるのであるから、五〇錢として一七〇萬圓であるが、二〇錢を修養費としたので残る三〇錢を娯樂費として推計すると一〇二萬圓である。

レコード、少し古い統計であるが（昭和六年）蓄音器製造數は一三萬一千臺、金額にして二八一萬二千圓で、レコ

ードは一六八九萬五千枚、内地一世帶當り一・三枚に當り、之が全部賣れたものとして、一枚一圓づつと假定しても一ケ年蓄音機所有者一人當は二一枚づつを買つた勘定になるから、一ケ年には二一圓の支出である。尙蓄音機同部分品を同年には二四萬圓輸入してゐるから内地のもの、輸入のものを合すると九二〇萬六千圓である。

遊戯場、スポーツその他、以上の外遊戯場その他があるが、何れもどの位全國でそのために消費されてゐるかが判明してゐない。又スポーツ、ハイキング等が最近盛んとなつてゐるが、此種のものまで娯樂に入れるならば更に大とならう。然し本研究では運動旅行は修養費に入れたので本項からは除外する。

以上判明せる部分のみを推計すると一億〇五九四萬一七〇〇圓である。之れを八才以上入場料の要すると考へられる總人口一人當りを見ると一ケ年は一圓九三錢で一世帶當り（昭和一〇年國調一三五〇四二六四世帶）は、七圓八五錢に當つてゐる。然し實際はこれ以上になるであらう。

第三項 生計費から見た娯樂費

既に述べた如く、生計調査による娯樂費は、その内容が調査により異なるものがあるので、正確な比較は出来ぬが、今參考までに主なる調査に就いてみることにする。

(一) 「福利増進に関する調査資料」によると、職員は一ヶ月四圓四二錢（其の所屬世帶の平均）、職工二圓八六錢、兩者平均二圓九七錢で、全生活費に對する割合は職員二・四％、職工二・一九％、兩者平均二・一二％に當つてゐる。

(二) 「中等階級生計費調査」による享樂費は一ヶ月當り官吏一圓九九錢、公吏一圓四一錢、警察官六七錢、小中學校教員二圓、銀行會社員四圓九九錢、電車従業員八七錢、職工八九錢、雜一圓一八錢、平均一圓八〇錢で、その割合は

一・四八%に當つてゐる。

(三) 「東京市在職者生計調査」による修養娯樂費一ヶ月當りは三圓二七錢で總支出に對し三・五八%に當つてゐる。然し此處では新聞、圖書が入つてゐるから、一圓差引いて考へると二圓二七錢であるから、その割合は二・三一%である。

(四) 「大連在住滿鐵邦人社員生計費調査」による嗜好娯樂費は職工五圓八〇錢(三・四四%) 現業員五圓八七錢(四・三六%) 事務員六圓四〇錢(三・四二%)であつた。

(五) 「炭鑛々夫家計調査」による享樂費は平均一ヶ月四八錢で、全支出に對する割合は〇・六二%と云ふ小額である
(六) 「京都市電氣局従業員家計調査」による一ヶ月當り娯樂費は、収入六〇圓階級は一圓二四錢で収入の多くなるに従つて大となり、一二〇圓以上では二圓三八錢で平均一圓七四錢である。全支出に對する割合を見るとむしろ逆で六〇圓階級は二・三%で漸次減少を示し、一二〇圓以上では一・七%となり、平均は二・一%に當つてゐる。

同じく同市の「常備労働者の家計調査」を見ると収入五〇圓未満は七一錢(一・五%)より漸次多くなり、一〇〇圓以上は二圓一六錢(二・九%)で平均一圓〇九錢(一・四%)になつてゐる。

(七) 「東京市被保護者に關する調査」(昭和九年度)による修養娯樂費中、娯樂費のみを見ると、一ヶ月當り僅かに一錢で零に等しい。彼等の生活は無料のもの以外は關係がないと云ふ實狀がよく知られる。

(八) 農村に於ける娯樂費

農林省調査「農家經濟調査」によると一ヶ月當り娯樂費は次の如くである。

	自作	自小作	小作	平均
大正一三年—昭和五年	一・二二	〇・七五	〇・五〇	〇・八五
七ヶ年 平均	一・一二%	〇・八三%	〇・七〇%	〇・四四%
昭和一〇年	〇・四二	〇・二七	〇・三五	〇・三五
	〇・六四%	〇・四七%	〇・六八%	〇・六〇%

即ち昭和一〇年度は、七ヶ年間の平均に比して實數でも割合でもはるかに少額である。然し此の娯樂費中には花柳界に於て遊んだ額は間から間に葬られてゐるのである事を知らねばならぬであらう。然し今は之を考慮の外において以上を綜合して考察するに、娯樂費は一ヶ月當り二圓六九錢で、その割合は二・〇七%である。前記娯樂機關別に見た推計娯樂費の約三分の一である。然し此の額は現在の實狀に近いものとは考へられぬ。生計費に依る娯樂費は、記入もれ或は前述の如く享樂に要した費用を體面上抹殺又は他の費目に算入する事も考へられるからである。故に本研究に於ては、健全なる娯樂の發達普及(悪い遊びから遠ざかる)の意味に於て、娯樂費は一世帶當り三圓五〇錢と見做すことにする。假定支出總額一四四圓に對する割合は二・四三%である。

第六節 交 際 費

親戚、近隣、朋友知人との交際は誠意懇切を盡し、永久に圓滿な交誼を繼續して、苦樂を共に分つ様な精神的交際關係が望ましいのである。然るに近來は交際は此の意味は形式化し、自己榮達、利益利用に道具化の傾向にある事は

甚だ遺憾である。

冠婚葬祭等に於ても金額の大なるものを、ろくろく顔も知らぬ程度のものに届ける。之は何時か何かの代償を求めざる資本だと心得てゐる輩のやる行爲である。眞に世話になつたと云ふ氣持を現はすのであれば、金額の大小によらず、むしろ手料理を共にして歡談し手製のもので誠意を現はす事である。某大官の妻が、死亡した際、或請負師が千圓の香典を届けた、處が本人が數年後死亡した、今度は本人であるから更に多いであらうと受付氏がうわさをしてゐたが、遂にその請負師は顔も見せなかつたとの事である。多くの説明を要さぬ、今日の交際は全く精神的交際を逸脱してゐる。花輪の多い事を誇り、料理代の高い事を見せびらかす様な俗物が、今日では餘りに多すぎるに至つてゐる。故に交際費の大となる事は警戒を要する事で、内容を充分吟味し、努めて金錢化された交際はさげねばならぬ。次に指摘すべき事は我國は従來男子のみの公私の交際が主とされ、女子は家庭に閉ぢこもつてゐればよいと云つた考へが支配して來た。之がため男子の享樂化となり、兎角不純となり、性業婦を弄ぶに至り、引いては家庭不和の原因となつてゐる。斯の如きは皆交際の本質をわきまへぬ處から來てゐる。

交際は先ず家庭を中心として、親戚朋友の間で行はれ、相互に手料理を供して歡談し、楽しみを共にし、家庭全體の趣味を増加し、教養、禮儀作法を自然に會得せしめ、家庭生活を豊富にし、男女の相互の理解と、愛に基づいた交際の機會を適當に得しめる事が必要である。故に交際も又此の線に向つて爲され、自己の利益を目的とする物質的贈答の如き、或は自己満足のための派手な散財の如きは眞の文化人としての交際ではなく絶對に排斥すべきものである。では交際費は一體どの位の割合で支出するのが適當であらうか。今例によつて諸調査の交際費を見ることにする。

(一) 「内閣家計調査」による交際費を見ると、(第一〇五表) 給料生活者では六圓四四錢、七圓四一錢、七圓四七

錢、七圓九五錢で、その割合も七・一八%から九・二二%である、労働者では五圓五六錢、六圓四八錢、六圓七五錢、六圓六一錢で、その割合は六・七%、八・八七%、九・〇五%、八・八一%、平均九%内外である。

(二) 某大工場の「福利増進に関する調査資料」による交際費の平均を見ると、職員は八圓二三錢、職工は四圓二三錢、平均四圓六八錢で全生計支出に對する割合は職員四・四六%、職工三・二四%、平均三・三六%であつた。

(三) 「東京市在職者生計調査」による交際費は収入別に見ると六〇圓未満四圓二六錢(五・六三%)、六〇圓―一〇〇圓未満五圓七一錢(五・七二%)、一〇〇圓―二〇〇圓未満八圓七九錢(六・一一%)、二〇〇圓―一六〇圓未満一〇圓六五錢(六・〇二%)、一六〇圓―二〇〇圓未満一六圓〇一錢(六・七七%)、二〇〇圓以上三三圓〇八錢(九・〇五%)で平均五圓七三錢に當り、全支出に對する割合は(カッコ内)五・八三%である。

(四) 「中等階級生計費調査」による交際費は次の如くである。

官 吏	七・七〇	五・九〇
公 吏	八・三六	六・七一
警 察 官	三・七〇	四・二三
小中學校教員	八・二二	五・五五
銀行會社員	一〇・九九	六・六一
電車従業員	四・四四	四・六一
職 工	四・三四	四・〇九
雜 均	六・七三	五・五四
平 均	六・六五	五・四五

	實 數			比 例		
	來客往訪	贈 答	計	來客往訪	贈 答	計
職 工	4.24	8.24	12.48	2.52	4.89	7.41
現 業 員	3.37	0.53	3.90	2.50	0.39	2.89
事 務 員	5.26	6.08	11.34	2.81	3.25	9.06

實額では銀行會社員最も大で次が公吏、教員となつてゐるが、割合では公吏が最も大で、次が銀行會社員、官吏、教員の順で労働者及警察官は何れも小で、交際費が収入の大小に依つて支配されてゐる事を物語つてゐる。

(五) 「大連在勤邦人社員生計調査」によると上表の如くである。即ち現業員が最も少なく職工が最も大である、以上三者の平均を見ると九圓二四錢で、その割合は五・七二%である。

(六) 「京都市電氣局従業員家計調査」によると平均一圓九三錢で、その割合は二・三%に當つてゐる、「同市常備労働者家計調査」では二圓八六錢で三・六%、同府給料生活者及労働者家計調査では給料生活者一〇圓三一錢(八・二八%)工場労働者六圓三二%(六・六三%)交通労働者七圓九二錢(八・三四%)日傭労働者四圓一〇錢(四・九一)錢平均は七圓四四錢でその割合は七・三九%であつた。

(七) 「炭鑛々夫家計調査」による交際費は採炭夫二圓九一錢(三・五二%)運搬夫二圓二二錢(三・三四%)職工三圓四四錢(四・五一%)平均二圓九一錢で、その割合は三・七七%である。

(八) 細民の交際費
細民の交際費を見ると「東京市被救護者に關する調査」昭和九年度によると僅かに一〇錢で、その割合は〇・四一%である、「細民生計状態調査」による東京市の細民調

査によると一ヶ月平均一圓二四錢で、その割合は一・九%であつた。

以上試みに生計費の總平均を見ると五圓六一錢でその割合は五・五六%に當つてゐる。交際費はその内容によつてその額は甚しく異なるものである。精神を本位として交際は額の大なるを要しない。故に此の點に最も意を用ふるならば、相當交際費は減額する事も可能である。之れは社會習慣を全體的に改善する事によつて可能である。

本研究に於ては此の意味に於て交際費を一ヶ月當り五圓を適當と認めた。假定全支出一四四圓に對する割合は三・四七%である。

第七節 貯金及保險

貯蓄及保險は國民の經濟生活の安定、社會平和の維持、國力伸展の根源を培ふものであるが、疾病、傷痍、老齡、死亡、失業等の人的事故及火災、地震、海嘯、風水、旱魃、蟲害、飢饉、其他不可抗力に依る不時の物的人的損失は、生活資源の減少若は杜絶となり、たちまち生活の安定が阻害されるに至る、然しかうした場合に對して國家又は自治體等に依つて保證制度が確立されて居らぬ限り、何んの資力も蓄もない、多くの國民は一朝にして窮乏のどん底にたき落されて仕舞ふのである。

故に之等の事故に對して國家は如何にして防遏し、國民生活を擁護するか、その手段に對する責任がある、然るに我國に於ては從來の個人主義的なものを基礎とする社會構成及觀念に於て多くが爲されて來たため、之等の事故に對しては各自が自己の責任に於て防衛手段を講ぜねばならぬ傾向にあつた、然し今日の如く社會生活が複雑化し、事故

が増大しその發生の豫見が不可能な事が多くなると、個人單獨の力では個人責任を處理することが困難となつて来る、故に國家は前記の如き不幸なる事故の發生せる場合に於ても安心して生活が保證される様な制度を組織立てて、之れが解決を圖らねばならぬ責任がある。

此意味に於て本研究に於ては扶養率の研究(第四章)に於て包含せしめたのであるが、然し國家の制度としては扶養率の部に入れたものの、その一部を保險制として運営せしめる事も一方法で結果に於て同じであるようにすればよいわけである。従つて負擔額も理論上は同じである。

今試みに最も實施が容易である保險的施設による方法、即ち個人責任を基礎とした多數人の協同に依つて問題を解決する組合保險制に就いて述べることにする。

我國に於ける保險制度の現状

我國に於ける保險制度としては工業的企業に従事する勞務者の一部を對象とする健康保險及國民健康保險があるが何れも部分的のものである、又勞働者災害扶助責任保險制度と云ふものがあるが、之は往來創設さるべき土木建築勞働者保險の先驅をなすものに過ぎない、尙簡易生命保險があるが、之は眞に必要な階級層には普及徹底するに至らず、金額も小であるから長期生活保證の目的から見ると問題にならぬものである、従つて廢疾失業死亡等國家的社會保險制度は未着手の状態にあり、一方一般生命保險、火災保險、傷害、船舶等の保險は凡て營利會社に任かされてゐる現状である。然し之等一般國民に深い關係のある保險、貯蓄は凡て國家又は組合等による國民組合銀行、國民保險組合の如き非營利組織に改組され、眞の國民生活の向上、福利増進に寄與せしめねばならぬ。

第一項 必要なる保險對策

不時の場合の用意としての貯蓄なり保險なりが如何に必要であるかは既述の通りである、従つて貯金及保險は生活家計上缺くべからざる費目として計上されねばならない。而してその必要なる保險對策に就いての大綱を示せば次の如きものである。

(A) 死亡、廢疾、老齡、遺族保險

現代に於ける産業の機械化は勞働者の危險を増大し、不具廢疾となり、勞働能力喪失の機會を多くし、一方機械の發達により、勞働が勞働者の精神力及體力の旺盛なる事を要求し、老齡者は職場から驅逐され、經濟及社會狀勢の變化による家族制度の變化は勤勞生活者の老後の生活を不安ならしめるが故に、死亡、廢疾、老齡、遺族保險の如き、國家的保險制によつて救済の目的を達し、國家が不安なく最高能率を擧げしめる事が必要である、而して之れを實施するとすれば、毎月之れが掛金が爲されねばならぬ、今以上を保險金を毎月掛けて行くとすれば扶養率の部で研究した扶養負擔額が、之れに當ることになるわけである(詳細第四章参照)

失業 保險

現下の産業經濟組織の下に於ては失業は不可避の現象である限り、失業防止並に救済に依つて國民生活の安定、産業經濟の圓滑なる發展を期さんとする組織的對策は是非必要である、失業保險は既に文化國の採用する處であるが、我國には遺憾乍ら未だ實施されてゐない。本稿に於ては扶養率の部に於て之れが重要性を強調し、之れを失業日數一ケ年一人當り三六・九六八日を基準として採用したのであるが、假りに保險制で失業の救済を爲さんとする

ば、前記の死亡廢疾等の保険と同じく、前記失業日數一日當り賃銀(假定四圓)を乗じたものが、毎年補助を要する額であるから、之れ文の額が年々得られるための掛金が必要なわけである。

天災保険

火災、地震、海嘯、噴火、風水、旱魃、虫害、飢饉、其他の天災による損害は豫想以上であるが、今日まで此の自然の暴威に對しての對策は殆んどないと云つてよい状態にある、ために年々此天災によつて多數の人類が苦しめられてゐるのである。故に之れ等の不時の事故に際して再起に要する資本を日常より貯へて置かねばならない、その方法として貯金とか保険による事が最も適當である、然し之等天災による損失は數字的に正確なる統計資料を缺くが故に此處では之れが算出が出来ぬが極く概算的推定をすることにした。

火災は扶養率の部で詳細研究した如く一ヶ年一世帶當り損失額は四圓八六錢であるが、之は極く内輪のものであるから、一ヶ月當り五〇錢として行けばよいであらう。

その他の天災も假りに五〇錢として計算することにした。

農業保険

農作物、土地、山林、農業用品等が火災、地震、風水害、虫害、旱魃、海嘯等によつて受くる損害としては農山漁村が最も大である、故に農業保険とも云ふべき制度を確立して、絶へず襲はれる不時の事故に對する不安を除去せねばならない、斯くするならば代々傳つた田畑を人手に渡さずに済むであらう。

以上はその大綱であるが既述の扶養率の研究の部で述べた如く、扶養率を以つて全生活期間に割當てた賃金で行くか、或は本項に於て述べた如き項目は保険制で行くか、何れにしても國民生活の安定策としての根幹をなすものであ

るから、最も實施し易き方法によつて何れかを選ぶべきものである。而して今日までの如き貯金及保険が任意的なものではなく、生活費目中重要項目となり、その額も相當大となり、斯くして始めて生活の安定が確立されるのである。

第二項 家計費から見た貯蓄及保険

今日までの生計費調査費目別を見ると貯金及保険は實質支出外の支出と云ふ分類によつて除外されて居り而かもその額は事故に備へると云ふ見地から見ると甚だ小額であると云へる。今二、三の調査實例で見ると次の如くである。

(A) 内閣家計調査によると貯金保険及無盡の合計は給料生活者は大正一五年一昭和二は四圓二七錢(四・七七%)昭和六―七は九圓七五錢(一〇・四二%)昭和七―八は九圓三〇錢(一一・二〇%)昭和八―九は一〇圓四〇錢(一一・〇七%)であり、労働者は前記年次別に見ると六圓一六錢(七・四三%)八圓九八錢(一一・二七%)一〇圓五七錢(一四・一九%)一〇圓七一錢(一四・二二%)で、給料生活者は労働者に比して稍々小で、平均は一〇%内外である。

(B) 「中等階級生計費調査」による保険料及貯金其他を見ると次の如くである。

	保険料	貯金其他	計(圓)	全支出に對する割合(%)
官 吏	一・三九	一〇・〇二	一一・四一	七・八六
公 吏	二・二二	八・一一	一〇・三三	七・五六
警 察 官	〇・六六	四・七〇	五・三六	五・七五
小中學校教員	二・二九	一六・八五	一九・一四	一一・五
銀行會社員	二・二四	一五・七二	一七・九六	九・七五
電車従業員	一・三五	四・七〇	六・〇五	五・九二

職	工	〇・七〇	六・二六	六・九六	六・〇六
雜		一・二一	一六・八一	一九・〇二	一三・五
平	均	一・四四	一〇・〇〇	一一・四四	八・五二

に對する割合は五%乃至一三・五%で、内閣の家計調査に近似してゐる。

(C) 某大工場の「福利増進に關する調査資料」によると次の如くである。

	貯蓄	保險	合計	全支出に對する割合
職員	一五・〇五	二・四七	一七・五二	九・五二
職工	七・一九	一・三二	八・五一	六・五一
合計	七・九一	一・四七	九・三八	六・七一

即ち實數でも割合でも前記二調査に近似してゐる。

(D) 「東京市在職者生計調査」によると次の如くであるが、之れも前掲諸調査に近似してゐる。

	保險料	貯蓄	兩者計(圓)	總支出額に對する割合(%)
六〇圓未満	一・九二	二・九六	四・八八	六・四六
六〇—一〇〇	三・八二	二・九一	六・七三	六・七五
一〇〇—二〇〇	五・九一	六・七二	一二・六三	八・八〇
二〇〇—一六〇	七・九四	九・一二	一七・〇六	九・六二
一六〇—二〇〇	一〇・八四	一二・八六	二三・八〇	九・九一
二〇〇圓以上	二〇・七九	二〇・二三	四一・〇二	一一・五三
總計	三・五六	三・四三	六・九九	七・〇九

(E) 「滿鐵邦人社員生活費調査」によると職工二五圓五二錢(一五・一%)、事務員二三圓五九錢(一二・八%)、現業

員一五圓三〇錢(一一・三%)、平均二二圓五九錢(一三・一%)で他調査に比して稍々大である。

(F) 「京都市電氣局従業員家計調査」に於ける保險料を見ると平均九三錢で全支出總額の一・一%に當り、前掲各種調査の一〇分の一である。

(G) 「京都市常備労働者家計調査」によると貯金二圓六五錢(三・三%)、掛金積立金八七錢(一・一%)、合計三圓五二錢(四・四)%である。

(H) 「大阪市給料生活者及労働者家計調査」(大正八年)によると三圓五六錢で全支出の二・七八%に當り、大正九年の方は三・九二%であつた。

(I) 「炭礦々夫家計調査」による貯蓄は採炭夫一圓七九錢、運搬夫七圓二九錢、職工九圓三二錢、平均一〇圓〇二錢、で總支出に對する割合は一三・〇%に當り、前掲A・B・C・D・Eに近似してゐる。

(J) 「細民生計調査」に依る東京市の細民に於ける貯蓄保險辨濟費は三圓九四錢でその割合は六・二%である。然し此處には辨濟費が含んでゐるから實際は之より少なくなるわけである。

(K) 「農村生活の調査」東京帝大農學部農政研究室調査 山形、新潟に於ける保險料支拂額は一戸當り一ヶ月簡易保險八三錢、會社保險三圓六六錢、合計四圓五〇錢で全家計費當りの割合は一・三八%であつた。

以上諸調査の内、一般標準に近いものと見做されるものの平均を見ると一ヶ月當り約一二圓で、その割合は八%に當つてゐる、然し現行率によるとすれば之れでは不時の事故に際しての用意としては不十分であるが、全國民が強制的に保險制度によつて行くことになれば危險率も小となるから必然的に保險料も小額で済むことになるわけであるから、此程度の額でも活用の如何によつては充分行ひ得るものと考へられる。

職工	〇・七〇	六・二六	六・九六	六・〇六
雑	一・二一	一六・八一	一九・〇二	一三・五
平均	一・四四	一〇・〇〇	一一・四四	八・五二

に對する割合は五%乃至一三・五%で、内閣の家計調査に近似してゐる。

(C) 某大工場の「福利増進に關する調査資料」によると次の如くである。

	貯蓄	保険	合計	全支出に對する割合
職員	一五・〇五	二・四七	一七・五二	九・五二%
職工	七・一九	一・三二	八・五一	六・五一
合計	七・九一	一・四七	九・三八	六・七一

即ち實數でも割合でも前記二調査に近似してゐる。

(D) 「東京市在職者生計調査」によると次の如くであるが、之れも前掲諸調査に近似してゐる。

	保険料	貯蓄	兩者計(圓)	總支出額に對する割合(%)
六〇圓未満	一・九二	二・九六	四・八八	六・四六
六〇一—一〇〇	三・八二	二・九一	六・七三	六・七五
一〇〇一—二〇〇	五・九一	六・七二	一二・六三	八・八〇
二〇〇一—六〇〇	七・九四	九・一一	一七・〇六	九・六二
六〇〇—一〇〇〇	一〇・八四	一二・八六	二三・八〇	九・九一
一〇〇〇圓以上	二〇・七九	二〇・二三	四一・〇二	一一・五三
總計	三・五六	三・四三	六・九八	七・〇九

(E) 「滿鐵邦人社員生活費調査」によると職工二五圓五二錢(一五・一%)、事務員二三圓五九錢(一二・八%)、現業

員一五圓三〇錢(一一・三%)、平均二一圓五九錢(一三・一%)で他調査に比して稍々大である。

(F) 「京都市電氣局従業員家計調査」に於ける保険料を見ると平均九三錢で全支出總額の一・一%に當り、前掲各種調査の一〇分の一である。

(G) 「京都市常備労働者家計調査」によると貯金二圓六五錢(三・三%)、掛金積立金八七錢(一・一%)、合計三圓五二錢(四・四)%である。

(H) 「大阪市給料生活者及労働者家計調査」(大正八年)によると三圓五六錢で全支出の二・七八%に當り、大正九年の方は三・九二%であつた。

(I) 「炭礦々夫家計調査」による貯蓄は採炭夫一一圓七九錢、運搬夫七圓二九錢、職工九圓三三錢、平均一〇圓〇二錢、で總支出に對する割合は一三・〇%に當り、前掲A・B・C・D・Eに近似してゐる。

(J) 「細民生計調査」に依る東京市の細民に於ける貯蓄保險辨濟費は三圓九四錢でその割合は六・二%である。然し此處には辨濟費が含んでゐるから實際は之より少なくなるわけである。

(K) 「農村生活の調査」東京帝大農學部農政研究室調査 山形、新潟に於ける保險料支拂額は一戸當り一ヶ月簡易保險八三錢、會社保險三圓六六錢、合計四圓五〇錢で全家計費當りの割合は一・三八%であつた。

以上諸調査の内、一般標準に近いものと見做されるものの平均を見ると一ヶ月當り約一二圓で、その割合は八%に當つてゐる、然し現行率によるとすれば之れでは不時の事故に際しての用意としては不充分であるが、全國民が強制的に保險制度によつて行くことになれば危險率も小となるから必然的に保險料も小額で済むことになるわけであるから、此程度の額でも活用の如何によつては充分行ひ得るものと考へられる。

只此保険制實施に當つて問題となるのは、保険料として國民大衆から集められた資金が國民全體の利益のために利用投資されねばならぬと云ふ點である。今第七五議會に於て産業組合中央會が保險經營に乗出さんとしたのも此趣旨からであつたと信するものであるが、一部資本家の反對のために、その計畫が挫折せしめられた事は遺憾であつた。然しこの事は國家の繁榮のために、國民の福利増進と云ふ見地からは絶対に必要な事であるから必ずや實現するであらう、亦斯くすることに依つて國民生活の安定感は一層強化されるのである。

では國民生活の最低限の貯蓄及保險は如何なる額が適當であらうか、此處に云ふ保險貯蓄は只貯めるための貯蓄ではなく不時の場合に備へるものであるから、不時の事故の際生活上差支なく保償出來る範圍の額が得られるに要する保険料と云ふ事になるわけである。然し具體的に實施するためには収入源泉者の場合と然らざる場合にりよ更に幾多の細分的な問題がある、例へば収入源泉者たる世帯主のみに算定の基礎を置くか否かの如きが之である。例へば死亡の場合を例にとると。

世帯主

死亡の場合は致命的であるが、然し妻が之に代つて或程度の生活費を稼ぎ得るが故に $\frac{1}{2}$ と見做して假算すると、月一二〇圓の生計費なら月八〇圓の補助が残る生存期間中必要と云ふことになる。

配偶者

配偶者は家庭處理の中心者であるから死亡するか又は心身共に家庭處理に適せざる状態になると、その代理者を一人雇入れねば主人が働きに出る事が不可能となる、従つて雇入費、それに要する諸費用の増加等の負擔超過を考へると約五分の一即ち月二四圓位の負擔超過となるものと推計される。

子女

子女は全く働かざるを原則として算出されてゐることを念頭に於て考へると疾病其他によるときは疾病其他の扶養費が用意されてゐるから、死亡の場合のみを考へれば足りる、然し死亡保險によつて葬儀其他の諸費用が出るから、子女の場合は相殺されるものとしてよいであらう。

即ち収入源泉者としての世帯主のみならず、その補助者である配偶者の場合も又影響があり、従つて保險率算定に於ては配偶者も考慮される必要がある。この事は死亡の場合のみならず、疾病の場合に於ても同じ事が云へる、故にかうした原則によつて算出すれば保險料率は直ちに割出されるのである。天災による經濟的損失に就いては収入源泉者には影響がない損失であるから、世帯主、配偶者、子女の區別なく、一世帯に平均した損失額のみによる算定で充分であらう。

斯く詳細に具體的な問題を考慮すると、研究すべき諸問題が残されてゐるが本稿では、その精神のみを述べて具體案に就いては別の機會に譲ることにし、生計費としての貯蓄保險の範圍に於て算出すると前掲一二圓と見做した。

第八節 嗜好品費

嗜好は人に依つて異なるのであるが、内閣家計調査による嗜好品の費目を見るに酒類、煙草、菓子、果物、飲料その他となつてゐるが、中等階級生計費調査、東京市在職者生計調査等何れも同じ分類によつてゐる。

今前記生計調査による割合を見ると次の如くである。内閣家計調査によると、給料生活者は大正一一年―昭和二年

は三圓一三錢、昭和六―七年は二圓八四錢、昭和七―八年は三圓四一錢、昭和八―九年は三圓二九錢、労働者は前記順に列記すると二圓九七錢、二圓五一錢、二圓五二錢、二圓四五錢で労働者の方が實數では小額である。以上の割合を見ると給料生活者は三・四五%から四・一一%、労働者は三・二六%から三・五八%で、割合では給料生活者に比して労働者は僅かの差があるに過ぎない。

「東京市在職者生計調査」による嗜好品費は、六〇圓未満三圓七六錢(五・三二%)、六〇―一〇〇圓未満五圓四三錢(五・八%)、一〇〇―二〇〇圓未満六圓九六錢(五・三三%)、二〇〇―一六〇圓未満七圓四九錢(四・六七%)、一六〇―二〇〇圓未満九圓〇一錢(四・一八%)、二〇〇圓以上一一圓七一錢(三・七二%)、平均五圓〇八錢でその割合は五・五五%に當つてゐる。

「中等階級生計費調査」による嗜好品費を見ると次の如くである。

職業	嗜好品費			計	全家計支出に対する割合
	酒代	煙草代	菓子果物飲料		
官 吏	二・一六	一・二六	四・三五	七・七七	五・九五
公 吏	二・四八	一・七三	三・三九	七・六〇	六・〇九
警 察 官	一・七六	一・四七	二・七一	五・九四	六・八〇
小中學校教員	一・五三	一・〇一	四・五二	七・〇六	四・七六
銀行會社員	二・六九	一・六六	五・四二	九・七七	五・八八
電車從業員	三・二三	一・四二	二・九〇	七・五五	七・八五
職 工	三・五二	一・四七	三・一七	八・一六	七・七〇
雜 工	二・〇九	一・三九	四・五五	八・〇三	六・六五
平 均	二・四七	一・四三	三・八四	七・七四	六・三五

全家計支出に対する割合(%) 二〇三% 一・一七% 三・一五% 六・三五%

職業に依つて異なるも最も實數の大であるのは銀行會社員で次が職工、雜、官吏、公吏、電車從業員、教員、警官の順であるが、割合で見ると最も多いのは電車從業員で、次が職工、警官、雜、公吏、官吏、銀行會社員、教員の順で逆になつてゐる。以上を更に酒、煙草と他の割合とを比較すると酒、煙草代の割合は次の如くである、

職業	酒代	煙草代	其他
官 吏	二七・八%	三二・六%	二九・七%
公 吏	二七・七%	二七・五%	四二・九%
警 察 官	二二・七%	四三・一%	二六・一%
小中學校教員	二二・七%	四三・一%	二六・一%
銀行會社員	二七・五%	四二・九%	二六・一%
電車從業員	二七・五%	四二・九%	二六・一%
職 工	二六・一%	四三・一%	二六・一%
雜 工	二六・一%	四三・一%	二六・一%
平 均	三二・一%	三二・一%	三二・一%

即ち酒煙草代は相當額を占め、殊に労働者は給料生活者の約二倍に達してゐる事は労働者が如何に酒に浪費してゐるかが知られるのである。酒が労働者の唯一の慰安であるかの如く考へられてゐる内は労働者の眞の解放は出来ないであらう、何故ならば、假りに賃銀が二割引上げられた處でそれは結局酒代を増すに止まるからである。今日までの労働組合の如きは只賃金値上げや待遇改善のみを何等根據もなく叫び、其處に科學的基準もなければ労働者の生活指導も全く缺除してゐた、従つて労働組合と云へば爭議引受所の感があつた。こんなことでは眞の労働者の解放など思ふもよらない事である、組合の使命は労働階級の生活を向上せしむることである、而かもそれはあくまで國家目的の

線に添つてのみ進めらるべきものである。只賃金の額丈の多くを目的とし支出に對する指導に缺くる處があつては、返つて有害でさへあることが少くない。酒煙草の如きは此意味に於て、健康上からも、労働能率向上の立場からも、社會的立場からも、家庭生活の立場からも、極力之が節約せしめ、出來得るならば廢酒廢煙にまで指導し、その酒代煙草代を教育費に榮養費に修養費にと振替へしめて、生活を豊富にし、向上に努力せしめねばならぬのである。假りに前記一ヶ月平均酒煙草代三圓九〇錢で書籍を購入するとすれば専門書なら毎晩一五頁平均、文學、小説の如きものなら毎晩二〇頁以上を樂しみ得るであらう。娛樂費に振向けるなら標準家族として映畫なら月三回は家族全員が樂しめ、芝居でも一回は全家族で樂しめる。ピクニックなら東京驛を基點として南は熱海、中央線なら鹽山邊までは家族が樂しみ得る。酒は主人一人丈であるが他に振向ければ家族全員が樂しみ得る。かうした生活を經驗することによつて始めて酒煙草の浪費性、非社會性、否有害度がハッキリ認識されるであらう。労働能率の向上、肉體的精神的健康は必然的に確保されるに至るのである。賃金問題に於ける生活指導の重要性を強く強く認識すべきである。

以上示した諸調査の平均一ヶ月當り嗜好品費は三圓六〇錢である。一二錢の林檎を毎日買ふとすれば一ヶしか買へない、従つて主人が酒や煙草を用ひては妻や子供は果物などは殆んど食することが出來ない。此意味に於ても酒煙草代は極力他の家族全體のための費用に振向けねばならない。以上の條件を加味して全家族の嗜好品目の内容を向上せしむる意味で月額四圓と見做すことにした。假定支出一四四圓に對する割合は二・七七%である。

第九節 其他雜費

生計費は如何に小額のものでも出來得る限り費目別に區別さるべきを原則とするが、それでも尙保健衛生費、負擔公課費、交通々信運搬費、娛樂費、嗜好品費、貯蓄及保險費等に含まざる所謂雜費に入るべきものが出來るものである。今諸種の調査に付きどの程度の雜費として支出されてゐるかを見ることにする。只調査により費目が細目に區分されて居らざるために雜費の割合が甚しく大となつてゐる調査もあるから、之によつて前述の意味に於ける雜費の大小を判定する事は出來ぬが、大體の傾向を知るに便せんとするものである。

(A) 「内閣家計調査」による「其他」は給料生活者に於ては大正一五―昭和二、一圓九〇錢(二・二%)、昭和六―七一圓六五錢(二・〇%)、昭和七―八、二圓一二錢(二・五%)、昭和八―九、二圓三五錢(二・七%)、昭和十―一、二圓二〇錢(三・〇%)、昭和十二―一三、二圓二二錢(二・九%)、昭和十四―一五、二圓四二錢(三・三%)、平均は二圓三二錢(三・〇%)で労働者の方が金額でも割合でも稍々大である。

(B) 「中等階級生計費調査」によると其他雜は官吏一圓四六錢(一・二%)、公吏一圓四〇錢(一・二%)、警察官五四錢(〇・六%)、小中教員二圓五三錢(一七・二%)、銀行會社員一圓四四錢(〇・八%)、電車従業員八三錢(〇・八%)、職工七八錢(〇・七%)、雜二圓二六錢(一・八%)、平均一圓三一錢(一・〇%)である。

(C) 「東京市在職者生計費調査」によると六〇圓未満三圓三八錢(四・七七%)、六〇―一〇〇圓未満四圓一二錢(四・四%)、一〇〇―二〇〇圓未満七圓六一錢(五・八一%)、二〇〇―一六〇圓未満九圓五四錢(五・九五%)、一六〇―二〇〇圓未満一一圓五〇錢(五・三四%)、二〇〇圓以上一九圓八九錢(六・三%)、平均四圓三二錢(四・七一%)で前記ABより大である。

- (D) 某大工場「福利増進に關する調査資料」による「其他」は職員一八圓二五錢(九・九一%)職工一二圓三六錢(九・四六%)平均一六圓〇六錢(一一・五%)で他調査に比して大である。
- (E) 「滿鐵邦人社員生計費調査」による雜費を見ると事務員一〇圓九七錢(五・八六%)職工六圓四九錢(三・八五%)現業員六圓三一錢(四・六八%)で、平均は七圓九二錢(四・七九%)である。
- (F) 「炭礦々夫家計調査」による雜費を見るに採炭夫三圓九七錢(四・七九%)運搬夫二圓八八錢(四・三二%)職工三圓五三錢(四・六三%)三者平均三圓五九錢(四・六六%)である。
- (G) 「京都市電氣局從業員家計調査」による雜費は二圓六二錢(三・二%)である。
- (H) 「京都市常備労働者家計調査」による雜費は四圓三六錢でその割合は五・四%に當つてゐる。
- (I) 「大阪市給料生活者及労働者家計調査」によると大正八年は八圓二四錢(六・〇九%)大正九年は五圓四九錢(五・六四%)であつた。
- (J) 「細民生計状態調査」による雜費其他は六五錢(一・〇%)で甚しく小額である。
- (K) 「被救護者に關する調査」(昭九年度)による其他は二三錢(〇・九三%)で同じく昭和八年度は一圓四八錢(五・三三%)であつた、又同潤會共同住宅生計調査によると一・一三%で、細民調査同様小額である。
- (L) 「農家經濟調査」昭和一〇年度によると自作農二圓四一錢(三・六八%)自作農一圓八九錢(三・二九%)小作農一圓七〇錢(三・三〇%)三者平均二圓(三・四四%)である。又昭和五年度を見ると自作五圓八八錢(七・七三%)自作四圓〇三錢(六・五八%)小作三圓六五錢(六・五七%)三者平均四圓七三錢(七・一〇%)で昭和一〇年度に比して大である。

以上を総合すると約四圓一七錢位で全支出に對する割合は四・二%位に當つてゐる。雜として此程度の割合は止むを得ぬであらう。生計費はその内容を明かにする事が大切であるから、極力雜費の多くなる事を防止する様にすべきである。

第十二章 標準最低賃金と我國賃金及利潤の現状

第一節 標準最低賃金と月給制

第一項 標準最低賃金の基礎的研究より得たる標準最低生活費

以上第一章より第一章までの研究を基礎に得たる結果を綜合すれば次の如くである。
 即ち飲食物費は三圓七六錢で、全支出に對する割合は二五・五%に當つて居り、一般調査よりは約五%位小である。住居費は二五圓八七錢でその割合は一八%、被服費は一六圓六七錢でその割合は内閣家計調査に近似してゐる。光熱費は八圓でその割合は五・二%、教育費は一五圓六四錢でその割合は一〇・九%で費目中第三位に當つてゐる。之は章中に於て述べた如く國民教育の徹底を期さんとするためである。其の他の費目中最も多いのは貯蓄及保險で、一二圓(八・三五%)を計上した。これは不時の不幸に備へ國民生活の精神的安定感をねらつた具體的實施策の試みである。

次が保健衛生費で六圓五〇錢（四・五一％）を計上したが、之れは國民が充分健康状態にあるためには、最低度この位は必要であると思ふ所である。此程度支出するならば、罹病率死亡率の低下が期待されると信するのである。第三位は交際費で五圓（三・四七％）第四位公課其他負擔、嗜好品費で各四圓（二・七八％）を計上した。此内公課は他の諸調査に比して大であるが、筆者は國家の財政は國民の全體が一人残らず出来る丈平等に負擔することが當然であると云ふ前提から計出した額である。最も少いのが交通通信費で、残るものを其の雜として以上を總計すると一四三圓九〇錢となる。此の一四三圓九〇錢と云ふ額は平和時（昭和一年）に於ける夫婦と子女三人の標準家族が、全生活期間を通じて贅澤もせず、窮乏もせず、安心して生活出来る標準最低生活費（生存に非らず）であると云ふことになるのである。そこで筆者は最低生活費を一ヶ月當り一四四圓と云ふことにして、賃金の計算の基礎にすることにする。（年齢別算出標準賃金は別項参照）

今之を一ヶ月就業時間二九二〇時間で一時間當りを見ると五九錢二厘に當り、一日八時間とすると四圓七三錢六厘である。

最低標準生活費（一ヶ月當り）

	金額(圓)	割合(%)
食物費	三六・七〇	二五・五
住居費	二五・八七	一八・〇
被服費	一六・六七	一一・六
光熱費	八・〇〇	五・二
教育費	一五・六四	一〇・九

其の他	金額(圓)	割合(%)
(1)保健衛生費	四〇・九七	二八・五
(2)公課其他負擔	六・五〇	四・五一
(3)交通通信運搬	四・〇〇	二・七八
(4)娛樂費	一・九七	一・三七
(5)交際費	三・五〇	二・四三
(6)貯蓄及保險	五・〇〇	三・四七
(7)嗜好品費	一二・〇〇	八・三五
(8)其他雜	四・〇〇	二・七八
合計	一四三・九〇	一〇〇・〇〇

第二項 月給制こそ日本式である

以上の如く標準最低賃金は一四四圓である。然し之れを一日當り日給として支給するのでは眞の標準最低賃金制實施の精神に反することになる。生活保證と云ふことは生涯を通じて不安なく生活が出来ることである、然るに其日々々に區切つた日給制では此目的は達せられない、我々の生活は一日營み一日休むと云ふが如き事は出来ない、我々は生れてから死に至るまで収入の有無にかゝわらず休みな生活が續けられるのである。然るに日給制によるときは、その原因が疾病であらうが、不可抗力による事故であらうが、缺勤することに依つて収入の途で絶たれるのである、故に絶へず生活不安におそはねばならない、これでは標準最低生活保證を目的とする標準最低賃金制實施の目的が達せられないのである、故に月給制としなければ無意味である。又同じ國民であり乍ら、或者は月給制であり、或者は

日給制である事も不合理である。月給制とすべき理由は以上の外に幾多擧げることが出来る、例へば我國の支拂制度は主として一ヶ月毎になされてゐるのであるから、社會習慣と一致せしむるためには月給制は必要である（家賃の如きは日數の少くない二月でも一ヶ月分であるのに日給では考慮されてゐない）又我々人類の最も苦痛とする疾病の如きは、その日の労働に依つて起ると云ふよりは、連續的に労働することによつて過勞となり、其他疾病原因の蓄積によつて相當期間後に發生するのを常とする。日給制はかうした疾病に對する賠償の責に任じてゐないのである。労働力の維持培養も日給制では保し難い、我々の労働力はその日に區切つて、切賣りに適さず、鎖の如き連關性を有するものである、故にその日毎に労働力を金錢に依つて切賣りするが如き制度はあまりに機械的であり、殺風景であり、勤勞の貨幣化である。吾人の勤勞は原則として賃金の大小によつて取引さるべきものではないと考へるものである、故に著者は少くとも連續して一定の場所に於て勤勞する國民に對しては月給制とすることが最も我國の國情に適したものであり、労働力維持培養、綜合能率の向上、國民體位の向上の爲めにも是非必要な事である。

労働政策の根幹をなす賃金制度を標準最低賃金月給制にまで發展せしむることは、時局下労働政策としての緊急事である。

第二節 生計費調査による収入と標準最低生活費との比較

以上科學的生活費の基礎的研究結果に依ると標準家族の最低標準生活費は、一四四圓と云ふ結論を得たのであるが、此標準最低生活費と今日まで行はれて來た各種の生計費調査による収入（世帯主動勞收入）とどの程度の差があるかに

就いて比較を試みようと思ふ。

「内閣家計調査報告」による収入を見ると、昭和六年―七年の九二圓二三錢より、九三圓五九錢、九七圓四八錢、九六圓八七錢、九七圓六四錢、一〇〇圓二六錢、一〇二圓九二錢と年々増加し（昭和二一―一三年）支出に於ても之に順じて増加してゐる。

今之等の内昭和一〇年より同一二年の二ヶ年の勤勞生活者の世帯主平均勤勞收入八七圓七一錢を適正労働時間、週四八時間にて一日當りを算出すると、一日分は（八時間）二圓八八錢四厘で、一時間當り三六錢に當る。

同じく労働者の同じ年度平均七九圓二五錢に付き見るに一日當りは二圓六〇錢で、一時間當りは三二錢五厘である。「中等階級生計費調査」による實収入は一六圓五七錢であるが、世帯主のみの収入を見ると九五圓六八錢である、今之を前記計算例によると一日當りは三圓一四錢六厘で、一時間當りは三九錢三厘で、前記内閣家計調査より稍々大である。

「某大工場福利増進に關する調査資料」によると一ヶ月當り總平均収入は職員は一二一圓〇七錢、職工は一五三圓七九錢で、之れの一日當りを見ると職員は三圓九七錢六厘で、一時間當りは四九錢七厘、職工は一日五圓〇五錢六厘で、一時間當りは六三錢二厘であつた。

「滿鐵社員生計費調査」による世帯主収入の平均は一三二圓二九錢で、一日當りは四圓三四錢九厘で、一時間當りは五四錢四厘である。

「東京市在職者生計調査」による収入平均は（家族収入、財産収入を除く）八四圓九六錢で、之れを一日當りにすると二圓七九錢で、一時間當りは三四錢九厘である。

以上の外に多数の調査があるが主なるものを表にまとめれば次の如くである（収入は世帯主収入を原則とし實際の勤勞による賃金を見るに努めたものである）

調査名	一日當り賃金	一時間當り賃金	一ヶ月當り賃金
内閣家計調査報告 給料生活者	二・八八四	三六・〇	八七・七一
中等階級生計費調査	二・六〇〇	三二・五	七九・二五
某大工場「福利増進に関する調査」職員	三・一四六	三九・三	九五・六八
職工	三・九七六	四九・七	一一・〇七
満鐵社員生計調査	五・〇五六	六三・二	一五三・七九
東京市在職者生計調査	四・三四九	五四・四	一三二・二九
川崎造船所職工（昭和四年三月）	二・七九三	三四・九	八四・九六
八幡製鐵所職工（同）	二・三三四	二九・三	六六・二四
京都市電氣局従業員家計調査（大正一三年）	二・三三二	二九・〇	七〇・六七
同常備労働者家計調査（同）	二・二七四	三四・三	八二・九八
京都府給料生活者及労働者生計調査（給料生活者）	二・一五	二六・九	六五・四二
（大正一五年—昭二）	二・二六六	四〇・九	九〇・七〇
（工場労働者）	三・一四	三三・二	八九・七二
（交通労働者）	二・四八	三一・〇	九五・六六
（日傭労働者）	二・一五	二六・九	七五・四一
協同會東京給料生活者及労働者生計調査（大正一〇年六）	二・一五	二六・九	六五・四九
（同—一五年五）	二・八〇	三五・〇	八五・一四
炭礦々夫家計調査	一・五三	一九・一	四六・四一
東京府五郡「要保護者に関する調査」			

東京「細民生計状態調査」（内務省社会局）

東京市内の細民に関する調査（大九）

× 農家經濟調査（昭和一〇年度）自作

東京「細民生計状態調査」	一・七四	二一・七	五二・〇八
東京市内の細民に関する調査	一・三二	一六・五	四〇・一六
農家經濟調査（昭和一〇年度）自作	一・二六	一五・七	七八・七四
自作	一・一六	一四・五	七二・三五
小作	〇・九四	一一・七	五六・二二
平均	一・一一	一四・〇	六九・一〇
△新潟縣農家經濟調査（大正一二年）（男）	〇・七四	九・三	四三・二三

×印は總所得を従業日數で割り、更に時間當りはそれを八時間で割つたものである。
△印一ヶ月平均賃金は農業利潤の平均である。

即ち以上二五例を筆者算定の標準最低生活費一日當りに比すると某大工場「福利増進に関する調査の職工」のみが本標準最低生活費より多く、同職員、満鐵社員が之れに稍近く他は何れも甚しく小である。即ち生計費調査から見た収入ではその多くが標準最低生活費が保證されてゐない事を立證してゐる。

筆者は以上の外一〇種の生計調査資料を有するが、何れも甚しく小額である。而かも此處に注意すべきは本研究の標準最低生活費に比して小額であると云ふばかりでなく、ありのままの生活費に於ても収入、支出を見ると何れも収入不足を來たしてゐると云ふ事實である。このことは一般賃金方面から見ても實證することが出来るのである。

第三節 賃金統計から見た収入と標準最低賃金との比較

前項に於て生計費収入からの賃金を見たのであるが、此處では賃金統計からの収入を見ることにする。

第110表 労働者一人當(男)月収及賞與

業態別	賃金(1ヶ月當り)						賞與(1ヶ月當り)		
	昭和9年		昭和10年		昭和11年		昭和9年	昭和10年	昭和11年
	6月	12月	6月	12月	6月	12月			
總平均	56.00	59.27	58.29	59.62	59.24	60.96	2.90	2.77	2.95
織維工業	29.53	35.07	35.25	34.48	33.70	34.33	5.63	3.91	3.61
機械器具工業	76.70	83.88	75.44	77.57	75.70	76.56	1.75	1.66	1.84
化學工業	56.20	56.03	57.21	57.86	58.25	57.15	7.69	7.58	8.33
飲食物工業	50.86	54.36	50.08	50.78	49.59	55.85	5.22	4.97	4.80
雜工業	58.29	62.26	61.30	63.64	59.90	63.42	2.48	2.39	2.26
電氣及瓦斯業	67.07	69.42	69.03	68.31	68.02	67.33	5.41	5.84	6.32
運輸交通業	59.02	57.78	62.32	68.77	59.69	62.19	7.28	8.91	7.80
鑛業	37.43	38.51	39.40	41.47	42.10	45.74	1.96	2.09	2.47

労働者待遇に関する調査(全國産業團體聯合會調査)による

(1) 労働者の賃金
 「内閣統計局調査」の賃金統計(昭和一一年一月より同一四年一二月まで約四年間)に就いて工場労働者男子のみに就いて見ると、一六歳以上は二四七錢から僅かづつ増加を示してゐるが、然し實に緩慢で事變の始つた二年の八月頃も増加を示さず、返つて三月、四月頃より低下を來たしてゐる。一四年一月に入つて始めて上昇を示し、一四年一二月には三圓八錢となつてゐる。實額で六〇錢ばかりで、一一年一月を一〇とする指數で見ると二二四である。交通労働者に就いて見ると、工場労働者よりは低額で一一年一月は約二圓で、一四年一二月に於ても、二圓五九錢に過ぎない。鑛山労働者は交通労働者より稍々よく、約一圓八〇錢より二圓九八錢になつてゐる。然し工場労働者よりは低額である。本研究標準最低生活費算出の物價は昭和一一年頃のものとよつたのであるから、假りに昭和一一年頃の賃金を比較すると、標準の半額にしか當つてゐない。勿論此調査は一六歳よりの一人前にならぬ者の賃金も含んだ平均であるから一人前の労働者のみの賃

第109表 産業別一日平均賃金諸手当賞與額(男)

(内閣統計局調査)

年次別	工場労働者			交通労働者			鑛山労働者		
	平均	16歳未満	16歳以上	平均	16歳未満	16歳以上	平均	16歳未満	16歳以上
昭和11.1	245.5	67.1	247.9	201.3	66.8	201.4	179.4	62.3	187.3
11.3	244.6	66.4	246.8	200.2	77.5	200.2	180.5	61.4	181.3
12.3	250.8	68.1	253.2	201.5	92.0	201.6	197.0	70.0	198.1
12.4	246.8	65.6	250.6	207.9	131.5	208.2	198.0	68.6	199.7
12.8	245.1	68.6	249.3	208.6	91.8	208.8	203.3	70.7	205.4
12.9	243.8	29.9	247.8	208.7	87.8	208.9	205.5	72.0	207.5
12.10	248.5	71.7	252.6	208.1	89.9	208.3	208.8	72.9	210.9
12.11	246.2	72.7	249.7	208.6	83.4	208.8	211.8	73.1	213.9
12.12	252.3	75.5	255.8	209.5	81.5	209.7	213.9	75.5	215.9
13.1	249.5	77.5	252.1	206.7	89.0	206.8	215.8	77.5	217.7
13.2	246.9	78.4	249.4	205.8	81.4	206.0	219.2	78.0	221.0
13.3	249.1	77.3	251.5	205.9	83.8	206.0	220.9	77.9	222.6
13.4	248.7	72.7	253.0	207.5	65.3	207.6	226.6	78.5	229.3
13.5	247.3	73.6	252.1	207.5	69.7	207.6	228.9	78.8	231.9
13.6	247.5	73.6	252.6	207.3	71.3	207.4	232.7	79.8	235.8
13.7	243.1	74.4	247.9	200.9	73.9	201.0	234.4	82.0	237.6
13.8	243.5	75.7	248.2	200.4	72.5	200.5	236.2	81.7	239.4
13.9	245.5	77.4	250.0	200.2	67.6	200.3	238.9	83.2	240.0
13.10	250.3	79.1	254.7	199.4	73.1	199.5	243.5	83.6	246.7
13.11	253.7	80.6	257.9	199.8	71.8	199.9	246.2	85.2	249.3
13.12	261.3	82.6	265.6	200.6	76.0	200.7	248.8	87.3	251.3
14.1	264.3	139.1	295.6	209.9	107.2	226.8	247.8	181.1	258.2
14.2	263.6	137.6	295.9	215.2	109.0	231.9	252.0	184.7	262.3
14.3	265.7	141.0	297.8	217.3	114.3	232.9	256.2	189.5	266.3
14.4	263.7	133.4	301.5	235.3	118.7	252.1	258.8	189.4	269.9
14.5	260.1	132.8	299.6	234.2	119.7	252.6	261.2	184.5	274.0
14.6		141.5	335.0		130.5	259.0		188.5	288.7
14.7	247.3	137.0	288.2	213.3	119.9	234.0	267.7	196.8	283.8
14.8	248.1	137.5	288.9	224.6	119.7	245.6	269.2	146.8	282.5
14.9	249.0	146.2	286.7	226.4	122.7	247.3	274.1	198.7	288.4
14.10	252.5	150.0	289.8	228.2	124.5	250.3	278.8	203.3	293.0
14.11	256.6	154.5	294.5	229.2	126.9	253.5	282.1	207.2	275.9
14.12	268.9	162.4	308.3	235.1	135.9	259.3	284.2	209.5	297.8

金の平均は、之以上高くなる事は事實であるが、それにしても、平均三圓に達する事は不可能であらう(第一〇九表)以上を更に職業別に見ると三圓以上のものは昭和十一年一月の工場労働者に於て金屬工業が三圓一四錢六厘、皮骨骨羽毛品製造業が三圓二一錢二厘あるのみである。次に全産聯が昭和九年一〇年一一年に亘つて、同會贊助會員一七四社、労働者數三六萬二千人(昭九)以上に就いて調査された「労働者待遇に関する調査」による男子のみの賃金は第一二一表の如くであつた。即ち賃金總平均は昭和九年六月が五六圓、一二月が五九圓二七錢、同十年六月が五八圓二九錢、一二月が五九圓六二錢、同十一年六月が五九圓二四錢、一二月が六〇圓九六錢で、賞與を加へても六〇圓乃至六三圓で、筆者の標準生活費の半額に満たぬ状態である。之を業態別に見ると、纖維工業が最も低額で次が鑛業である。最も多いのは機械器具工場で、次が電気、瓦斯業である。就業日數も二六日乃至二七日であるから一杯に働いてゐる事が知られる。今最も高賃金の機械器具工場の昭和九年一二月の分を賃金と賞與とを合せた八二圓六三錢を就業日數二六・五日で一日當りを見ると三圓一錢である、之を更に成人のみに修正して三圓五〇錢としても標準最低生活費の六割四分にしか當つてゐなう。

以上の外個々の調査は無數ある。然し何れも特殊の者以外は何れも低額である。個人々々に見る時は日給五圓六圓取る者も居るが、然し之れは全體の五%か六%であつてその全従業員の平均は内閣統計局の調査以上を出るものはないと云つてもよいであらう。

(2) 重工業と平和産業の社員及工員の平均月収と賞與支給率

神奈川県警察部特高課が同縣下會社工場(A)重工業(二)(B)紡績、製菓、電気、百貨店、ホテル八に就いて昭

和十四年下半期に就いて調査されたものを見ると次の如くである。即ち重工業(A)の二三會社工場の月収平均は社員一〇四圓九四錢、準社員五三圓五三錢、工員六八圓四一錢である。之れに賞與平均率によつて加算して見ても社員は一四三圓一錢、準社員六三圓九七錢、工員九二圓九〇錢である。(B)の平和産業である八社工場の月収平均は社員一〇三圓五三錢、準社員五一圓二七錢、工員四〇圓七〇錢で、之に賞與を加へても社員一二八圓八三錢、準社員五八圓三三錢、工員四三圓五三錢で、(A)より甚しく少額である(勿論(B)は女子が多數加つて居る事を勘定に入れねばならぬが)而も此處で注意すべきは本調査は昭和十四年の最も賃金が上昇したと見られる期間に於ける調査であると云ふ事實である。

總平均すると(月收賞與共)七〇圓以下である。個々に見ても工員で一〇〇圓以上を越へるものは僅かにSS電気のみであるから、所謂股賑産業に於ても、その平均月収は世間でさわぎ立てる程莫大なものではなく、標準最低生活費に比べると、遙に低額である事が知られる。

労働賃金が如何に低いかと云ふことは、労働爭議が依然として跡を絶たぬのみならず、内容的に見ても、賃金増額が斷然多い事でも知られる處である。事變以來一時労働爭議は減少を示したが然し、昭和一四年度に於ては再び件數に於ても、参加人員に於ても三萬五千人(二七・四%)の増加を示すに至つた。内容別に見るに他の項目は何れも減少を示してゐるに反し賃金増額のみが件數にして一一九件(二七・一%)の増加を示したのである。これは如何に生計費の昂騰に對しその収入が伴はず、實質賃金が低下し生活に困難を甚しく感じ出したかをばつきりと反映せしめるに至つたものと考へられる。(第一一一表)

第11表 原因別労働争議件数 (厚生省労働局調査)

	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和14年
争議件数	4456	2217	1897	1915	1872	1975	2116	1022	1096
参加人員	154528	123313	116733	120307	103962	92552	213622	55565	90723
一件当参加人員	62.9	55.6	61.5	62.8	56.5	46.8	100.4	523	82.8
賃金増額	290	397	576	622	484	561	1022	440	559
賃金減額	419	289	110	78	142	131	73	31	25
賃金算定、支給方法の変更又は反対	103	98	103	113	115	70	56	29	19
賃金支拂	281	286	200	184	165	162	108	97	53
労働時間短縮	31	20	26	32	21	23	18	7	17
作業方法規則の変更又は反対	22	17	32	34	29	27	23	7	18
組合の自由又は確認	18	7	7	9	11	15	11	1	2
工場施設其他福利増進施設又は解雇者	9	11	14	15	13	9	9	14	14
解雇復職の解雇手當の成立又は増額	540	488	319	309	272	309	237	82	59
監督の排斥	377	327	255	288	357	397	307	215	95
その他	40	26	45	45	47	44	51	25	45
その他	326	251	210	186	216	227	204	93	190

労働時報 昭和15年3月號による (昭和14年度は概数を示す)

(3) 六大都市吏員の俸給(平均)

六大都市の吏員の俸給平均表に就いて、各々の市より發刊してゐる統計書に基いて俸給表を見ると次の如くである

	書記	技手	區書記	雇員
東京	九〇・〇〇	一〇四・〇〇	八四・〇〇	五七・〇〇
大阪	九七・六〇	一〇六・一〇	六七・二〇	六五・九〇
名古屋	六八・四六	八二・二九	五八・二九	四一・三二
京都	七三・〇〇	八七・〇〇	六五・五七	五二・〇〇
神戸	七八・九六	九一・〇〇	七四・九三	五四・五三
横浜	八一・〇〇	八八・〇〇	七〇・六〇	四四・〇〇

以上は俸給のみであつて全實収入ではないが、官廳の賞與は二〇割乃至三〇割であるから、旅費其他による雑収入を加へても尙標準最低生活費に遠い事は知られるであらう。

(4) 市町村立小學校教員月俸

市町村立小學校の教員は二五萬人以上(昭和一〇年)であるが、此小學校教員の平均俸給額を見ると尋小本科専教員の本正は男六九圓一五錢、女子四八圓八三錢、平均六三圓〇二錢で、尋正男五一圓、女四二圓、平均四七圓である、専科正教員は男五一圓、女四一圓、平均四四圓で、準教員は男三八圓、女三三圓、平均三六圓、代用教員は男三七圓、女二七圓、平均三二圓、高小本科正教員は男六八圓、女五二圓、平均六七圓、専科正教員は男五五圓、女四五圓、平均五一圓、準教員は男三九圓、女三八圓、平均三九圓、代用教員は男四二圓、女三六圓、平均四一圓となつてゐる。

即ち本科正教員の男でも七〇圓に達してゐないのであるから、本研究の標準最低生活費の半額に充たない状態である。以上を更に府縣別に見ると、本科正教員男子で、七〇圓以上の平均になる府縣は東京八六圓五七錢、大阪八一圓三三錢、兵庫八一圓〇九錢、京都七六圓二九錢、北海道七五圓三三錢、愛知七三圓〇三錢、福岡七一圓一五錢、神奈川七一圓〇四錢の八縣に過ぎず、他は何れも六〇圓臺で五〇圓臺の處も少くない。高小本科正教員男子に於ても七〇圓以上の府縣は兵庫八五圓一六錢、東京八三圓四六錢、大阪七八圓九一錢、奈良七六圓一三錢、滋賀七五圓九三錢、京都七五圓九一錢、愛知七四圓〇二錢、鳥取七三圓一〇錢、廣島七二圓四六錢、北海道七二圓三〇錢、新潟七二圓二四錢、千葉七一圓一八錢、岡山七〇圓五八錢、福岡七〇圓一七錢の一四府縣のみである。以上は本科正教員の男子のみのものであり而かもこの額は年次別に見るも殆んど變つてゐない、故に大體全小學校教員の平均俸給額は六〇圓以下と見做され、小學校教員が如何に生活困難の状態に置かれてゐるかが知られるであらう。

(5) 警察官吏の俸給

全國警察官吏は六萬五千内外（昭和一〇年度末）であるが、之等の内最も多數を占めるのは巡査である、今警察官の俸給平均額を見るに

警部	七・〇〇
警部補	六・七二
巡査部長	五八・三八
巡査	四九・八九

で平均は六〇圓に充たず、僅かに警部のみが七一圓である。普通巡査は巡査部長に昇進するにしても相當年月を要し

而かも餘程成績がよくなければ昇進出来ない、従つて警部補、警部と昇進するものは實にまれである。俸給以外に多少の手當もあるが一ヶ月平均にすれば僅かである、故に小學校の教員と同じく、本研究標準生活費の半額にも充たねわけである。

斯の如く國民の代表的勤勞階級の収入状態を検討すると何れも充分でない事が知られる、而かも本研究の標準生活費の半額にも充たぬと云ふ事は、國家の將來を想ふとき寒心に堪へぬものがある。云ふ人があるかも知れぬ、現在兎に角生活してゐるではないかと、若し斯く云ふ人があれば、その人は國家の將來を憂へぬ樂天家である。各章に於て詳細に述べた如く、我國の國民の體位低下、疾病率の増大、災害率の増加等の實情は放任しておけぬまでに立到つてゐるのである、故に國家の大目的を達するためには最低標準生活の保證の必要性をハッキリと教へてゐる。

第四節 標準最低賃金と利潤

第一項 實施は容易である

今理論をぬきにして實際上から標準最低生活賃金が果して支出不可能か否かを見る必要がある。よく賃金が少しばかりの昇給をしても、すぐ會社がやつて行かれぬと一口に聞かされるのであるが、それは事實であらうか。陸軍が利潤統制を實施すると云へばすぐ利潤率の減少は企業心を失はしめ、引いては資本逃避をせしめるから得策でないとか、此大戦争をしてゐる戦時下に於て今尙平然とそうした恥すべき言辭を弄し勤勞階級にのみ負擔をせしめて顧みないと

云ふ事は實に遺憾な事である。我國國民の八割五分は勤勞階級の無資産者である。従つて賃金、俸給等の勤勞收入は全生活費となるべきものである。企業家が儲けたその自己の利益を充分とつた残りの内から與へられる、なんの標準もない賃金によつて生活する事は不安この上もない事で、斯如くでは生活の標準は決定されない。最低生活費は何んの標準もない賃金收入によつて、即ち入つたか勝負式の収入で決定されるものではなく、科學的生活基準を定めて、その基準により生活費を算定すべきものである。而してその科學的基準によつて定められた生活費より賃金は割出さるべきものである。従つて此見地からの賃金の決定は、その生活費と賃金とは絶えず併行さるべきものである。

例令へば生活費が一割騰貴したとすれば、賃金も又一割上昇しなければならぬ、賃金値上げが出来ぬ時は、物價をその併行するまで引下げねばならぬ。即ちかうした原則は如何なる場合と雖も實質的に併行する様に公正なる方式を定めて嚴重に守られねばならぬ。

最近の如く勤勞階級にのみ甚しい犠牲が強いられ、資本家に於ては戦時下でありながら二割、三割の利潤を享樂してゐる様では、産業報國の精神に反するものである。國民生活の安定は産業報國精神の具體的實踐事項でなければならぬ。産業報國を眞に徹底する爲には先ず標準最低生活費の保證が絶対に必要である。斯くしてのみ勞資一體は實現し國家本位の産業が確立されるであらう。

第二項 標準最低賃金と利潤率

標準最低生活費によると一ヶ月一四四圓要をすることになり、一日當り賃金に換算すると平均四圓七三錢六厘に當る。之を現在の賃金に比較すると之に近いものは僅かに一例のみで、他は何れも甚しく小額である。故に此標準最低

生活費による換算賃金を我國の賃金基準とする事になると、今日までの會社工場、官廳は賃金俸給額を甚しく増加せねばならない。そこで不可能ではないかと憂ふる者が出ないとも限らない。然し事實は少しも困難なものではない事を此處に示したいと思ふ。

(1) 戦時産業利潤率

一見現在平均賃金額の五割乃至一〇割の増額であるから無憂かの如く見へるのであるが之が、解決の重要事項は、果して企業家が此標準最低生活費賃金に堪へられるか否かである。今最近の戦時産業の利潤率を見ると次ぎの如くである。

戦時産業利潤率表(對拂込資本%)

一二年 上期	二〇・二	二三・四	二三・九
下 期	二〇・一	二四・六	二二・九
一三年 上期	二〇・二	二六・七	二二・三
下 期	二〇・〇	二六・四	二二・一
一四年 上期	二〇・六	二五・八	二二・九

(東洋經濟新報社調べによる)

即ち戦線にあつては尊い犠牲者を出してゐる今日に於て一方では二割、三割の利潤を個人で享樂してゐるのである。今假りに一千萬圓拂込の會社であるとすれば一ヶ月七〇圓平均の職工として、一ヶ年間に割當てると二〇〇萬圓の利潤があれば二三八一人の賃金に相當し、三〇〇萬あれば三五七一人分の賃金に當る額である。故に若し七〇圓月收の

職工賃金を一四四圓の標準最低生活費賃金に引上げようとするならば企業主の利潤率を約一割以内にする事によつて簡単に目的は達せられるのである。

(2) 我國代表的紡績會社の利潤率

以上は戦時産業利潤率であるが、平和産業である紡績業に就いて見るも同じ事である。日英兩國の官廳統計により英國の一經濟學者の計出した日英原價計算比較を見ると次の如くである。(世界の勞働第一四卷第五號 P.二六)

販賣價格に對する百分率比較 (一九三三年)

	英 (精紡及捻糸)	日本 (精紡)
原料	七〇・六	六三・三
燃料及動力	三・三	三・八
賃金	二四・一	四・八
俸給	二・三	二・一
其他の費用及利益	〇・三	〇・一
販賣價格	一〇〇・〇	一〇〇・〇

即ち俸給及利益率は英國では二・六%であるに反し、日本では二八・二%で、代表的紡績會社の利益三割と稱されてゐる常識に近似して居り、英國に比すると一〇倍である。これに反して賃金支拂額は英國は二四・一%、日本は四・八%で英國の五分の一でしかない。

又同じ學者に依つて、日英の紡績勞働者の一人一年當り生産額と賃銀受取額との比較が計出されたものによると、

正味生産年價額は殆んど同一であつたにかゝわらずイギリスの精紡及捻糸工は八五磅、日本の精紡は一四磅、捻糸工は正味價額五四磅賃金一四磅であつた、換言すれば正味價格に對する賃金支拂割合は英國は七八%、日本は精紡一三%捻糸二六%で六分の一乃至三分の一の支拂である。(1)

綿布に於ける賃金割合に於てもイギリス一九・二%、日本四・八%で約四分の一であり、一年一勞働者當り正味價格に對する賃金支拂額を見るもイギリスは七〇%、日本は二四・五%で三分の一である。(2)

毛織物に於ても同様でイギリスは一八・六%、日本は紡績四・三%、織布六・九%、一年一勞働者當りに於てもイギリス四八・五%、日本の紡績は二二・六%、織布四五%、絹及人絹に於てもイギリス二四・〇%、日本七・一%であつた今一二〇デール人絹生産費を(一封度當)示すと次の如くである。(1)(3)(世界の勞働第一四卷第五號 P.二七以下)

	イギリス	日本
パルプ	一・五四	一・五九
藥品	五・三五	二・六〇
賃金	六・九〇	一・五一
動力	三・一九	一・五九
その他費用	三・七八	一・〇九
合計	二〇・七六	八・三八

即ち賃金は日本の約四倍半である。尙此處に注意すべきは一封度當り賃金に於ても亦我國の賃金は低いと云ふ事である、即ち英は二・二ペンス、米は三・三三三ペンス、日本は〇・五三三ペンスで、日本は英國の四分の一、米國の六分の一の低賃金である。

斯く観するとき我國の製品が海外に於て競争し得るのは一に低賃金に基くものであることを確認せざるを得ないのである。

(3) 我國主要産業収益率

三菱經濟研究所調査による信託業六社、取引所及債券業一〇社、貿易業五社、運輸業及倉庫業二二社、製造工業一〇三社、鑛業九社、瓦斯及電氣一〇社、其他九社、合計一七三社の昭和一四年度下期(九月以降)に於て決算期を有するもの()に就いての事業成績を見ると、拂込資本金五六億六千八百萬圓に對する収益率は第一一二表の如くである、即ち一三年度下期の總平均は一四・六%、一四年度上期は一四・六%であつたものが一四年度下期は一五・〇%に上昇を示したのである。而して業種別に見ると(一四年度下期)證券業が最も高く三一・九%、次が貿易工業で二六・六%、第三位が信託業で二四・八%、第四位が汽船業で一七・九%、第五位が製造工業で一七・六%と何れも代表的業種が驚くべき収益を擧げてゐる。今期の収益金總額は四億二千六百萬圓で、前期に比し八・一%の増加である、之れを更に細別して二〇%以上の資本収益率を得てゐる業種を見ると次の如くである。

信託	二四・八	硝子	二〇・八
證券	三一・九	皮革	三四・四
貿易	二六・六	其他化學工業	二一・〇
電氣機械	二一・八	製糖	二七・一

即ち皮革の如きは三四・四%の高率を示すに至つてゐる。

配當率 配當率を見ると平均九・二%で硝子の如きは一四・四%の配當を行ひ、一〇%以上の業種は一五種に及んで

第112表 本邦に於ける主要産業の利潤率 (昭和14年下期)

業種	純益 %	配當 %	社内保留 %
信託	24.8	6.5	70
取引	9.0	6.7	19
証券	31.9	11.0	60
貿易	26.6	13.7	46
鐵道	9.7	8.0	15
汽船	17.9(23.1)	8.1	65
運輸	16.2	7.0	51
倉庫	3.5	2.3	35
製糖	17.6	9.7	42
紡織	17.8	12.9	25
工業	17.3	10.2	37
絲綢	16.8	10.0	40
絹織	14.5	11.6	15
織物	12.0	9.2	16
瓦葺	12.9	9.5	20
子品	20.8	14.4	27
藥品	17.5	8.0	53
藥業	15.8	9.6	33
脂草	14.5	10.0	26
紙料	34.4	9.5	69
工業	17.2	10.1	39
化學	11.4	9.5	14
機械	21.0	11.4	44
造船	21.8	10.0	59
船舶	12.2	6.6	44
運輸	18.6	7.7	55
鋼業	18.4	9.1	45
糖業	19.9	8.1	58
粉業	16.5	9.4	41
糖粉	27.1	11.0	58
菓子	15.4	10.0	30
印刷	14.9	8.0	43
山嶺	16.5	8.9	38
鑛	15.9	11.5	25

第113表 本邦主要會社の利潤率 (A)

會社名	公稱資本	利益率	配當	會社名	公稱資本	利益率	配當
浦賀船渠	15,000	3.10	0.8 記0.2	日本石油	80,000	3.23	0.8
石川島造船	16,000	2.71	0.8				記0.2
函館船渠	4,000	1.86	0.7	旭石油	5,000	3.07	1.0
日本鋼管	55,000	4.12	1.2	日本窒素	200,000	1.34	1.0
				日本曹達	80,000	2.75	1.2
日本製鐵	359,821	2.31	0.7	昭和肥料	30,000	2.76	1.0
小倉製鋼	16,000	2.99	1.2	電氣化學	28,000	2.15	1.0
神戸製鋼	45,000	1.90	0.8	日本染料	15,000	4.31	1.2
			特0.1	旭電化	5,000	3.61	1.0
大同製鋼	6,000	2.03	0.9				特0.2
三菱重工	120,000	1.63(純)	0.7	理化工業	3,000	3.44	1.0
日立製作	117,900	2.87	1.2	日本製鍊	10,000	2.89	1.0
瓦斯電工	12,000	3.94(純)	0.7	日本硫黃	2,000	2.78	1.2
東京製鋼	10,500	6.42	1.0 記0.5				特0.03
新潟鐵工	10,000	3.37	1.0	品川白煉	5,000	1.89	0.8
池貝鐵工	10,000	3.34	1.0				記0.5
理研ビストン	6,000	2.54	1.0	鐘淵紡績	60,000	4.93	2.5
大連機械	10,000	4.99	1.0	東洋紡績	72,725	4.00	1.8
滿洲工廠	10,000	1.80	0.9	帝國人絹	36,000	4.49	1.5
荏原製作	10,000	2.39	1.2	帝國製麻	17,125	2.46	0.8
日本電工	50,000	2.18	1.2				特0.2
日滿アルミ	10,000	2.63	0.8	明治製糖	48,000	4.58	1.2
日本鑛業	160,000	2.48	1.4	大日製糖	61,970	3.19	1.2
三菱鑛業	100,000	2.13(純)	1.2	日本製粉	12,000	2.58	1.0
北海炭礦	70,000	1.37(純)	0.8	大日鹽業	8,000	1.88(純)	0.8
九州炭礦	10,000	2.44	0.8	日本郵船	106,250	3.91	0.6
入山採炭	6,000	2.96	0.8	大阪商船	100,000	1.46(純)	0.6
			特0.2	東洋拓殖	50,000	1.17	0.5
東邦炭礦	16,500	2.78	1.0				

(註) 純とあるは資本償却引去後の純益金を基準としたもので實際の利益率は更に大となるものである。

大衆經濟昭和12年9月第9卷第9號 P. 65

業種	純益	配當	社内保留
石油	14.3	8.1	38
瓦斯	12.3	9.2	24
電氣	9.1	7.7	12
水産	14.2	10.0	22
土木	5.7	4.1	22
地産	7.6	6.2	14
建築			
栽培			
合計	15.0(15.2)	9.2	37

(註) 括弧内の數字は増資益其他を含む
本邦財界情勢 昭和15年2月號 P.60

る、配當總金額は二億六千八百二十五千圓である。
社内保留 社内保留の大なる程實質的利益は大となる。前記の平均社内保留率三五%であつたものが三七%に上昇を示し其金額は一億五千八百九十七千圓である、業種別に見ると信託は七〇%、皮革六九%、汽船六五%、證券六〇%、電氣機械五九%、製糖五八%、鐵鋼五八%、醫療藥品五三%等々、五〇%以上のものは一〇種に達してゐる。
以上は單純に見た丈であるが實質的には更に大なる利潤を占めてゐるのである。

(4) 本邦主要會社別利潤率

前項に於ては産業別利潤率を見たのであるが更に會社別に見ると第一三表A及一一三表Bの如くである。即ち三割、四割の利益率のものも少なく、六割のものさへある。配當に於ても八分乃至一割を確保されてゐる。此低金利時に於ける一割配當は、實質的、利潤率は一層大と見なければならぬ。
故に前述の如く今日までの三割、四割と云ふ法外な利潤を當然かの如く考へられて來た自由主義經濟を統制經濟、戰時經濟本位に根本的に改め、

第113表 本邦主要會社の利潤率 (B)

	拂込 資本金	收益金	収益率	配當率	利益保留
日滿アルミニウム (12年上)	6,154	806	2.94	0.8	—
大隈鐵工所(12年3月)	1,500	398	5.3	1.0	—
豊田式織機(12年3月)	9,375	778	1.65	0.8	—
北海炭礦(11年下期)	53,800	3,557	1.32	0.8	—
入山探炭(11年下期)	—	433	2.04	0.8	—
九州炭礦(11年下期)	—	752	2.41	1.2	—
旭石油(12年上期)	—	466	3.07	1.0	6.7
日本石油(12年上期)	61,000	9,838	3.23	1.0	—
川崎造船(12年上期)	—	4,542	1.14	0.6	3.0
東洋モス(12年上期)	10,075	2,000	3.4	0.8	(65萬圓)
日本酸素(11年下期)	—	599	3.19	1.0	—
日本製鍊(11年下期)	2,950	381	2.58	1.0	—

大衆經濟 12年7月號

眞の産業報國精神に徹底せしめねばならない。斯くするなら法律命令によらずとも最低生活の保証は出来るであらう。幾度か繰返すことであるが、産業全體が利潤追求本位から離脱して、國家本位に建直される事である。斯くするならば、標準最低賃金の實施は容易である。

第五節 經營上から見た 標準最低賃金制 度(月給制)

標準最低賃金制度(月給制)は我國家族制度による國家形態に於ける労働政策としては最善無二の制度であることに就いては各所に於て述べた處であるが、同時にこの標準最低賃金制(月給制)

が、産業を繁榮ならしむる爲めにも最善の制度であることを銘記すべきである。今日までの最低生活保証である最低賃金制に就いては、各種の反對論があつたのであるが、之れは何れも思ひ過しであることが多いのである。今、渡邊旭氏が自己の會社に於て實施されつゝある、月給制の經驗により述べられてゐる點が参考になる點が多いので本研究の結果の實際額とは相當の開きがあるが、同氏の説と著者の意見とを織り交せて月給制の効果を擧ぐれば次の如くである。(渡邊旭氏 賃金制より見たる月給制度 P七)

(1) 作業能率を低下する憂はないか

最低賃金制によつて生活を保證すると能率を低下し事業の存立が出来なくなりはせぬかと心配するものが多いのであるが、全くこれは杞憂である。今日までの能率を賃金で釣る賃金制では逆に次の如き缺陷があると渡邊氏は自己の會社に於て實施した體験から説明されてゐる。

労働を商品化せる賃金制の弊害

- 粗製濫造
- 機械工具類の過損耗
- 過勞
- 出勤の増加
- 災害事故の頻發
- 體位の劣下
- 収入の不同、青年期の過収入
- 父權期の収入減

機會不均等
不 公 平
協力精神の低下
個人主義の瀟漫
賃金第一主義
研究心の不振
單價決定の至難性
單價過低の弊
單價過高の弊
單價切下げの怨嗟
組織的怠業
勞資協力の破滅

之は一パイロットのみの事ではない、労働を商品として取引せんとする賃金制に於ては大小にかゝらず起る悪い結果である。然るに最低生活保証による最低賃金制を實施してゐる會社工場等に於ては全く逆な好現象を見るのである。月給制は日本人の性質から見ても生活保証制と云ふ根本に立つて人を人らしく遇する制度であるが故である。之れは眞の能率向上策の根本をついたものと云ふべきであつて、前記渡邊氏は之が實施による効果を次ぎの如く述べてゐる。

月給制による効果

- 1、人事管理は意のままに而も最善に行はれる。
- 2、機械工具に對する改良工夫の熱意は期せずして燃え上つて来る。

- 3、作業研究は何の障害もなく眞實な姿に於て行はれる。
 - 4、工程管理の合理化は計畫通り而も磨擦なく行はれる。
 - 5、技師、技手は單價の決定とそのトラブルの解決とに忙殺されてゐたことから解放され、彼等本來の専門的職分に専任し得るやうになる。
 - 6、従業員は収入の不同不公平による不平不満の感情から解放され、安業樂土の愉悅を取戻して、心から愛社精神に燃え協力一致の美風を發揮するやうになる。
 - 7、工場内には何時の間にか「一個いくら」の打算的個人主義の觀念が消え去つて、ひたすら工程管理の責任を完うせんとする全體協力の意識が昂まり、量剋質の弊害が一掃される。
 - 8、移動率が減少し、勤続年数が延長される。
- 即ち能率を賃金で釣らんとして起つてゐた缺陷が見事に是正され、作業能率も甚しく向上され、眞の勞資協力、産業報國の精神に生きる事を示してゐる。(第三節第二項賞與制の部参照)

(2) 欠勤率は増さぬか

欠勤率に就いては、請負制と比較して多くならぬかと云ふ心配をするものがあるが、元來欠勤は請負制度の結果として過勞に陥り之がために欠勤するものが第一であると指摘されてゐる點より見るも知られる處で、返つて月給制度によつて勞働強化による過勞がなくなり、加ふるに愛社精神も昂まるから、欠勤率が減少し、必然的に工場全體としての総合的能率が向上するのである。(前掲書 P.一五)

能率の固定化の弊害はないか。

最低生活が保證されても、刺激制度である賃金制度がないと、能率の固定化を來たしはせぬかと云ふ事であるが、

之は賃金とリンクせしめぬと能率が舉らぬものと云ふ古い間違つた思想から起る疑問で、賃金と能率とを切り離すことが眞に能率増進である事に目醒めぬ限り、此の疑問を解く事は不可能である。日本式最低賃金制を理解する爲には此の古い利益本位の外國模倣思想から脱け出す事であればならぬ。元來能率固定化は定額給制度に於てのみならず請負制度に於ても、勤勞を賃金で換算してゐる限りは起り得る現象であつて、之を克服するには賃金制度以外の方法によつてなす事が絶対必要である。

(3) 監督上に困らぬか

勞働管理上から見て監督を嚴にせねば従業者が怠ける様では愚策と云ふべく、身を以て垂範する指導主義で運用する事でなければならぬ、監視主義には行き詰りが来るが指導主義には行詰りがないのである。而も月給制は此指導精神で行く事が一層効果をもたらす結果となつてゐる。今日までの指導者は口先丈は立派な事を云つても、自身に於ては全く實行せず、否云ふ事と相反するが如き行動を敢へてなし恥ぢとしないと云つた態度であつたがために、馬の耳に念佛と化してゐるのである。部下にのみ奉仕を説き節約を強いても、自己は驚くべき利潤を擧げ、家にあつては贅澤をなし、蓄妾をなし、人畜に近い生活では問題にされないのは當然である。此の部類に入る指導階級が餘りに多いのではなからうか。

(4) 仕事への熱意が低下せぬか

仕事に對する眞の熱意とは何を意味するか、自己一個のみの収入を増加せんとする爲の仕事への熱意は眞の熱意ではない。自己利益のための仕事の熱心は、一度び利益がなくなれば忽ちにして熱心は不熱心となるのは必定である。

斯の如き似而非なる熱意では、産業報國精神による協力は困難である。眞の熱意は私利によること事なく、國家目的遂行に協力する爲には、凡てを投げ出して掛る事である。日本人には此の精神熱意が本質的にあるのである。然るに今日迄の資本制賃金制度によつて、次第に賃金奴隷根生を生ぜしめるに至つたのである。日本人の眞の肚の中は、眞に産業報國精神に燃えた奉公主義で一杯なのである。皇軍の勇敢さは何れも此精神を肚の中に持つてゐる現れである。以上は渡邊氏が月給制の體験による説明と、其他の資料と、著者の考へとを綜合した疑問への回答であるが、最低生活費保證を基準とした標準最低賃金(月給制)の實施は經營上からも又得策である事が知られるであらう。

第十三章 結論

第一節 標準最低賃金實施に伴ふ原則

本研究による標準最低賃金を實施するに當つて次の如き原則による。

- 1、標準最低賃金制を制定する。
- 2、標準最低生活費は原則として月給制とする。
- 3、地方別生活費の大小の差は實際に上起るから、地方別にブロックに區分してその差等は専門委員會の如き機關により決定し調節を圖る。

- ④、産業別に差別を設けず國家目的に依つて自由に編成替えられ、統一し組織的管理を實施せしむる。
- ⑤、人的資源の活用擁護のため産業に必要な人的配置を官民の如何にかかわらず合目的に交流せしめ、人的資源を極端に活用し、人的邊在を許さない。従つて原則として職業別による賃金率の差を設けない。只作業の難易、作業量の大小良否、危険度、教育程度、誠意努力等による個人差に就いては或限度まで認める。(第二節以下参照)
- ⑥、標準最低賃金は家族扶養率に比例するが故に、企業者の任意にせしむる時は扶養率大なる者を嫌ふことになる故、雇入解雇等一切勝手な行動の出來ぬ様に規定する。
- ⑦、標準最低賃金は物價を無視しては實施出來ない、故に最低賃金の保證と同時に物價統制を併行實施せしむる。以上の如き前提を以て本標準最低賃金を實施するならば、その効果は期して待つべきものがあると確信するものである。以下簡単に實施の具體的方法に就いて私案を述べることにする。

第二節 標準最低賃金實施具體案

第一項 扶養率の大小と年齢別賃金

我國は 御皇室 を中心として我々國民が細胞となり大日本帝國をつくつてゐる大家族集團である。従つて賃金も亦家族制度の美俗を伸長擁護するものでなければならぬ事は各所に於て述べて來た所である。然るに今日までの賃金の支拂方法を見ると仕事本位である爲に、日本の國體にそぐわぬものであつた。かうした不合理な賃金制を此まま放

任して置くと、家族を多く有することは扶養負擔を大なしむるが故に、家族の少なるを望み、遂に産兒調節(ハスコントロール)をするものを生ぜしめ、我國人口増加に重大な影響を與へる憂いが大である。故に家族單位とした最低賃金制は、國家目的遂行上缺くべからざる條件である。只問題となるのは之を具體的に實施する場合に、家族のないもの、あつても一人の者或は二人の者の場合をどうするか、又逆に標準より扶養者の多い場合をどうするかと云ふ點である。家族扶養單位の標準最低賃金はそのままとし、子供のない者は此標準最低賃金から扶養率による賃金率による額を控除したものを子無し税と云つた形に於て差引き、國家に納付せしめる事にし、此納められた額は丁度標準より多い扶養率に相當する額であるから、扶養者の多い者に對してその扶養率に應じて家族給として支給すると云ふ形式をとるのである。斯くする事によつて多數の家族扶養の義務を負つてゐる者に對して、その扶養率に應じて家族扶養の義務を免れてゐるものによつて補はれ實質的に生活が保證されるのである。

今夫婦丈の場合、子女一人の場合から七人迄の場合に就いて具體的に、子女扶養率によつて年齢別に賃金月收を算出すると第一一四表の如くで、之を圖表化したものが第一一圖である。即ち之れによると夫婦丈の場合は結婚後は變化を示さぬことになつてゐる、子女一人の場合は四八歳の一五〇圓七二錢を最高として夫婦線に歸る、子女二人の場合は同じく四八歳の一九七圓四九錢を最高として低下を示し五十一歳で夫婦線に歸る、子女三人の標準扶養率では同じく四八歳を最高として低下し、五三歳で夫婦線に歸る、子女四人、五人、六人、七人何れも四八歳を最高として低下し、標準線に歸り、子女七人のみが低下を示すが最後まで標準線に歸らない、尙此處に注意すべきことは圖を見れば明かな如く、何れも四八歳を最高線としてピラミットの如き形を示してゐることである。即ち四〇歳頃より漸次扶養負擔が大となつて四九歳より低下を始めると云ふことは、四〇歳から四八歳前後が最も負擔の大なる時季であることを教

へるものである。従つて収入も亦之に伴はねばならない、然るに我國の賃金は既述の通り年齢的に賃金支給が考慮されて居らないが故に甚しい矛盾を持つてゐる。今之れを判りよくするために第一圖に曲線を入れて比較すると一層明瞭となる、股販産業の平均月收線は、全國産業團體聯合會が代表的な工場二六工場を選び中堅工員三二名につき月收高（賞與共）を調査したものであり、平和産業は代表的な一二工場中堅工員一二名につき調査したものを年齢別に整理されたものである。此調査は甚しく被調査人員が少ないので之で全體を觀察比較は困難であるが、實際生活上に必要なる生活費と賃金とが如何に不一致であるかと云ふ事は之れ文によつても充分知られるであらう。

平和産業の如きは三五歳を最高とし年々減少を示してゐるのである、故に賃金の年齢別基準は家族の扶養の大小によつて決定されることが絶対に必要である事を立證するものである。

訂正曲線による實施案

以上は各扶養率によつて算出されたものであるが、全生活期間を通じて曲線をナガラカに訂正して實施することは一方法である。即ち四八歳に於ける最高線を三五、六歳前後を崩して支給するならば三五、六歳に於ける、扶養負擔額以上の剰餘分は貯蓄として、四八歳の最高扶養負擔期に役立たしめる事が出来るであらう。之は昇給規則に於て規定すれば問題なく出来る事である。

第二項 昇給率

今日勞務者に對する昇給規則を見ると全く統一がなく、不完全なものである。成文になつた昇給規則を持たぬ會社工場も少くない。本研究に於ては標準最低賃金であるから、昇給率も年次も明かなる處であるから最低賃金生活に於

第114表 子女扶養率から算出した年齢別賃金表（月收）


年齢	夫 婦		子							女						
	扶養率	1ヶ月當り賃金	扶養率	1人	扶養率	2人	扶養率	3人	扶養率	4人	扶養率	5人	扶養率	6人	扶養率	7人
20	1.0	51.97	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	1.0	51.97	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	1.0	51.97	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	1.0	51.97	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	1.0	51.97	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	1.0	51.97	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	1.0	51.97	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	1.9	98.75	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	1.9	98.75	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	1.9	98.75	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	1.9	98.75	2.2	114.34	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	1.9	98.75	2.3	119.53	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	1.9	98.75	2.3	119.53	2.9	135.13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	1.9	98.75	2.3	119.53	2.7	140.32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	1.9	98.75	2.4	124.04	2.8	145.53	3.1	161.11	—	—	—	—	—	—	—	—
5	1.9	98.75	2.4	124.04	2.8	145.53	3.2	166.31	—	—	—	—	—	—	—	—
6	1.9	98.75	2.4	124.04	2.9	150.72	3.3	171.52	3.6	187.10	—	—	—	—	—	—
7	1.9	98.75	2.6	135.13	3.1	161.11	3.5	181.90	3.9	202.69	—	—	—	—	—	—
20	1.9	95.75	2.6	135.13	3.1	161.11	3.6	187.10	4.0	208.00	4.3	223.45	—	—	—	—

8	1.9	98.75	2.6	135.13	3.3	171.52	3.8	197.49	4.2	218.28	4.6	239.07	—	—	—	—
9	1.9	98.75	2.7	140.32	3.4	176.71	3.9	202.69	4.4	228.69	4.7	244.28	5.0	259.87	—	—
40	1.9	98.75	2.7	140.32	3.4	176.71	4.1	213.00	4.6	239.07	5.0	259.87	5.4	280.66	—	—
1	1.9	98.75	2.7	140.32	3.5	181.90	4.2	218.28	4.7	244.28	5.2	270.26	5.6	291.05	5.9	306.65
2	1.9	98.75	2.7	140.32	3.5	181.90	4.2	218.28	4.9	254.67	5.4	280.65	5.8	301.45	6.2	322.24
3	1.9	98.75	2.9	150.72	3.7	192.80	4.5	233.87	5.2	270.26	5.7	296.25	6.2	322.24	6.6	343.03
4	1.9	98.75	2.9	150.72	3.7	192.80	4.5	233.87	5.2	270.26	5.9	306.65	6.4	332.63	6.8	353.42
5	1.9	98.75	2.9	150.72	3.8	197.49	4.6	239.07	5.4	280.66	6.1	317.04	6.6	343.03	7.1	369.02
6	1.9	98.75	2.9	150.72	3.8	197.49	4.6	239.07	5.4	280.66	6.1	317.04	6.8	353.42	7.3	379.41
7	1.9	98.75	2.9	150.72	3.8	197.49	4.8	249.45	5.6	291.05	6.4	332.63	7.1	369.02	7.6	395.00
8	1.9	98.75	2.9	150.72	3.8	197.49	4.8	249.45	5.6	291.05	6.4	332.63	7.1	369.02	7.8	405.40
9	1.9	98.75	—	—	2.8	145.53	3.8	197.49	4.7	244.28	5.5	285.86	6.3	327.44	7.0	363.82
50	1.9	98.75	—	—	2.8	145.53	3.8	197.49	4.7	244.28	5.5	285.86	6.3	327.44	7.0	363.82
1	1.9	98.75	—	—	—	—	2.9	150.72	3.8	197.49	4.8	249.48	5.6	291.05	6.4	332.63
2	1.9	98.75	—	—	—	—	2.9	150.72	3.8	197.49	4.8	249.48	5.6	291.05	6.4	332.63
3	1.9	98.75	—	—	—	—	—	—	2.9	150.72	3.8	202.69	4.8	249.48	5.5	285.86
4	1.9	98.75	—	—	—	—	—	—	2.9	150.72	3.9	202.69	4.8	249.48	5.5	285.86
5	1.9	98.75	—	—	—	—	—	—	2.9	150.72	2.9	150.72	3.8	197.49	4.9	254.67
6	1.9	98.75	—	—	—	—	—	—	—	—	2.9	150.72	3.8	197.49	4.8	249.48
7	1.9	98.75	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.8	145.53	3.8	197.49
8	1.9	98.75	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.8	145.53	3.8	197.49
6	1.9	98.75	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.9	150.72
60	1.9	98.75	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.9	150.72

第三圖 標準最低賃金實施具體案



第11圖 年齢別扶養率曲線



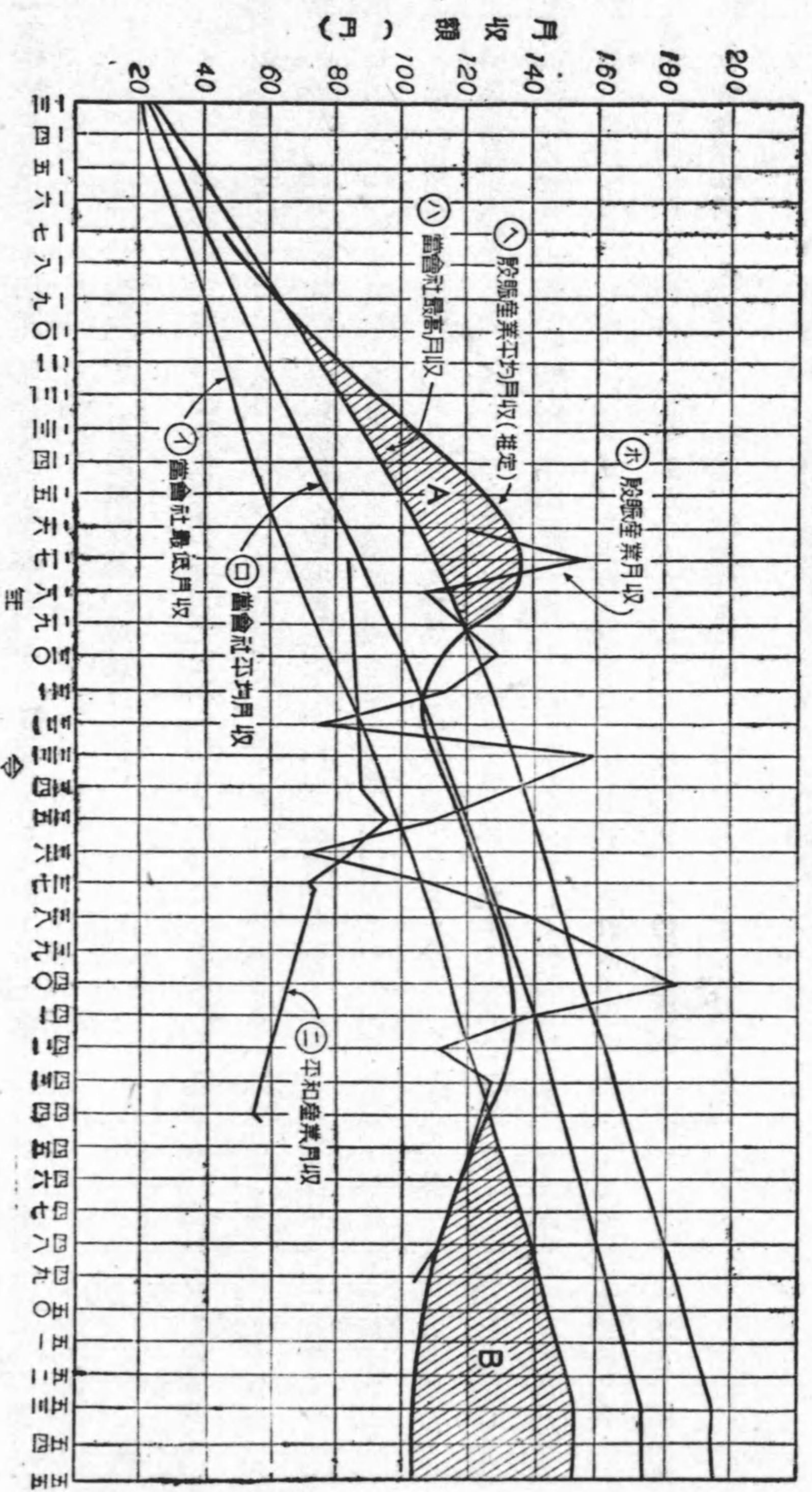
て此の細目を規定する事が必要である。その要旨は第一一四表を見れば明かなる如く、その扶養率と年齢とを綜合したものを成文化せば足りるのである。只既述の如く、之を年齢別に四八歳前後の最高時を三五、六歳前後を中心にし、て曲線をなだらかに訂正する場合はその率を算出して、訂正率表を作製することによつて目的は達せられるであらう

第三項 月給制實施の成績

パイロット萬年筆株式會社では全従業員に對して昭和一〇年一〇月より月給制を實施した、之れが内容は本書の研究の如く純家族扶養率によるものではなく、家族扶養想定線を畫いて之を年齢に直したものである。本研究と相當の開きはあるが、實施の精神が、我國家族本位を基調となし、以つて經營能率對策上から高率賞與制を以てしたるが如き現資本制度下に於ける賃金政策として最も推奨すべきものであり、而かもその成績に於ても良好なる成績を示してゐることは月給制が労働政策上のみならず、企業經營上亦得策である事を示すものであらう。第一一五表は同社の年齢別給料を最高、中、最低に示したものである、此年齢別給料を圖表化したものが第二二圖である、賃金絶對額では本研究標準最低賃金より低位であるが、年齢曲線で見ると四八歳までは正しく併行して居り、四七歳より本研究は扶養負擔の低下に從つて低下を示すが、パイロットは五三歳まで上昇を示しそれより同率となつてゐる點が相違點である。尙第一一圖は此年齢別月収と賞與給を合した月収額を全産聯調査の年齢別月収額と比較したものである。請負制による賃金が如何に不同であり、年齢、家族等を無視してゐるかが一目にして知られる。

第四項 仕事別及個人差に就いての對策

第12圖 月給制度と請負制度との年齢別月収比較圖



労働産業及平和産業の月収は各産業調査に依る。
労働社月収高は月給に賞與の月割額を加へたるものなり。

第115表 パイロットの年齢別給料表(月収)

満年齢	男					女								
	男子社員		男子傭員		見習月給	臨時日給	女子社員		女子傭員		見習月給	臨時日給		
	最高	最低	最高	最低			最高	最低	最高	最低				
13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	雇入限度	
14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
16	43	37	30	30	27	25	25	24	24	22	20	19		0.63
17	47	41	34	34	31	27	25	23	23	21	20	19		0.67
18	51	45	38	38	34	30	27	25	25	23	22	21		0.70
19	55	49	42	42	37	32	29	27	26	25	23	22		0.73
20	59	53	46	46	40	34	31	29	27	26	24	23		0.77
21	63	56	48	48	44	36	33	31	29	27	26	24		0.80
22	67	59	50	50	47	38	35	32	30	28	26	25		0.83
23	71	62	52	52	47	40	37	35	34	32	31	29		0.87
24	75	65	54	54	50	42	39	37	35	34	32	31		0.93
25	79	68	56	56	52	44	41	39	37	35	34	31		0.97
26	82	70	58	58	55	46	43	41	39	37	35	31		1.03
27	85	73	60	60	58	48	45	43	41	39	37	35		1.03

第三節 標準文化的生活向上賃金制

以上は勤勞者の立場を主として研究された最低賃金であるが、我國國民文化の一層の向上を計るためには、更に程度の高い標準文化的生活にまで引擧げる様努力せねばならない。然し現在の資本制經濟下では最低賃金でさへ實施されてゐない我國の現在であるから、今直ちに文化生活向上費まで得ることは困難であるが、然し努めて前進せしめねばならぬ。斯くする事は一面一層國民の總力を蓄積することになり結局利益となるものである。而して今最低賃金以外の標準文化生活向上費を得る方法は次の原則による事が最も適當であらう。只標準文化的生活向上賃金を如何なる程度まで認めるかと云ふ限度を決定することは必要である。無制限に多額を支給する事は、再び賃金奴隸根性を發生せしむるから、むしろあまり高率でなく而も能率向上に資するに足る程度のものですべきである。標準文化生活向上費と云ふも、文化の進展によつて絶へず進歩向上するものであるが、生活費を基準として最高を（凡ゆる條件の備つた者）此標準最低生活費の三〇%（加給率二〇%賞與一〇%）までに止むべきものであると考へる。此程度は文化的向上費として必要であり、亦獎勵策としても効果あるものと考へる。尙此處に特記すべきは、此標準文化的生活向上賃金は同時に戰時其他の事由によつて生活費の騰貴を來たした場合に直ちに役立つと云ふ點である。即ち今回の支那事變の如きが起り國家的立場から最低賃金の値上げは出來にくい状態に立至り、さりとて物價の低下策は徹底せぬと云つた場合は、此標準文化的生活向上賃金を充分活用せしむるならば、生活不安を招來せしむるが如きは防止されるのである。故に標準文化的生活向上賃金制はかうした場合の對策として、是非必要である。今之が具體案を示し参考に供する事にする。

標準文化的生活向上賃金制

標準文化的生活向上賃金制を分けて次の二つとする。

- (一) 加給制（經營者の立場を重にす）
- (二) 賞與制（景氣不景氣等を主とす）

第一項 加給制

加給制に於ける内容を次の如くする。

- (一) 能率俸
- (二) 年功加俸と恩給制
- (三) 精勤俸
- (四) 能率俸

今日行はれてゐる金で能率を釣る「單なる請負制」は廢止すべきものである事は既に述べた處であるが、然し仕事の難易、技術の優劣、勤怠等による生産能率の大小、良否等の個人差を無視する事は不合理である。故に標準最低賃金を基本として之に加給制を實施して、之等の個人差による不均衡を公平化さねばならない。

個人差決定の基準とその不均衡の是正

それには先ず個人差を如何なる基準によつて評定するかが定められねばならぬ。之には在來の所謂科學的賃金管理

方法等に於て研究されて来た方法によることが出来るであらう。即ち時間研究、動作研究を各作業別に細密に科學的研究をなし、之を年齢別、男女別、體力別（健康度等）を斟酌して作業別に標準作業量の決定をなし、作業の割當をなすのである。斯くするならば自己の標準作業量が決定されるから、良心的に少くとも標準作業量は遂行されるであらう。従つて生活保證による怠け者が出るであらうとする心配はなくなる。

斯くすることによつて標準作業量は大體確保される。然し尙標準作業量の遂行出来ぬもの、或は標準以上を爲すものが必ずあるものである。之は人間が出生と同時に體質、環境、教育、修養、努力、技倆等によつて起る不可避的部分であり、此個人差の若干存することは事實である。又仕事別に起る差異等も免れない、そこで以上の個人々々の不均衡を是正する爲には標準作業量を基準として標準以上の作業者に對して能率加給制を實施し、以て之れが不均衡を是正し、能率の向上を圖ると同時に文化的生活上費たらしめる事が大切である。今能率加給の賃率指數の決定の項目を擧げれば次の如きものである。（評點は一例として示したに過ぎない、只作業量の大小良否にウエイトを大としたのは、之は割増制廢止による點を考慮したものである、何れにしても此ウエイトは後述の如く公正に決定されねばならぬものである）

項目 番号	基礎項目	項目	説明	重 評 點	要 平均 度
1	工人を得るの困難	代りの工人をこの土地で得る困難の程度		6.5/ 6.6	6.55
2	労働状況	工場所在地附近の労働者の賃金相場に比し、賃金を要すと思はれる程度		8.0/ 7.5	7.75
3	危険災害	仕事に災害を惹き起し易いと思はれる程度		11.5/11.5	11.50
4	保健衛生	仕事に衛生上有害なりと思はれる程度		6.0/ 6.3	6.15

5	教育	仕事をする上に必要と思はれる學力程度	7.5/ 7.7	7.65
6	技倆	一人前の工人になり得るまでの程度	14.0/15.0	14.50
7	徳義	仕事に誠實心を要すと思はれる程度	17.5/13.5	15.50
8	努力	仕事をなすに當り骨の折れる程度	13.0/15.9	14.45
9	仕事量の大小	標準作業量を基礎として評定する	15.05/16.90	15.95
計	管社工人待遇上列記係項目互の重要度を定め評點をなし其の合計 點數を100點とする		100/100	100

即ち労働状況（仕事の難易）危険の程度、不衛生、教育、技倆、努力、徳義心、人を得る難易、作業量の大小等によつて賃率指數を決定して、之によつて評價するのである。但し此處で大切なことは以上各項目のウエイトの決定である。此の項目及ウエイトの決定は國家に於て専門委員會を設置し、政府代表、企業代表、従業員代表と必要ある代表者と専門委員とによつて科學的に公正なる決定がなされるべきものである。（評點表に就いて詳細はダイヤモンド社發行能率賃金支拂法（井上、上田共著）P・110以下参照）

斯くして決定された賃率指數によつて能率加給賃金を、最高を最低賃金の一〇%以内にて算定するならば、各人の關係が極めて事實に近いまでに公正化されるであらう。

(二) 年功加俸と恩給制

年功加俸も精勤俸も共に勤勞に對する熱意を示す尺度であるから、その熱意に對して適當なる給與制を持つことは本人をして益々努力精勤せしむるに役立つものである、故に年功加俸は是非必要である。筆者は年功加俸につき次の如き私案を提出し更に研究を切望するものである。

年功加給期 年功加給期間を一期五年とし(但し五期は六年とす)、第一期開始を結婚年齢たる二七歳を以て始め、第一期(二七歳—三一歳)を標準最低賃金月収の三%、第二期(三二歳—三六歳)を三・五%、第三期(三七歳—四一歳)を四%、第四期(四二歳—四六歳)を四・五%、第五期(四七歳—五二歳)を五%、第六期(五三歳—以上)を五・五%として支給する。尙實際には六〇歳に至らざる者の死亡及六〇歳以上の長壽者はあり得るわけであるから、六〇歳以上の長壽者及疾病其他の事由により勤勞し能はざるに至りたる者にして年功加俸第五期を過ぎたる者に對しては恩給制を採用して、標準最低賃金月収を死亡まで支給する。

(三) 精勤俸

精勤俸は能率向上の見地から大切であるばかりでなく、集團的勤勞生活上極めて大切なものである。精勤俸は精神的協力への支給であるからその支給率は大なるを要しない。著者の私案によると三ヶ月を單位として一ヶ年を第一期(一月—三月)第二期(四月—六月)第三期(七月—九月)第四期(一〇月—十二月)の四期に分ち、次の如く支給する事が比較的合理的であると考へる。

- 一、一期精勤毎に標準最低賃金月収の一〇%支給
- 二、四期連續精勤者には既に支給したる以外に標準賃金月収の八%を追加支給する
- 三、各期間共一日づゝの缺勤のため精勤俸を受けざる者も四期を通じて精勤標準より缺勤四日以内の時は標準最低賃金月収の一五%を支給する

以上は私案であるが、此支給賃率は定められた専門委員會に於て缺勤率等を詳細に研討して標準を決定し、精勤俸

を得ることが甚しく困難であるが如き基準でないやうに注意するべきである、只此處にハッキリと擧げられることは標準最低生活保證による賃金制下に於ては、缺勤の原因である過勞等の悪條件が排除されるが故に、必然的に缺勤率が減少し、精勤給を受ける者が多くなると云ふことである。

故に支給賃率は大ならざるも精勤の刺激として充分に効果を現はすであらうと信ずる。

第二項 賞 與 制

景氣、不景氣により、同じ努力、同じ經營策を採るも、企業利潤は年々同額を確保し難い。そこで利益の大小によつて利益金の分配をなす方法である。此の賞與制は、(一)の加給制による能率向上策としても、亦役立つものであるから是非實施さるべきものである。只支給割合の甚しく大なることは賃金奴隷化せしむる恐れあるが故に、年一〇割内外を限度とすべきである。尙支給階級は成績査定を甲乙丙の三階級位に區分して支給する事が悉當であらう。斯の如く最低生活保證を基調とした月給制が、只賃金で釣る賃金政策に比して、如何に能率の向上が恒久化されるかが知られる。今此の實例としてパイロット萬年筆株式會社を擧げることが出来るであらう。同社は昭和一〇年一〇月より臨時工以外は全部月給制となし、能率向上策として高率賞與制を以てし、非常な好成績を擧げてゐる。(第一一六表)即ち月給制を實施した昭和一〇年を一〇〇とした能率指數を昭和一四年度迄を見ると軸工場は四一六、金ペン工場二〇七、取付工場七二五で、全工場平均は三四九で約三倍半の向上である。

更に缺勤率に就いても、事變後増加を示しては居るが(之は何處も同じ傾向である)僅かづつで、他工場の如く甚しい變化を示してゐないのも、賃金との關係深い事を見逃すことは出来ない。(第一一七表)